

モンゴル国
「調停制度強化プロジェクト」
終了時評価報告書

平成24年6月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

産 公
J R
12-127

序 文

モンゴルでは、1990年代以降の市場経済化の進展や経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するために、国民や企業の権利を保障する法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっており、国家開発戦略において法・司法制度および関連機関の機能強化が優先課題の一つとして明記されています。

これまでモンゴルでは、国民による弁護士の利用度は低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を十分に果たしていませんでした。また、増加する裁判所の利用数に対し、判決を得ても執行することが困難で、権利が実現できなかつたり、裁判中に和解がなされることが少なく、経済的合理性を有する紛争解決が行われていないことが問題点として指摘されていました。わが国は、モンゴル政府の要請を受け、その状況の改善を支援するため、2004年から2006年に法制度整備分野の個別専門家派遣を開始し、2006年から2008年にかけては法務内務省（モンゴル弁護士会）と共同で「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施し、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置するとともに、調停人の養成などに協力しました。

モンゴル最高裁判所は、これら協力の成果を高く評価し、わが国に、モンゴル国内で調停制度を導入することを目的とした新たなプロジェクトを要請しました。これを受けて JICA は、2010年5月から、調停制度がモンゴル国内の法・司法制度に位置付けられ、制度として定着するための道筋が明らかになることを目指した「調停制度強化プロジェクト」を開始しました。

今般、本プロジェクトが、終了まで半年という時点に至ったことから、終了時評価調査を実施し、プロジェクトの活動の実績、成果、課題等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間で取り組むべき活動等についてモンゴル国関係者と協議しました。本報告書は、今回の終了時評価調査及び協議結果を取りまとめたものであり、今後の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施していくための参考として、活用されることを願うものです。

最後に、本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 24 年 6 月

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部長 桑島 京子

目次

序文

目次

地図

写真

略語表

評価調査結果要約表

第1章 終了時評価調査の概要	1
1-1 調査団派遣の背景	1
1-2 調査団派遣の目的	1
1-3 調査団構成	2
1-4 調査日程	2
1-5 主要面談者	2
第2章 プロジェクトの実績と達成度	3
2-1 投入実績	3
2-2 活動実績	3
2-3 プロジェクト目標の達成度	3
2-4 上位目標の達成見込み	3
2-5 各成果の達成度	4
2-5-1 成果1の達成状況	4
2-5-2 成果2の達成状況	4
2-5-3 成果3の達成状況	5
2-5-4 成果4の達成状況	5
2-6 実施プロセスの評価	6
第3章 プロジェクトの5項目評価結果	7
3-1 妥当性	7
3-2 有効性	7
3-3 効率性	7
3-4 インパクト	8
3-5 持続性	9
3-6 結論	9
第4章 まとめ	10
4-1 今後の協力に向けての提言	10
4-1-1 プロジェクトの残り期間で取り組むべきこと（提言）	10
4-1-2 プロジェクト終了後に取り組むべきこと（提言）	10

4-2	類似案件実施への教訓	10
4-3	調査団長所感	12
附属資料		15
1.	調査日程	17
2.	主要面談者一覧	19
3.	終了時評価ミニッツ（含む PDM）	23
4.	達成度グリッド	49
5.	評価グリッド	63
6.	日本・モンゴル双方の投入実績	73
I.	モンゴル側投入	73
1.	カウンターパート	73
2.	運営経費自己負担	74
II.	日本側投入	75
1.	専門家（長期・短期）	75
2.	調査団派遣	76
3.	機材供与	77
4.	本邦研修	78
5.	日本側アドバイザーグループ活動	79
7.	プロジェクト・デザイン・マトリクス（和文・英文）	81
8.	面談記録	87

プロジェクト位置図



ダルハン市

(パイロットコート所在地)

首都ウランバートル

(プロジェクトオフィス及びパイロットコート所在地)

出典 : University of Texas, Perry-Castañeda Library Map Collection.

(http://lib.utexas.edu/maps/cia11/mongolia_sm_2011.gif、2012年6月15日アクセス)

現地調査写真



バヤンズルフ区裁判所調停人からの聞き取り
(2012年5月17日)



国会事務局からの聞き取り・協議 (2012年5月17日)



大統領首席補佐官（大統領府）との協議 (2012年5月17日)



ダルハンオール郡間裁判所調停人室 (2012年5月18日)



弁護士会からの聞き取り・協議 (2012年5月21日)



最高裁判所からの聞き取り・協議 (2012年5月21日)



弁護士会調停センターからの聞き取り・協議
(2012年5月21日)



法務内務省副大臣との協議 (2012年5月22日)



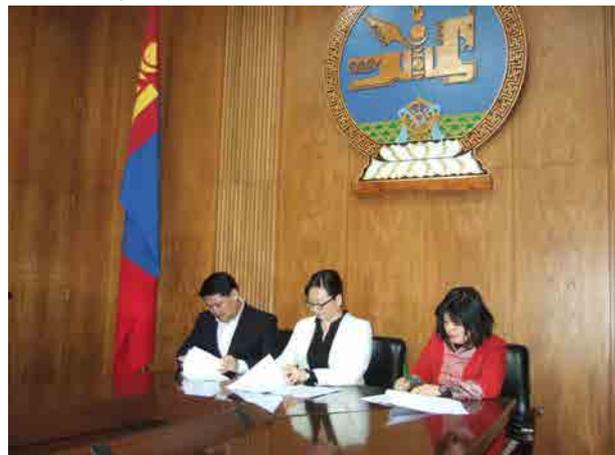
首都裁判所からの聞き取り・協議 (2012年5月22日)



モンゴル商工会議所からの聞き取り・協議
(2012年5月22日)



最高裁判所・弁護士会とのM/M協議 (2012年5月23日)



最高裁判所でのM/M署名式 (2012年5月24日)

略語表

AMA	Association of Mongolian Advocates	モンゴル弁護士会
C/P	Counter Part	カウンターパート
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internatinalre Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LAC	Legal Aid Center	リーガルエイドセンター
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MOEF	Ministry of Economy and Finance	経済財務省
MOJ	Ministry of Justice and Home Affairs	モンゴル法務内務省
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクトデザインマトリックス
PC	Pilot Court	パイロットコート
PD	Project Director	プロジェクトディレクター
PM	Project Manager	プロジェクトマネージャー
PO	Plan of Operation	活動計画
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
R/D	Record of Discussions	討議議事録
SC	Supreme Court	モンゴル最高裁判所
Tg	Tugrug	トゥグルク（モンゴルの通貨：100Tg ≒6.6円）
WG	Working Group	ワーキング・グループ

評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名：モンゴル	案件名：調停制度強化プロジェクト
分野：行政一般	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：産業開発・公共政策部法・司法課	協力金額（評価時点）：0.9億円
協力期間	(R/D)：2009年9月10日 (協力期間)
	2010年5月10日
	～2012年11月9日（2年半）
	先方関係機関：最高裁判所、弁護士会 日本側協力機関：日本弁護士連合会等 他の関連協力：
1-1 協力の背景と概要	
<p>モンゴル国では、1990年の市場経済化以降、市場経済化の進展や経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するために、市民や企業の権利を保障する法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっており、法・司法制度及び関連機関の機能強化が優先課題の一つとされている。</p> <p>一方、市民による弁護士の認知度・利用度は低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を果たしていなかった。また、裁判所の利用は増加しているが、判決を得てもその決定事項を執行することが困難で、権利が実現できないことが指摘されている。さらに裁判中に和解がなされることが少なく、経済的合理性を有する紛争解決が行われていないことも問題点として指摘されてきた。</p> <p>これらの状況の改善を支援するため、モンゴル政府からの要請を受けて、JICAは2004年から2006年まで法制度整備分野の個別専門家を派遣し、引き続き2006年から2008年まで法務内務省（モンゴル弁護士会）をカウンターパート（以下、C/P）として「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施し、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置するとともに、調停人の養成などに関する協力を行ってきた。</p> <p>上記協力の成果をもとに、モンゴル最高裁判所から我が国政府に対して、調停制度の導入のための新たな協力が要請されたことを受けて、JICAはこれまでの協力により設立された法律相談・調停センターの利用を促進するとともに、調停制度が「モ」国の法・司法制度に位置付けられ、制度として定着するための道筋が明らかになることを目的として、「調停制度強化プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を、2010年5月から2012年11月までの2年半を協力期間として実施している。</p>	
1-2 協力内容	
<p>本プロジェクトは、今後、モンゴル全土の裁判所において新たな紛争解決手段のひとつとして調停制度を導入することを前提に、2か所のパイロットコートにて実際に調停を試行実施することを通じて、モンゴルに適した調停制度の全体像を整備することを目指すものである。</p> <p>(1) 上位目標 モンゴルにおける一般民事事件および家事事件において、調停制度が活用される</p> <p>(2) プロジェクト目標 パイロットコート地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグラウンドデザインが提示される</p> <p>(3) 成果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる 2. 調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される 3. 弁護士会調停センターの機能が強化される 4. モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される <p>(4) 投入（評価時点）</p>	

日本側：（総投入金額：0.9億円）			
長期専門家派遣	1名	機材供与	0千円
短期専門家派遣	延べ8名	現地活動費	12,059千円
研修員受入	26名		
相手国側：			
カウンターパート配置	18名（ワーキンググループメンバー）		
土地・施設提供	プロジェクトオフィス、各パイロットコートにおける調停室		
その他	運営経費負担		
2. 評価調査団の概要			
調査者	（担当分野：氏名 職位）		
	（1）総括：磯井 美葉 JICA 国際協力客員専門員		
	（2）評価企画：金田 雅之 JICA 産業開発・公共政策部法・司法課職員		
調査期間	2012年5月16日～2012年5月26日	評価種類：終了時評価	
3. 評価結果の概要			
3-1 実績の確認			
プロジェクトの活動は概ね順調に進捗しており、以下のとおり、設定された各成果も発現され、あるいは今後の発現が見込まれる状況にあることから、プロジェクト目標はほぼ達成されている。			
プロジェクト目標：パイロットコート地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグランドデザインが提示される			
【ほぼ達成された】			
指標として設定された、①調停制度導入に向けた法令、規則（案）ができる、②調停人養成の方針ができる、③調停制度に関する業務フローができる、のうち①及び③は達成されている。②についても、非常勤調停人の養成方針は整備されていたものの、今後、常勤調停人制度も併せて採用する可能性が出てきたことから、その養成方針を整備していくことが必要である。プロジェクト目標は、プロジェクト残り期間における更なる活動の促進により、達成されることが見込まれる。			
成果1：パイロットコート地区において業務フローに従って調停が取り入れられる			
【達成された】			
調停実施のための業務フロー及び各種規則が作成され、それにも基づき、選定された首都及び地方各1か所のパイロットコートにて、2011年5月から調停が試行実施されている。バヤンズルフ区裁判所においては、2012年4月までに175件、ダルハン・オール郡間裁判所においては2011年12月までに90件の事件で調停が活用された。			
成果2：調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される			
【達成された】			
調停人資格要件（実務経験5年以上の法曹有資格者で所定の研修を受けた者）が整備された。また調停人養成のためのカリキュラム、教材が作成され、それに基づく調停人養成研修が2回実施された。これまでに110名が修了し、うち27名が調停人に任命され、調停を実施している。今後、常勤調停人制度についての詳細を整備する必要がある。			
成果3：弁護士会調停センターの機能が強化される			
【部分的に達成された】			
弁護士会調停センターで現在勤務している9人の調停人は、全員が調停人養成研修を受講済みであり、明確な規則等はないものの、調停人養成研修修了者が調停センター長の面接を経て、弁護士会長により調停人に任命されている（弁護士会調停センターで実施している民間調停の調停人資格についても、プロジェクトで支援している裁判所における司法調停の調停人養成研修が活用されている）。最近3年間では、2009年26件（12件）、2010年34件（15			

件)、2011年29件(12件)の調停が実施されており(括弧内は和解成立件数)、着実に活用されている。

なお、同センターは今年度より、法定の法曹クレジット研修の選択科目として、調停の受託研修を実施する認定を国立法律センターから受けている。

成果4：モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される

【ほぼ達成された】

調停の全国導入を規定する調停法案の起草に関与し、調停実施に必要な制度の概要は同法に盛り込まれた。なお、調停法は2012年5月22日に成立した。広報資料も多数作成され、積極的に活用されている。事務処理の詳細を記載した「調停事件フロー・スタンダード」が作成されたり、事務処理担当職員の追加配置がなされるなど、既に一部、試行実施の過程で確認された問題点への対処はなされているが、今後、試行の結果を踏まえ、必要な改善と一層の整備が実施される予定である。

3-2 評価結果の要約

(1) 妥当性(高い)

1990年の市場経済化以降、経済活動の活発化などに伴い、個人・法人間での紛争が増加するとともに、裁判所の業務負担も増えていた。2006年設立の弁護士会調停センターの活動とそれに対するJICAの支援(個別専門家及びプロジェクト)により、モンゴルにとって新しい概念である調停及びその効果が徐々に認識され、裁判所での調停導入が検討されることとなった。新しい制度の導入に先立ち、パイロットコート地区を設定して、調停制度を試行的に導入し、その結果を反映した制度設計を行う本プロジェクトのアプローチは適切であった。また、なお、試行の結果、人口が少なく社会の規模が小さいモンゴルにおいて、調停や和解で平和的に紛争を解決し、人間関係を維持することのメリットが広く認識されつつある。調停制度の導入は司法改革の柱の一つにも位置づけられるなど、法・司法制度及び関連機関の機能強化がモンゴル政府の政策における優先課題の一つとされている。日本においても法制度整備支援に関する基本方針及びその中で定められたモンゴルにおける国別実施方針にも合致しており、整合性が高い。

(2) 有効性(概ね高い)

プロジェクトの順調な進捗により、各成果が着実に達成されてきている。パイロットコートにおける試行(成果1)、調停人の養成(成果2)を経て、業務フロー及び全体方針が策定され(成果4)、全国における調停制度導入に向けたグランドデザインが、プロジェクトが起草に深く関与して成立した調停法として形成されたことも、プロジェクト目標達成の促進要因の一つである。残りのプロジェクト期間において、調停の試行実施結果に基づく制度詳細の見直しや一層の整備を行うこと、弁護士会調停センターの位置づけや運営方針が明確化され、活動の推進により一層の機能強化が図られる(成果3)ことにより、プロジェクト目標の達成は見込まれる。

(3) 効率性(高い)

当初予定になかったトピックであるコミュニケーションに関する講義要望に対しても柔軟に対応するなど、投入については、おおむね計画どおり、モンゴル側のニーズに基づいて、必要な時に必要な支援が、効果的に実施された。モンゴル側からも、研修、セミナー、専門家のアドバイスは、非常に有益で無駄のない効果的なものであったとの評価が得られた。日本側関係者(専門家、JICA、アドバイザーグループ、日本弁護士連合会)間の連携及び良好なコミュニケーションとともに、調停制度の設計・運営に関わる多様なモンゴル側関係機関(最高裁判所、首都裁判所、パイロットコート2か所、弁護士会、大統領府、国会)、立場(裁判官、書記官、事務官等)の関係者が強いオーナーシップをもって積極的に関与したことも、プロジェクトの推進・成果達成に大きく貢献した。

(4) インパクト(正のインパクトが見られ、概ね高い)

モンゴルで広く調停が活用されるという上位目標の達成には、調停手続の利用件数や解決事件数の増加、そのために、訴訟係属後の和解促進という面からの裁判官・裁判所職員に対する

研修や、地方で活動する調停人の養成、質の高い調停人の養成が必要であるが、調停法が成立し、国の方針としてこれらが実施される見込みであり、将来的な達成は見込まれる。

調停実施とともに、最高裁判所からは、自発的に訴訟上の和解を促進する通達が発出されるなど、和解や調停に対する裁判官の認識もより肯定的・積極的なものに変化してきた。また、プロジェクトの想定範囲を超え、調停制度整備が大統領府の司法改革政策の中に取り入れられ、調停法が成立した。起草にはプロジェクトのカウンターパートが積極的に関与した。加えて、調停人養成研修は法定の法曹クレジット研修として認定され、今後より多くの法曹が調停人養成研修を受講することが期待される。

(5) 持続性（概ね高いと見込まれる）

活動に対するモンゴル側のオーナーシップは高く、さらに調停法が成立し、調停制度の導入による長期的に取り組む基盤が整備された。現時点では、調停人に対する報酬をプロジェクトで支援しており、プロジェクト終了後の財務面における自立的な運営は不透明であるが、調停法に基づき、必要な予算措置がなされることが期待される。他方、弁護士会調停センターの組織面における持続性は、その財務状況や組織運営方針に鑑み、必ずしも十分ではない。しかし、技術面については、本邦研修等を通じてトレーナーが養成され、モンゴル側独自の調停人養成が可能となり、その講師人材が、法務省の管轄する全国のリーガルサービスセンターのスタッフ弁護士への調停制度に関する講義を行うなど、波及効果も確認され、今後、裁判所、弁護士会、リーガルサービスセンターなどさまざまな機関による調停制度の持続的な普及・改善が見込まれる。2013年7月には調停法が施行されるため、引き続き、パイロットコートでの調停実施に加え、全国での実施に向け、調停人の養成や予算措置等の準備が進められる予定である。

3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

モンゴルの国土の大きさ、人口密度の低さ、調停制度がこれまでほとんど見られなかった新しい制度・概念である新しい制度・概念であること、モンゴル側、日本側のリソース等、諸般の事情に鑑みれば、全国に一度に導入するのではなく、パイロットコートを2か所選定して試行を行い、その結果に基づき、調停のグランドデザインを作成して導入することを目指した本プロジェクトのアプローチは適切であった。

(2) 実施プロセスに関すること

モンゴル側の高いオーナーシップが、日本人長期専門家によるモンゴル側の主体性を引き出す取り組み姿勢により更に高まり、多くの異なる関係機関及び関係者が、協力的にプロジェクトの目標達成に向けて取り組むことができた。

具体的には、本邦研修などの機会に各関係機関からの参加を促すことなどにより、それぞれの機関の立場や利害を超えて議論を行う素地が形成され、関係機関間の良い協調関係が構築され、効果的なプロジェクトの実施に寄与した。

3-4 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

弁護士会調停センターの機能強化（成果3）に関して、弁護士会による調停センターの位置づけや運営方針の明確化については、裁判所における司法調停が本格的に導入される前の段階で期待することは、それを補完する役割を期待される民間調停を担う調停センターの位置づけに鑑みても、時期尚早であった可能性がある。また、財務基盤強化に対する弁護士会の関与も不十分であったが、調停センター所属の弁護士による着実な活動が実施されたおかげで、目標達成に大きな影響はなかった。

(2) 実施プロセスに関すること

調停制度の試行実施初期においては、調停経過・結果の記録不備等の事務処理に関する不徹底が見られたが、その後、事務処理のマニュアルとしてのスタンダードが作成され、裁判所による事務処理職員の配置もなされるなど、改善が実施された。

3-5 結論

評価5項目に関し、妥当性、効率性は高く、有効性についても概ね高く、かつ多くの正のインパクトの発現も確認することができた。持続性についても、予算確保などの財務面での課題はあるものの、調停法が成立して全国への調停制度本格導入に向けた基盤が整うなど、十分に高いものと判断され、全体として、プロジェクト期間中にプロジェクト目標を概ね達成すると結論付けることができ、プロジェクトを予定どおり終了することが妥当である。

また、本プロジェクト終了後も、引き続き、調停制度の全国導入を支援する協力の実施については、本プロジェクトのインパクト最大化の観点から必要性は高い。

3-6 提言（当該プロジェクトに関する具体的な措置、提案、助言）

(1) プロジェクトの残り期間で取り組むべきこと（提言）

ア. ワーキンググループは調停に関する未整備の制度について、以下の整備を実施する。

- ・常勤及び非常勤調停人の資格要件、報酬や養成計画について検討し、明確化する。
- ・調停の全国導入に先立ち常勤調停人を前提とした制度の試行を実施し、教訓を抽出し、必要な改善を行う。
- ・訴訟係属中の事件を和解・調停へ回付する制度についても、より促進されるよう、裁判官および裁判所職員に対する調停の周知を行う。
- ・常勤調停人及び非常勤調停人の連携・組み合わせ方法についても協議検討し、明確化する。

イ. 弁護士会及び調停センターは、以下を実施する。

- ・弁護士会・調停センターは、裁判所調停と並び、民間の調停制度を充実させるべく、弁護士会調停センターに関する財務面も含む組織運営方針を明確化する。
- ・調停センターは、現役法曹に対する継続研修として調停に関する研修を実施する。

ウ. 裁判所評議会は、以下を実施する。

- ・常勤及び非常勤調停人の報酬も含め、調停の全国展開に必要な予算計画を策定する。

(2) プロジェクト終了後に取り組むべきこと（提言）

ア. モンゴル政府は調停の全国実施のための予算を確保するため、必要な措置をとる。

3-7 教訓（当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘・形成、実施、運営管理に参考となる事柄）

(1) 新しい制度・概念の導入を目指すプロジェクトにとっては、法律の起草を通じて司法改革プロセスに関与するなど、上流の政策決定及び制度整備に関与することで、制度化に向けた全体的な方針を把握し、その実現を前提とした試行が実施されるなど、プロジェクトの活動進捗が促進される。

(2) 多様な機関の関係者が関与するプロジェクトにおいては、本邦研修などの機会にそれぞれの機関からの参加を促すことなどにより、それぞれの機関の立場や利害を超えて議論を行う素地が形成され、多くの関係機関間の良い協調関係が構築されることで、効果的なプロジェクトの実施に寄与する。

(3) どのような社会でも、訴訟等の第三者による強制解決以外に、話し合いと和解による紛争解決のニーズはあるが、特に、モンゴルのように、人口が少なく、親族や知り合いの間の紛争が多い国、共通の知人が多い狭い社会をもつ国では、調停により紛争を平和的に解決することのメリット、経済活動に関する紛争についてもその後の取引関係を継続することのメリットは大きい。

3-8 フォローアップ状況

本プロジェクト終了後、調停制度の全国導入を支援する新たな協力（プロジェクトフェーズ2）を実施予定である。

第1章 終了時評価調査の概要

1-1 調査団派遣の背景

モンゴル国では、1990年の市場経済化以降、市場経済化の進展や経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するために、市民や企業の権利を保障する法制度整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっており、法・司法制度及び関連機関の機能強化が優先課題の一つとされている。

一方、市民による弁護士の認知度・利用度は低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を果たしていなかった。また、裁判所の利用は増加しているが、判決を得てもその決定事項を執行することが困難で、権利が十分実現できないことが指摘されている。さらに裁判中に和解がなされることが少なく、経済的合理性を有する紛争解決が行われていないことも問題点として指摘されてきた。

これらの状況の改善を支援するため、モンゴル政府からの要請を受けて、JICAは2004年から2006年まで法制度整備分野の個別専門家を派遣し、引き続き2006年から2008年まで法務内務省(モンゴル弁護士会)をカウンターパート(以下、C/P)として「モンゴル弁護士会強化プロジェクト」を実施し、弁護士会内に法律相談・調停センターを設置するとともに、調停人の養成などに関する協力を行ってきた。

上記協力の成果をもとに、モンゴル最高裁判所から我が国政府に対して、調停制度の導入のための新たな協力が要請されたことを受けて、JICAはこれまでの協力により設立された法律相談・調停センターの利用を促進するとともに、調停制度が「モ」国の法・司法制度に位置付けられ、制度として定着するための道筋が明らかになることを目的として、「調停制度強化プロジェクト(以下、本プロジェクト)」を、2010年5月から2012年11月までの2年半を協力期間として実施している。

今般、プロジェクト期間終了まで約半年となることから、これまでのプロジェクト活動の進捗状況、実績、目標の達成見込み等について確認し、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とし、終了時評価調査を実施する。

1-2 調査団派遣の目的

- (1) プロジェクトのプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)に基づき、これまでのプロジェクト活動の進捗状況、実績、目標の達成見込みについて調査・確認する。
- (2) 小規模案件(※)であるが、今後の対モンゴル法整備支援の検討の参考とするため、可能な限りDAC評価5項目(妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性)の観点から評価を行い、今後に向けた提言を行なうとともに、類似プロジェクトを実施する際の教訓をとりまとめる。(※小規模案件とは2億円未満の案件をいい、妥当性、有効性、効率性の3つの視点のみでの最低限の評価を行う。インパクト、持続性は必要に応じて評価する。)

- (3) (1) 及び (2) の結果に基づき、モンゴル側関係者と協議を行い、残りのプロジェクト期間で行うべき活動及び実施方針について確認する。
- (4) 上記結果に基づき、プロジェクト終了後に取り組むべき課題についても、提言にとりまとめるとともに、今後類似プロジェクトを実施する際の教訓をとりまとめる。
- (5) 上記の評価及び協議の結果を協議議事録（英文）としてまとめ、カウンターパート機関と認識の共有を図る。

1-3 調査団構成

- (1) 総括 磯井 美葉 J I C A 国際協力客員専門員
- (2) 評価企画 金田 雅之 J I C A 産業開発・公共政策部法・司法課職員

1-4 調査日程

5月16日（水）～5月26日（土）

※磯井団長は、5月20日（日）～5月26日（土）のみ

※調査日程詳細は附属資料1参照

1-5 主要面談者

附属資料2のとおり

第2章 プロジェクトの実績と達成度

2-1 投入実績

附属資料3.「終了時評価ミニッツ」Annex 1～5のとおり。

2-2 活動実績

活動実績の詳細は、附属資料3.「終了時評価ミニッツ」Annex 8～10 及び附属資料4.「達成度グリッド」に記載のあるとおり。

2-3 プロジェクト目標の達成度

プロジェクト活動は、計画に沿って円滑に行われ、プロジェクト目標は概ね達成される見込みである。プロジェクトでの活動における進捗状況について確認された内容の概略を以下に示す。

【プロジェクト目標】

パイロットコート地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグランドデザインが提示される

【プロジェクト目標にかかる指標】

指標1：調停制度導入に向けた法令、規則（案）ができる

指標2：調停人養成の方針ができる

指標3：調停制度に関する業務フローができる

指標1については、調停法が2012年5月22日に成立し、調停制度に関する4つの規則（活動、人事、報酬、倫理）が作成されたことをもって、達成された。

指標2については、非常勤調停人の養成方針は整備されている。他方、調停法の審議の過程で、今後、常勤調停人制度も併せて採用する可能性が出てきたことから、今後その養成方針を整備していくことが必要となる。

指標3については、調停実施のための業務フローが作成され、それにも基づき、選定された首都及び地方各1か所のパイロットコートにて、2011年5月から調停が試行実施されている。加えて、「調停事件フロー・スタンダード」を併せて作成し、調停の試行実施を促進した。

以上から、プロジェクト目標は、プロジェクト残り期間における更なる活動の促進により、達成されることが見込まれる。

2-4 上位目標の達成見込み

上位目標「モンゴルにおける一般民事事件および家事事件において、調停制度が活用される」

【上位目標にかかる指標】

指標1：調停手続の利用件数が増える

指標 2 : 調停によって解決される事件の数が増える

調停実施に関しては、2パイロットコートで試行が開始されてから1年ほどしか経過していない段階であるため、その利用件数の増加や解決件数の増加を判断する、あるいはその傾向を確認するには時期尚早であるが、バヤンズルフ区裁判所においては、2012年4月までに175件、ダルハン・オール郡間裁判所においては2011年12月までに90件の事件で調停が活用されており、着実な活用が確認されている。調停法が成立したことを受け、今後全国での調停実施が導入されれば、調停制度の利用件数や解決事件数も増えていくものと推察され、将来的には上位目標が達成されることが見込まれる。

2-5 各成果の達成度

2-5-1 成果1の達成状況

成果1「パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる」

【成果1にかかる指標】

指標 1-1 : 業務フローができる

指標 1-2 : パイロットコート地区で調停手続きを利用した事件の数が増える

上記2-3及び2-4に記載のとおり、ワーキンググループにて業務フローが作成され、2つのパイロットコートにおいて、それに基づいた調停が試行実施されているが、事件数の増加までを判断する段階にはない。加えて、業務フローをより具体化する実務レベルのマニュアルとして、モンゴルの民事訴訟等でも採用されている手続標準の形式にならい、「調停事件フロー・スタンダード」が作成された。これにより、調停事件のファイリングなどの詳細実務ルールが明確化され、調停の着実な実施が促進されたことが確認された。

2-5-2 成果2の達成状況

成果2「調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される」

【成果1にかかる指標】

指標 2-1 : 調停人養成の方針ができる

指標 2-2 : 調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人が増える

指標 2-3 : 研修カリキュラム・教材ができる

調停人の養成方法については、研修小ワーキンググループにて検討し、調停人養成研修の実施を通じて養成することとし、調停人の資格要件として、実務経験5年以上の法曹有資格者で所定の研修を受けた者とするものが決定した。

調停人養成研修は、2010年10月から概ね月1回ペースで全5回実施され、計52名

が研修を修了した。翌 2011 年には、10 月に 4 日間連続で 2 度目の調停人養成研修を実施し、58 名が研修を修了し、これまでに合計 110 名の調停人が養成された。いずれも、2011 年及び 2012 年に、調停人トレーナー養成のための本邦研修を受講したモンゴル人トレーナー（WGメンバー）がおもに講師を務めた。

また調停人養成のためのカリキュラム、教材が作成され、上述の調停人養成研修にて活用された。また、110 名の調停人のうち 27 名が実際に調停人に任命され、調停を実施している。

なお、調停法案検討の中で、常勤調停人制度の導入を進めることになったことを受けて、今後、常勤調停人制度についての詳細を整備する必要がある。

2-5-3 成果 3 の達成状況

成果 3 「弁護士会調停センターの機能が強化される」

【成果 3 にかかる指標】

指標 3-1：調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人の数が増える

指標 3-2：調停センターを利用した事件の数が増える

弁護士会調停センターで現在勤務している 9 人の調停人は、全員が調停人養成研修を受講済みであり、プロジェクト開始後は、センターの調停人は全て調停人研修を受講しており、明確な規則等はないものの、調停人養成研修修了者が調停センター長の面接を経て、弁護士会長により調停人に任命されている。最近 3 年間では、2009 年 26 件（12 件）、2010 年 34 件（15 件）、2011 年 29 件（12 件）の調停が実施されており（括弧内は和解成立件数）、この件数は、民間調停としては日本の現状と比較しても大きな遜色はなく、着実に活用されていることがうかがえる。

なお、同センターは今年度より、現役の法曹に対する継続研修として法定されている法曹クレジット研修の選択科目として、調停の受託研修を実施する認定を国立法律センターから受けている。他方で、同センターの運営財務体制の強化、弁護士会との関係の整理については、今後の課題である。

2-5-4 成果 4 の達成状況

成果 4 「モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される」

【成果 4 にかかる指標】

指標 4-1：制度の全国的導入に向けて整備されるべき事項についての提言レポートができる

指標 4-2：調停制度導入・運用に必要な規則草案ができる

指標 4-3：改定業務フローができる

指標 4-4：広報用素材ができる

プロジェクト開始当初に想定していた提言レポートという形では作成されなかったものの、調停の全国導入を規定する調停法案の起草の段階で、プロジェクトのワーキンググループメンバー及び専門家が関与し、具体的な制度設計に関する提言を行い、調停実施に必要な制度の概要は調停法案に反映された。同法案は、調停法として 2012 年 5 月 22 日に成立した（施行は 2013 年 7 月）。

調停の試行実施開始から 1 年を経過し、現在実施状況のモニタリングを行っているところであり、プロジェクト残り期間において、業務フローの改訂が予定されているが、事務処理の詳細を記載した調停事件フロー・スタンダードが作成されたり、事務処理担当職員の追加配置がなされるなど、既に一部、試行実施の過程で確認された問題点への対処はなされている。

広報用の資料については多数作成され、積極的に活用されている（附属資料 3. 「終了時評価ミニッツ」 Annex 10 参照）。

2-6 実施プロセスの評価

モンゴル側の高いオーナーシップが、日本人長期専門家によるモンゴル側の主体性を引き出す取り組み姿勢により更に高まった。また、最高裁判所のみならず多くの異なるマニデートを有する関係機関及び関係者の間に、プロジェクトのワーキンググループ活動及び本邦研修への参加などの機会を通じて、協力関係が醸成され、協力してプロジェクトの目標達成に向けて取り組むことができた。

第3章 プロジェクトの5項目評価結果

3-1 妥当性

本プロジェクトのアプローチは適切であり、日本の援助方針にも合致していて整合性も高い。

1990年の市場経済化以降、経済活動の活発化などに伴い、個人・法人間での紛争が増加するとともに、裁判所の業務負荷も増えていた。2006年設立の弁護士会調停センターの活動とそれに対するJICAの支援（個別専門家及びプロジェクト）により、モンゴルにとって新しい概念である調停及びその効果が徐々に認識され、裁判所での調停導入が検討されることとなった。新しい制度の導入に先立ち、パイロットコート地区を設定して、調停制度を試行的に導入し、その結果を反映した制度設計を行う本プロジェクトのアプローチは、1年程度の試行実施期間中においても、既に業務フロー・スタンダードの策定や追加の事務職員配置がなされるなどの改善がなされたことから、適切であったといえる。

また、試行の結果、人口が少なく社会の規模が小さいモンゴルにおいて、調停や和解で平和的に紛争を解決し、人間関係を維持することのメリットが広く認識されつつある。

調停制度の導入は司法改革の柱の一つにも位置づけられるなど、法・司法制度及び関連機関の機能強化がモンゴル政府の政策における優先課題の一つとされている。プロジェクトの実施と時を同じくして調停法案が起草され、調停法が成立したことから、時宜を得た支援であり、高い妥当性を有する支援であった。日本においても法制度整備支援に関する基本方針及びその中で定められたモンゴルにおける国別実施方針にも合致しており、整合性が高い。

3-2 有効性

本プロジェクトの有効性は概ね高い。

プロジェクトの順調な進捗により、各成果が着実に達成されてきている。加えてプロジェクトは調停法の起草にも深く関与しており、これによって今般、スムーズに同法が成立したことも、プロジェクト目標達成の促進要因の一つである。残りのプロジェクト期間において、調停の試行実施結果に基づく制度詳細の見直しや一層の整備を行うこと、弁護士会調停センターの位置づけや運営方針が明確化され、活動の推進により一層の機能強化が図られることにより、プロジェクト目標の達成は見込まれる。

なお、プロジェクト期間の途中で、プロジェクト・マネージャーである最高裁民事部長が交代したが、引き継ぎはスムーズに行われ、特段の支障は生じなかった。

3-3 効率性

投入については、おおむね計画どおり、モンゴル側のニーズに基づいて、必要な時に必要な支援が、効果的に実施されたことから、効率性は高い。

当初予定になかったトピックであるコミュニケーションに関する講義要望に対しても柔軟に対応するなど、必要な支援が提供された。モンゴル側からも、研修、セミナー、専門家のアドバイスは、非常に有益で無駄のない効果的なものであったとの評価が得られた。モンゴル側のカウンターパートの配置についても、幅広い関係機関からの関与を受け入れる形でワーキンググループを設置するなど、適切であった。日本側関係者（専門家、JICA、アドバイザリーグループ、日本弁護士連合会）間の連携及び良好なコミュニケーションとともに、調停制度の設計・運営に関わる多様なモンゴル側関係機関（最高裁判所、首都裁判所、パイロットコート2か所、弁護士会、大統領府、国会）、立場（裁判官、書記官、事務官等）の関係者が強いオーナーシップをもって積極的に関与したことも、プロジェクトの推進・成果達成に大きく貢献した。

インドネシア国「和解・調停制度強化支援プロジェクト」（2007年3月～2009年3月）では総協力金額が約1.5億円であるのに対し、本プロジェクトの総協力金額は9千万円に満たず、活動の範囲や調停試行処理事件数の多さに鑑みても、妥当なコストであった、あるいは費用対効果の高いプロジェクトであったといえる。

大統領の選挙公約であった司法制度改革のなかに調停制度の導入が急遽取り入れられることとなる等の当初想定していなかった外部条件の変更があったものの、逆にこれを好機にWGメンバーが中心となって調停法案の作成を行い、各パイロットコートの裁判官、調停人からは、これまでの経験をふまえた法案に対する意見を吸い上げて、法案の内容検討に反映させることができた。

3-4 インパクト

正のインパクトが複数確認され、インパクトは概ね高い。

モンゴルで広く調停が活用されるという上位目標の達成には、調停手続の利用件数や解決事件数の増加、そのために、地方で活動する調停人の養成、質の高い調停人の養成が必要である。プロジェクト目標では、当初、裁判所や弁護士会等の関係者内部での調停制度に関する方針策定のみを想定していたが、プロジェクトの活動が肯定的に評価され、プロジェクトの想定範囲を超え、大統領府の司法改革政策の中に、調停制度の整備と促進が取り入れられた。この結果、大統領府の主導により、2012年5月に調停法が成立したが、この起草過程には、プロジェクトのカウンターパートも積極的に関与した。同法により、国の方針として調停制度の全国導入が実施される見込みであり、上位目標の将来的な達成も見込まれる。

また、波及効果として、プロジェクトを通じた調停実施とともに、当事者の合意による紛争解決手段全体に対する裁判官や裁判所職員の認識も、以前と比較して肯定的・積極的なものに変化しつつある。このため、最高裁判所からは、プロジェクトを通じた訴訟前の調停導入の取り組みとは別に、自発的に、訴訟係属中の和解・調停回付を促進する通達も発出されている。

加えて、調停人養成研修は、現役法律家のための継続研修として法定されている法曹クレジット研修の選択項目として認定された。今後より多くの法曹が調停人養成研修を受講することが期待されるとともに、紛争解決手続において、より当事者の自主性を重視し、かつ、平和的、将来志向的な合理的な紛争解決を目指す新しい考え方が、モンゴルの法曹に根付いていくことが見込まれる。

3-5 持続性

本プロジェクトの持続性は、概ね高いと見込まれる。

調停法が成立し、調停制度の導入による長期的に取り組む基盤が整備された。現時点では、調停人に対する報酬をプロジェクトで支援しており、プロジェクト終了後の財務面における自立的な運営は未確定であるが、調停法に基づき、今後必要な予算措置がなされることが予定されている。

調停人養成研修に関しては、本邦研修を通じて養成されたトレーナーが多くの研修のコマを担当して実施しており、モンゴル側での自立的な調停人養成が可能となりつつある。

他方、弁護士会調停センターの組織面における自立発展性は、その財務状況や組織運営方針に鑑み、必ずしも十分ではない。しかし、技術面については、本邦研修等の機会を通じて、人材が育成されており、同センターの調停人が、調停トレーナーとして、前述の調停人養成研修を担当しているほか、法務省の管轄する全国のリーガルサービスセンターのスタッフ弁護士への調停制度に関する講義を行うなど、波及効果も確認されており、今後、モンゴル国内における様々な調停制度の発展に対して継続的に貢献していくことが見込まれる。

3-6 結論

評価5項目に関し、妥当性、効率性は高く、有効性についても概ね高く、かつ多くの正のインパクトの発現も確認することができた。持続性についても、調停法が成立して全国への調停制度本格導入に向けた基盤が整うなど、十分に高いものと判断され、全体として、プロジェクト期間中にプロジェクト目標を概ね達成すると結論付けることができ、プロジェクトを予定どおり終了することが妥当である。

第4章 まとめ

4-1 今後の協力に向けての提言

4-1-1 プロジェクトの残り期間で取り組むべきこと（提言）

- (1) WGは調停に関する未整備の制度について、以下の整備を実施する。
 - ・調停法の審議過程において、常勤調停人制度を採用することが決定したことを受けて、調停人に関する資格要件、報酬や養成計画について検討し明確化するとともに、調停の全国導入に先立ち常勤調停人制度の試行を実施し、教訓を抽出し、必要な改善を行う。
 - ・常勤調停人及び非常勤調停人の連携・組み合わせ方法についても協議・検討し、明確化する。
 - ・訴訟係属中の事件についても、和解や調停回付の制度を活用することによって、調停制度の一層の活用・普及が期待でき、合理的で当事者の満足度の高い紛争解決が図れることから、裁判官および裁判所職員に対する調停手続についての周知活動を行う。
- (2) 弁護士会及び調停センターは、以下を実施する。
 - ・弁護士会及び調停センターは、裁判所調停と並び、民間の調停制度を充実させるべく、弁護士会調停センターに関する財務面も含む組織運営方針を明確化する。
 - ・調停センターは、法曹に対する継続研修（クレジット研修）として、弁護士をはじめとする法曹に向けた調停に関する研修を実施する。
- (3) 裁判所評議会は、以下を実施する。
 - ・常勤及び非常勤調停人の報酬も含め、調停の全国展開に必要な予算措置を確保するために、予算計画を策定する。

4-1-2 プロジェクト終了後に取り組むべきこと（提言）

- (1) モンゴル政府は調停の全国実施のための予算を確保するため、必要な措置をとる。
- (2) JICAはモンゴルにおける調停の全国導入に関する支援を検討する。

4-2 類似案件実施への教訓

(1) 上流の司法改革プロセスへの関与

調停法の起草を通じて司法改革プロセスに関与したことは、新しい制度・概念である調停のグランドデザインを作成・導入を目指すプロジェクトの進捗を促進する効果を生じた。大統領府など、プロジェクトの直接のカウンターパート以外の関係機関とのコミュニケーション及び調整を積極的に行うことにより、調停法の審議過程の中で、着実な活動実施を補完・促進することができた。カウンターパート機関である最高裁判所の理解を得て、大統領府や国会のキーパーソンに本邦研修に参加してもらえたことも有効であった。

(2) 複数の関係機関を巻き込んだ協力体制構築

多様な機関の関係者をメンバーに含む形でのワーキンググループ体制を構築したことにより、それぞれの機関の立場や利害を超えて、調停制度の発展に向けた議論がなされるなど、多くの関係機関間の良い協調関係が効果的なプロジェクトの実施に寄与した。今後の全国における調停制度の実施が成功するためにも、関係機関間の引き続きの協力が期待される。

(3) 調停制度という紛争解決手段が馴染む対象国

どのような社会でも、訴訟等の第三者による強制解決以外に、話し合いと和解による紛争解決のニーズがない社会はないが、特に、人口が少ないモンゴルにおいては、そのニーズが高い。日本人に比べると、自己の言い分を直接的に主張することへの抵抗は少ないように見える一方、親族や知り合いの間の紛争が多かったり、共通の知人が多い狭い社会であったりすることや、経済活動に関する紛争についてもその後の取引関係を継続できることなど、調停により紛争を平和的に解決することのメリットは大きい。このような社会を有する国においては、同様に調停制度に関する支援が有効といえる。

(4) これまでの支援（民間調停支援）からの発展

他国の調停プロジェクト実施にあたっては、民間調停の位置づけに対しては、特別な考慮が必要とされる。調停ないしADR（裁判外紛争解決）は、現在では、訴訟手続と並ぶ基本的な法的制度インフラの一つとして認識されつつある。しかし、公的な調停制度の存在しなかったモンゴルにおいて、当初から裁判所の調停手続を具体的に検討して導入することは、国家予算も限られる中、容易ではなかった。弁護士会の調停センターが、民間の調停機関として活動をはじめ、少しずつ実績を積んでいったことで、調停による紛争解決の効果が広く関係者に理解され、裁判所による調停導入につながったと言え、弁護士会調停センターの果たした役割と意義は非常に大きい。しかしながら、いったん国家予算を投入した公的なADRが整備され始めると、制度整備の効率性や利用しやすさ、執行の確実性の観点からは、多くの場合、公的なADRが優位となり、民間ADRは公的ADRの補完的な役割に回るものと考えられる。案件の設計においては、民間ADRが、このような公的ADRとの関係で、制度の発展の過程で、一時停滞するよう見える場合があることにも留意し、長期的な視点を持つ必要がある。今フェーズにおいて、民間ADRの代表である弁護士会調停センターの機能強化を目標の一つとして入れた意図は、裁判所の調停制度設計に合わせて、弁護士会調停センターの位置づけを明確にすることにあった。実際、弁護士会調停センターは、調停研修や起草作業への関与などで、役割を果たしているが、本業である調停業務における独自性は、今後、全国の裁判所（あるいは少なくとも首都内の全区の裁判所）に調停制度が導入された後に明確になるものと考えられる。

(5) 関連制度への支援について

ADRのもう一つの柱といってもよい仲裁制度の導入・活用には、十分な留意を要す

るものと思料する。仲裁は、当事者の合意によって手続が選択されると、仲裁人の仲裁判断が執行力を伴う強い効力を持ち、しかも不服申立はほぼ許されない最終判断となる。しかし、特に、社会の透明性が低く、一般市民の司法アクセスが十分でなく、腐敗の度合いの高い社会においては、このような特徴が悪用につながり、例えば大企業が、情報のない一般市民から、約款等で一律・一方的に仲裁合意を取り付け、手続の過程で仲裁人を買収して自分に有利な結論を出させることもあり得る。これは、外見的には迅速でスムーズな解決であり、ビジネスや経済活動の促進につながるように見えるが、かえって不当な権利侵害を制度によって固着させてしまうことにもなりかねないので、一方では、一般市民が約款や仲裁人の選定にあたって適切な判断ができるように、法的情報・サービスへのアクセスを向上させること、仲裁人を含む法曹の倫理を向上させること、不適切な事例の救済措置がとれるように弁護士や裁判官の能力向上を図ることも、同時に検討すべきである。

(なお、上記の指摘は、今回の商事仲裁機関のインタビューで聴取した内容とは直接関連しない。)

4-3 調査団長所感

(1) プロジェクトの進捗について

- ・ 順調に進んでいることがあらためて確認された。パイロットコートでの試行状況については上記のとおりであり、裁判所や調停人、利用者からも、おおむね肯定的な評価が聞かれた。加えて、モンゴル側の強いオーナーシップにより、試行を通じた見直し、制度設計を行っていることが高く評価できる。
- ・ 成果3は、おもに弁護士会調停センターに関して、裁判所の調停制度の整備とともに、民間の調停機関としての弁護士会調停センターの位置づけを明確にすることを目指したものであるが、2年半のプロジェクト期間、うち実質1年の調停試行期間では、方向性を明確にするには若干時期尚早であったかもしれない。最高裁判事からも、今回の調停法では主に裁判所の調停を前面に出しており、同法の施行によって全国の裁判所に調停制度が広まった後、民間の調停機関としての弁護士会の調停センターの役割、特徴がよりはっきりし、さらに発展が見込まれるのではないかという指摘があった。

しかしながら、同センターはモンゴルの調停制度の生みの親として、今後、各種の研修における貢献が期待される。また、裁判所の調停の試行が開始した状況でも、年間約30件の事件を処理しており、日本の弁護士会の調停センターと比較しても劣らない実績である。さらに、調停法に基づく裁判所の調停は、法案には明記されなかったものの、退職裁判官や書記官を中心とする常勤調停人が想定されていることから、今後は、弁護士による柔軟かつ専門的な調停制度として、その役割を果たしていくことが期待される。

- ・ ミニッツには盛り込まれていないが、カウンターパートの一人である首都裁判所民事部長から、このプロジェクトに対する日本側の支援が非常に有効であったこと、日本の本邦研修の内容が、現地の活動にも非常に役立っていることをはじめ、関係各機関からも、日本の支援に対する高い評価が聞かれた。
- ・ コミュニティ調停を実施している法務内務省及びアジア財団、商事仲裁を行っている商工会議所とも意見交換したが、当事者の自主的、平和的な紛争解決としての調停が、徐々に知られ、期待されていることがうかがわれた。今後、裁判所の調停制度との手続的な連携、及び調停人養成のための研修等での連携が考えられる。

(2) プロジェクトの体制について

- ・ 人口の少ないモンゴルの特性もあるが、裁判所、弁護士会、国立法律研究所など関係機関が協力して活動に参加したことが非常に高く評価される。調停法案に関しても、裁判所と弁護士会調停センターからそれぞれの立場でコメントが出され、反映されたようである。
- ・ 長期専門家の細かい気配りとカウンターパートの主体性を引き出す取り組み姿勢が、関係者間の信頼関係の構築に貢献したといえる。また、現地スタッフの非常に高い能力がそれを支えている。特に、通訳としての日本語能力が非常に高いことにとどまらず、情報収集、制度に対する理解、コミュニケーション等に優れたスタッフを得たことが、プロジェクトに大きく貢献している。このような意欲と能力のある現地の人材を支援において有効に活用し、待遇や位置づけにも配慮できるような仕組みがあるとよい。

(3) 今後の支援について

- ・ 調査の中でも、折に触れて、フェーズ2への期待が表明された。また、フェーズ1から引き続いて切れ目なく支援をすることについても、カウンターパートからの強い期待が表明された。本年4月に開催されたワーキンググループでも、切れ目のない継続支援を期待したいという声があったようである。
- ・ 調停法が成立し、全国の裁判所で調停制度を導入することが明確になったため、JICAとしても今後の方向性の検討をより具体的に行うことが可能となったため、引き続き関係者と協議し、スムーズにフェーズ2を開始できるよう心がけたい。

附属資料

1. 調査日程
2. 主要面談者一覧
3. 終了時評価ミニッツ（含む PDM）
4. 達成度グリッド
5. 評価グリッド
6. 日本・モンゴル双方の投入実績
 - I. モンゴル側投入
 1. カウンターパート
 2. 運営経費自己負担
 - II. 日本側投入
 1. 専門家（長期・短期）
 2. 調査団派遣
 3. 機材供与
 4. 本邦研修
 5. 日本側アドバイザーグループ活動
7. プロジェクト・デザイン・マトリクス（和文・英文）
8. 面談記録

終了時評価調査団 日程

Day	日時		団長	評価企画
			磯井専門員	金田
1	5月16日	水		【22:20 ウランバートル着】
2	5月17日	木		【9:00】 事務所・専門家との打合せ（岩井次長、竹鶴職員、岡専門家） 【10:00～11:00】 バヤンズルフ区裁判所（パイロットコート）聞き取り・協議（バータル所長、セレンゲ裁判官、ソヨルマー書記官） 【11:00～12:30】 バヤンズルフ区裁判所調停人聞き取り・協議（バヤンズルフ区裁判所調停人） 【12:45】 大統領府正面玄関（時間厳守） 【13:00～14:00】 国家大会議立法担当者面談（トンガラグ国家大会議法律顧問（首席）、ヒシグト国家大会議法律顧問（調停法担当）） 【14:00～15:00】 大統領府面談（バヤルツェツェグ大統領首席補佐官）
3	5月18日	金		【6:00～10:00】 ウランバートル→ダルハン 【10:00～12:30】 ダルハン郡間裁判所（パイロットコート）聞き取り・協議（オユンダリ裁判官、セレントンガラグ書記官 ※アマルサナ県裁判所長官、オチ郡間裁判所長は地方出張で欠席） 【14:00～16:00】 ダルハン郡間裁判所調停人聞き取り・協議（ダルハン郡間裁判所調停人） 【16:00～19:00】 ダルハン→ウランバートル
4	5月19日	土		資料整理
5	5月20日	日		【24:00 ウランバートル到着】 資料整理 名古屋大学日本法センター関係者との面談
6	5月21日	月	【10:00～10:30】 財務省（ドウグルドウル） 【11:00～13:30】 弁護士会聞き取り・協議（プレブニャム弁護士会長） 【14:00～14:50】 弁護士会 LGLセンター聞き取り・協議（アルタンウルジー所長、ウルジーフー調停人ほかセンター勤務の調停人8名） 【15:30～16:00】 国立法律研究所（メンドジャルガル研究員） 【16:10～18:00】 最高裁聞き取り・協議（ウンダラフ最高裁民事部長、トンガラク最高裁判事、ゾルザヤ首都裁判所民事部長）	
7	5月22日	火	【9:45～10:00】 世界銀行訪問 【10:00～11:00】 法務内務省表敬・聞き取り（オドバル法務内務副大臣、国際部担当者） 【14:00～15:00】 商工会議所仲裁所（事務局長ほか） 【16:00～20:00】 事務所・専門家との打合せ（ミニッツ内容検討）	
8	5月23日	水	【9:00～12:00】 ミニッツ協議（場所：最高裁判所、参加：最高裁判所、弁護士会） 【14:00～17:00】 ミニッツ修正・団内協議 【17:00～18:00】 ミニッツ最終協議（場所：最高裁判所、参加：最高裁判所、弁護士会）	
9	5月24日	木	【10:00～12:00】 資料整理（ミニッツ準備等） 【13:30～14:30】 ミニッツ署名（場所：最高裁判所、参加：最高裁判所、弁護士会） 【16:00～17:00】 GIZ訪問	
10	5月25日	金	【10:00～11:00】 UNDP訪問 【11:30～12:30】 保健省訪問 【14:00～15:00】 専門家・事務所との打ち合わせ 【15:00～15:30】 事務所報告 【16:00～17:00】 大使館報告	
11	5月26日	土	【ウランバートル発】	

主要面談者リスト

(1) 最高裁判所

ウンドラフ	民事部長
トンガラク	判事
バヤスガラン	書記官

(2) 首都裁判所

ゾルゾヤ	民事部長
ダグワ	事務局長
ガリーマー	判事

(3) バヤンズルフ区裁判所

バータル	裁判所長
セレンゲ	判事
ソヨルマー	書記官
サランチメグ	書記官
オユンスレン	調停人
エンフトンガラク	調停人
ダワー	調停人
アリウナ	調停人
エンフェルデネ	調停人
ムンフトヤ	調停人
ボロルマー	調停人
トゥグス	調停人

(4) ダルハンオール郡間裁判所

オユンダリ	判事
オユンツェツェグ	判事
エンフジャルガル	判事
セレントンガラク	書記官
アンフゲレル	書記官
ムンフトゥブシン	書記官
エルデネバータル	調停人、ダルハン弁護士会長
バヤルマー	調停人
ウルジーマー	調停人
ウन्दアルマー	調停人
テルビシ	調停人
チンバット	調停人

(5) 大統領府	
バヤルツェツェグ	大統領首席補佐官
(6) 国家大会議事務局	
トンガラク	国会法務部、司法改革 6 法案担当
ヒシグト	国会、調停法案担当
バーサンドルジ	国会諮問委員会メンバー
(7) モンゴル弁護士会	
Mr. Banzragch PUREVNYAM (プレブニヤム)	President
バトスフ	首都弁護士会長
(8) 弁護士会調停センター	
アルタンウルツィ	センター長
アリマー	調停人
ツェツェグホロル	調停人
ウルツィーフー	調停人
エンフエルデネ	事務局長
(9) 財務省	
Mr. Baajikhuu TUGULDUR (トゥグルドウル)	Senior Officer, Head of Aid Effectiveness and Data Management Team, Department of Development Financing and Cooperation
(10) 法務内務省	
Ms. Vanchig UDVAL (オドワル)	Deputy Minister
Ms. Gendensuren ZINA (ジナ)	Senior Expert, Department for Policy Implementation and Coordination
オユントンガラク	政策調整局シニアスタッフ
(11) 国立法律研究所	
メンドジャルガル	研究員
(12) 保健省	
バヤルマー	Officer, Public Administration and Management Department
(13) 商工会議所	
Mr. Chvltem GVNJDAGVA (グンジダグワ)	General Secretary of Mongolian National

ドルゴン
ウンダルマー

Arbitration Center, Head of Department for
Legal Policy
専門職員
専門職員

(14) JICA プロジェクトオフィス

岡 英男
トゴス
アルタンゾラ

専門家
Project Officer
Project Assistant

(15) 在モンゴル日本大使館

清水 武則
櫛本 昇一

大使
二等書記官

(16) JICA モンゴル事務所

磯貝 季典
岩井 淳武
竹鶴 英子
ソドゲレル
ソロンゴ

所長
次長
所員
現地職員
現地職員

(17) ドナー関係者

【GIZ】

Mr. Batnemekh JAVKHLAN (ジャウフラン) Project Manager

【UNDP】

Ms. Ts. Davaadulam (ダワードラム) Governance Team Leader

Ms. L. Barkhas (バルハス) Governance Specialist

【World Bank】

Mr. Erdene TSOGOO (ツォゴー) Procurement Officer, Enhanced Justice Sector
Service Project

**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE FINAL EVALUATION TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF MONGOLIA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE PROJECT FOR STRENGTHENING MEDIATION SYSTEM**

The Japanese Final Evaluation Team (hereinafter referred to as “the Team”) organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), headed by Ms. Miha Isoi, Visiting Senior Adviser, JICA, visited the Mongolia from 16th May to 26th May 2012, for the purpose of conducting the final evaluation on the achievement of the Japanese technical cooperation for “the Project for Strengthening Mediation System” (hereinafter referred to as “the Project”) on the basis of the Record of Discussions signed on September 10th, 2009 (hereinafter referred to as “R/D”) and the Minutes of Meetings signed on 30 June, 2009 (hereinafter referred to as “M/M”).

During its stay in Mongolia, the Team and the Mongolian authorities concerned (hereinafter referred to as “the Mongolian side”) had a series of discussions on the matters pertaining to the successful implementation of the Project and the sustainable development of the outcome of the project.

As a result of the study and discussions, both sides agreed upon to forward to their respective governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Ulaanbaatar, May 24th, 2012

石井 美葉

Ms. Miha ISOI
Leader

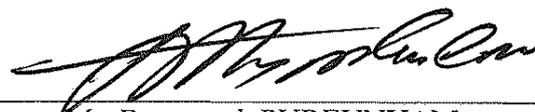
Japanese Final Evaluation Team
Japan International Cooperation Agency
Japan



Ms. Batsuren UNDRAKH
Presiding Justice
Chamber of Civil Cases
Supreme Court
Mongolia



Mr. Baavgai KHURENBAATAR
Director-General
Department of Development Financing and
Cooperation
Ministry of Finance
Mongolia



Mr. Banzragch PUREVNYAM
President
Association of Mongolian Advocates
Mongolia

THE ATTACHED DOCUMENT

1. Purpose and Method of Evaluation

1-1. Purposes of Final Evaluation

The purposes of the Final Evaluation are set forth below:

- 1) To review the progress, the achievement and the implementation process of the project activities, based on the R/D and the Project Design Matrix (hereinafter referred to as PDM)
- 2) To evaluate the Project from the viewpoints of the five evaluation criteria of Relevance, Effectiveness, Efficiency, Impact and Sustainability.
- 3) To summarize the results of the evaluation and recommendations on necessary measures to be taken for successful implementation by Mongolian and Japanese sides for the remaining project cooperation period.
- 4) Based on the results of the evaluation, to discuss the matters pertaining to the sustainable development of the outcomes of the projects.

1-2 Methodology of Evaluations

1-2-1 Methodology of Evaluation

The evaluation was conducted based on the “JICA Guideline for Project Evaluation, revised version of February 2004”. JICA Guideline follows mostly “the Principles for Evaluation of Development Assistance, 1991” issued by the Development Assistance Committee (DAC) of the Organization of Economic Cooperation and Development (OECD) and consist of three parts, namely;

- 1) Verification of the Project performance comparing the actual results of the Project with the original plan summarized in the Project Design Matrix (hereinafter referred to as “PDM”);
- 2) Evaluation of the Project from viewpoints of the five evaluation criteria: relevance, effectiveness, efficiency, impact and sustainability; and
- 3) Recommendation for future cooperation and lessons learned from the Project for planning and implementation of other projects.

The project design was agreed on R/D signed in September 2009 and the evaluation has been conducted in accordance with PDM.

1-2-2 Five Evaluation Criteria

The five basic criteria are as mentioned below. The introduction of these criteria enables us to make consistent and well-balanced evaluation, which minimizes evaluator’s bias.

1

Further, the criteria allow us to share and discuss the results, and lessons-learnt from the Project.

1. Relevance

Evaluate whether the needs in the country have been correctly identified, and whether the project design is consistent with the national plan.

2. Effectiveness

Evaluate the results in comparison with the goals (or revised ones) defined at the initial or intermediate stage, and evaluate the attributes (factors and conditions) of the results.

3. Efficiency

Evaluate the methods, procedure, duration, and cost of the project from a productivity perspective.

4. Impact

Evaluate the positive and negative effects of the project, extent of the effects, and effects on beneficiaries.

5. Sustainability

Evaluate the autonomy and sustainability of the project after the termination of cooperation, from the perspectives of operation, management, economy, finance, and technology.

2. Summary of the Results of Final Evaluation of the Project

2-1. Achievement of the Outputs

(1) Output 1: Flow of mediation procedure is implemented in the pilot court areas

(Objectively Verifiable Indicators)

- 1-1) Flow of mediation procedure is prepared.
- 1-2) Dissemination materials for pilot court activities are prepared.
- 1-3) The number of cases referred to mediation is increased in the pilot court areas.

The Bayanzurkh District Court in Ulaanbaatar City and the Darkhan-Uul Inter-Soums Court were selected as pilot courts, in 1st Working Group meeting. Criteria for selection were as follows;

- One in Ulaanbaatar city and one in other region,
- A relatively larger number of civil cases (especially on family matters) handled compared to other courts,
- High rate of successful settlement,
- A larger number of judges working
- High rate of population growth and heavier caseload

The Flow of mediation procedure and four regulations (activities, personnel,

remuneration and ethics) for implementing mediation system have been established before April 2011. Mediation procedure based on the Flow has been implemented in two above-mentioned pilot courts since May 2011.

175 mediation cases have been received in Bayanzurkh District Court until April 2012, and 90 in Darkhan-Uul Inter-Soums Court, until December 2011. Although it is not yet possible to measure the distinguished increase of cases accepted because of the limited duration of the practice, the effects of mediation have been recognized and described in the Report of National Legal Institute. Especially in Bayanzurkh District Court, more than 90% of judges and officers answered in the questionnaire that their workload has been lightened by the application of mediation.

Although there were some problems such as incomplete filing of documents, in the beginning stage of the trial implementation of mediation, the situation has been improved by developing and utilizing the Technical Standard for mediation procedure.

Furthermore, most users showed their high level of satisfaction in mediation, for the main reason that the disputes have been resolved in shorter term compared with litigation, in the cases that led to the settlement.

Considering above, output 1 is deemed to be achieved.

(2) Output 2: Qualification and status of person involved with mediation procedure are defined and trainers and prospective mediators are trained in the pilot court areas.

(Objectively Verifiable Indicators)

2-1) Plan of training for mediators is prepared.

2-2) The number of mediators who had training and experienced in mediation procedure is increased.

2-3) Training curriculum and materials are prepared.

Working Group discussed and decided that the qualification of a mediator is to be a legal professional with more than five years work experience. In addition, training is required to be nominated as mediators. 110 participants in total completed the training, and pilot court mediators have been nominated among them through application and interview. See annex 7.

Curriculum and materials for training of 16 hours were prepared. The teaching materials are planned to be edited into textbook by autumn 2012, reflecting the lessons from the implemented training.

Rotation of part-time mediators in the list at the courts is presumed in preparation of the Flow of mediation procedure, plan of training for mediators and trial implementation of mediation. However, in the recent discussion of Working Group, the new concept of full-time mediators hired as court officers was adopted in March 2012.

А.А.А.А.
Х.Х.Х.Х.

Accordingly, the qualification, status, and training plan of full-time mediators are necessary to be discussed and decided. Part-time mediators are also planned to be involved in addition to full-time mediators as necessary. Though the qualification for part-time mediators has been already fixed in Working Group, there is a need to decide the details such as case allocation between full-time and part-time mediators, remuneration of both, and plan of training as well as qualification of full-time mediators. Provided these details unsettled concerning full-time mediators system and involvement of part-time mediators are discussed and clarified in the remaining period of the project, Output 2 is highly expected to be achieved.

(3) Output 3: Function of the Mediation Center of the Association of Mongolian advocates (AMA) is strengthened.

(Objectively Verifiable Indicators)

- 3-1) The number of mediators who had training and experienced in mediation procedure is increased
- 3-2) The number of mediation cases in the Mediation Center is increased

The mediators of Mediation Center have been nominated by the President of AMA, based on the result of interview with the director of the Mediation Center. After the Project started, as all of the mediators at the center (currently nine members) have taken training for mediators, it is taken as requirement to participate in and complete the training for mediators, to become a mediator of the Mediation Center.

The Project has provided equipment, support in public relations, and advices on specialization.

Although the clear trend of increase in number of mediation cases dealt at the center has not been found yet, the statistics of mediation cases in recent three years show that mediation at the Center has been actively used.

Year	Number of Cases Registered	Number of Cases Settled
2009	26	12
2010	34	15
2011	29	12

Since the function of the Mediation Center is not yet enough strengthened, it is necessary to develop vision about private mediation and the operation policy including fiscal administration of the center in order to achieve the Output 3.

(4) Output 4: Laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country are clarified and the flow of mediation procedure is

revised

(Objectively Verifiable Indicators)

- 4-1) The suggestion report on items to be fixed for nationwide introduction of mediation is prepared
- 4-2) Draft laws and regulation necessary for nationwide implementation of mediation are prepared
- 4-3) Flow of mediation procedure is revised
- 4-4) Materials for dissemination are prepared

Concerning the indicator 4-1 and 4-2, drafting and approval of the Mediation Law are the results beyond the assumption at the time when the project started. Necessary points including regulations for nationwide implementation of mediation have been discussed and reflected into the draft law with deep involvement of WG members.

As for the indicator 4-3, since the Mediation Law was approved, instead of revising the Flow, the mediation procedure in detail will be reviewed and reconsidered in the process of preparing the rules of General Council of Courts on implementation of the Mediation Law. It is expected that the Working Group will play a leading role in preparation of the rule, reflecting the result of the monitoring of one-year-practice of mediation in two pilot courts.

Finally, about the indicator 4-4, many materials for public relations on mediation have been produced and utilized widely for helping the Mongolian people know about mediation system.

Reflecting several difficulties found in the process of trial mediation, following actions for improvements have been taken.

- The Technical Standard of Mediation Procedure was developed in order to improve mediation practice.
- A court clerk was posted in the mediation section of the Bayanzurkh District Court in Ulaanbaatar City, in order to reduce the workload of mediators through registering cases and handling other administrative work. (The same measures of improvement is planned to be taken soon in the Darkhan-Uul Inter-Soums Court.)

Considering above, Output 4 is expected to be achieved, with continuous efforts in clarifying detailed system of implementation in the remaining period.

2-2. Achievement of the Project Purpose

Project Purpose:

The grand design of mediation system on civil and family cases applicable to the whole country is formulated based on the experience in the pilot court areas.

(Objectively Verifiable Indicators)

5

- a) The laws and regulations necessary to implement mediation system are drafted
- b) Plan of training for mediators is prepared
- c) Revised flow of mediation procedure is prepared

As for the Indicator a), the Flow of mediation procedure, four regulations (activities, personnel, remuneration, and ethics) for implementing mediation system and Technical Standard for mediation cases have been established. The Mediation Law was also drafted and approved by the parliament.

Concerning the indicator b), the contents of training for mediators including curriculum and teaching materials have been developed. Detailed plan of training for mediators will be clarified in the remaining period of the Project. Indicator c), the mediation procedure is to be revised in the form of the rules and regulations of General Council of Courts, after one year practice of mediation in two pilot courts, by reflecting the result of monitoring.

The grand design of the mediation system applicable to the entire country of Mongolia is expected to be formulated, with the necessary revision of details on mediation system and specific plan of training for mediators, based on the results of monitoring, lessons and experience in one year practice of mediation in two pilot courts.

Therefore, the Project Purpose is expected to be achieved, with further efforts mentioned above.

2-3. Prospect of the Overall goal

Overall goal: Mediation system is applied to civil and family cases in Mongolia.

(Objectively Verifiable Indicators)

- a) The number of cases referred to mediation is increased
- b) The number of cases solved by mediation is increased

Although it is difficult to pronounce that there is an increase of mediation cases during the experimental period, mediation has been recognized and utilized as a new and effective dispute resolution, judging from the interviews with mediators and judges and answers in questionnaires from the users referred in the research paper of National Legal Institute. Taking into account of the above mentioned outputs and prospect of achieving project purpose, the Overall Goal is expected to be accomplished in the near future. For that sake, nationwide introduction of mediation system with enactment of Mediation Law and lining up and fostering qualitative mediators are necessary. Besides, the judges and court officials in each region need to understand mediation, and are encouraged to refer proper cases to mediation during the litigation procedure, since it is also effective for promotion of practical dispute resolution.

6

3. Summary of the Results of the Evaluation based on the Five Evaluation Criteria

3-1. Relevance [High]

In Mongolia, the disputes on civil matters, economic transactions, family matters such as divorce have increased, because of the activated economy and societal change after the transition to the market economy in 1990. According to the stated situation, legal reform and diversified dispute resolution system have been required in order to secure the rights of people and private enterprises. Especially the needs for practical dispute resolution system based on the mutual consent have been increased. Mediation, a new concept in Mongolia, and its effectiveness were recognized through the practice of mediation by the Mediation Center of AMA established in May 2006. The courts, on the other hand, have faced the difficulties to keep the quality of work in legal cases, as increased amount of cases have amplified the workload of judges.

Thus, introducing mediation system is an appropriate measure towards the needs of people, private enterprises and courts, mentioned above. Mediation is included in the legal reform policy 2011 led by the Presidential Office and the Mediation Law which stipulates the nation-wide introduction of mediation was approved in May 2012.

Under the situation above, the approach taken in this project such as selecting two pilot courts which have a larger number of civil and family cases, from the capital city and from rural area respectively, and targeting establishment of mediation system with the combination of designing the system and trial implementation, is appropriate.

Considering the above, together with the consistency with the basic policy of Japan in supporting legal and judicial support, relevance of the Project is deemed to be high.

3-2. Effectiveness [Relatively High]

The Project aims to prepare the overall mediation system through trial implementations of mediation in two pilot courts. For that purpose, the Flow of mediation procedure (Output1), qualification and plan of training for mediators (Output 2) were prepared. During the rest of the Project period, revision of the mediation process based on the result of one year practice of mediation in two pilot courts is expected to be accomplished.

Taking also into account of the fact that the Mediation Law was drafted and approved, beyond the assumption at the commencement of the Project, the Project purpose is expected to be achieved.

In addition, if the function of the Mediation Center of the AMA is strengthened (Output 3), it can contribute to diversifying the means of dispute resolution and to fostering further utilization of effective mediation. Therefore, with further efforts in the

remaining Project period to develop a vision and operation policy of the center, effectiveness of the Project is deemed to be relatively high.

3-3. Efficiency [High]

Inputs are regarded as appropriate in terms of quantity, quality and timing of dispatch of long-term and short-term-experts. In particular, the needs of the counterparts for training on communication skill required of mediators have been met by dispatching a specialist on psychology as a short-term expert.

Smooth coordination among relevant actors in Japanese side, experts, Advisory Group, Japan Federation of Bar Associations and JICA, and strong ownership and active involvement of Mongolian counterparts and various stakeholders have contributed to the effective implementation and the progress of the Project.

Considering above mentioned aspects, efficiency of the Project is judged to be high.

3-4. Impact [Relatively High]

In order to achieve the overall goal, it is indispensable to train judges and court officials for promotion of settlement after receiving the claim to litigation. It is also necessary to train mediators in rural areas for assuring qualitative mediators. Settlement in litigation procedure has been more often used due to the notice issued by the Supreme Court to encourage judges for putting the cases to settlement just after the project started. The mindset of judges has been changed gradually to be positive to settlement and mediation as means of dispute resolution.

When the Project started, only basic policy making for mediation among the relevant institutions was intended. However, as the Project proceeded, its activities have been recognized positively. The establishment of mediation system was taken into the legal reform policy led by the Presidential Office, and the Mediation Law was drafted with involvement of the Working Group members of the Project and approved. Nationwide introduction of the mediation system is now expected.

The training for mediators has been recognized as the official continuous training for legal professionals (four credits). Accordingly, more legal professionals are expected to take the training for mediators.

Considering several unexpected positive effects observed, impact of the Project is deemed to be relatively high.

3-5. Sustainability [Relatively High]

With regard to the state policy, the mediation is expected to be introduced and

sustainably implemented on a long-term basis, taking into account of the fact that the Mediation Law was drafted and approved, as one of the bills on legal reform led by the Presidential Office.

As for the institutional and financial aspect, it is concerned that remuneration for mediators has been provided by the Project, after about half a year of self-financed implementation of mediation. Though the budget allocation is expected according to the Mediation Law, financial base for continuous implementation of the mediation is not yet stable enough. In addition, institutional stability of the Mediation Center of AMA remains uncertain, judging from its fiscal administration and its policy on operation and management.

Technical aspect of sustainability is relatively high. Two trainings in Japan have contributed to capacity development of the trainers on mediation. Mongolian trainers have been already functioning as lecturers in the training. Furthermore, some of them have given lectures on mediation for lawyers who work in the Legal Service Centers in each district and province.

Considering the above, sustainability of the Project is deemed to be relatively high at the time of evaluation.

4. Conclusion

Based on the results described in the previous sections, it is agreed that the Project purpose is expected to be achieved with the achievement of Project Outputs with the continuous efforts by the Mongolian counterparts. Therefore the Project will be concluded as scheduled.

5. Recommendation

5-1. Actions to be taken during the project period

The Team and the Mongolian side recommend that the Project would take the following actions by the end of the project period;

(1) Working Group will take following actions to consider the details of the nation-wide mediation system which have not yet been clarified;

- a) To discuss and clarify the qualification, remuneration, and plan of training of mediators.
- b) To implement the trial of full-time mediators system, in order to extract the lessons and reflect them to make necessary revision, before nationwide introduction of the mediation system.
- c) To train judges and court officials on mediation, in order to promote the reference of cases to mediation and settlement during litigation procedure.
- d) To discuss and clarify the way of combination of full-time and part-time

美登

mediators.

- (2) The Mediation Center and AMA will take following actions;
 - a) To set clearer policy on its function and operation policy including fiscal administration of the center, in order to enhance the private mediation and to compliment the mediation in the courts. (the Mediation Center and AMA)
 - b) To organize official continuous training for legal professionals on mediation. (the Mediation Center)
- (3) General Council of Courts will take a following action;
 - a) To prepare the budget plan necessary for nationwide introduction of the mediation system, including allowance for both full-time and part-time mediators.

5-2. Issues to be considered after the completion of the Project

The Team and the Mongolian side agreed that authorities concerned of Mongolian government and JICA would take actions on the following issues.

- (1) Mongolian government will take necessary measures to assure the budgetary allocation to implement the mediation.
- (2) JICA will consider the cooperation for next step of the mediation in Mongolia.

6. Lessons Learned

- (1) Involvement in the process of current legal reform through drafting the Mediation Law accelerated the progress towards the purpose of the project, which aims at designing and introducing a new system and concept.
- (2) The good coordination among many institutions concerned has promoted the effective implementation of the Project. For example, Working Group members from various organizations concerned exchanged their views towards the development of mediation system, in spite of their different mandates and interests. Continuous cooperation is expected for successful introduction of nationwide mediation system.

美華

Annex 1: List of Experts

Annex 2: List of Japanese Advisory Group Members

Annex 3: List of Advisory Group Meetings in Japan

Annex 4: List of Trainings in Japan

Annex 5: List of Equipment provided by the Government of Japan

Annex 6: List of Working Group Members

Annex 7: List of Mediators at Pilot Courts

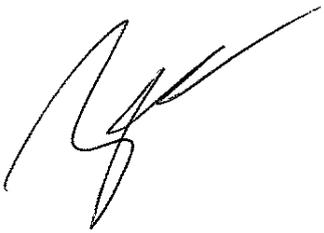
Annex 8: List of Working Group and Sub-Working Group Meetings

Annex 9: List of Training for Mediators

Annex 10: List of Activities on Public Relations

Annex 11: Input by Mongolian Government

DATE
SIGNATURE



List of Japanese Experts

(1) Long-term Expert

	Name	Title	Period
1	Mr. Hideo OKA	Mediation System	10 May, 2010 ~9 Nov, 2012

(2) Short-term Experts

	Name	Title	Period
1	Prof. Kazuto INABA	Mediation System	21 Feb, 2011 ~28 Feb, 2011
2	Ms. Setsuko UENO	Mediation Skills(1)	21 Feb, 2011 ~28 Feb, 2011
3	Ms. Miha ISOI	Mediation Skills(2)	21 Feb, 2011 ~28 Feb, 2011
4	Ms. Setsuko UENO	Mediation Skills	15 Oct, 2011 ~22 Oct, 2011
5	Ms. Miho HASEGAWA	Mediation Skills (Communication)	15 Oct, 2011 ~22 Oct, 2011
6	Mr. Masanori TANABE	Mediation System	16 Oct, 2011 ~23 Oct, 2011
7	Ms. Miha ISOI	Mediation Skills	9 Mar, 2012 ~17 Mar, 2012
8	Prof. Kazuto INABA	Mediation System	11 Mar, 2012 ~16 Mar, 2012

葉美

List of Japanese Advisory Group Members

Name	Title	Period
Prof. Kazuto INABA	Professor, Chukyo University	1st Sep, 2010~Present
Prof. Aya YAMADA	Professor, Kyoto University	1st Sep, 2010~Present
Ms. Setsuko UENO	Lawyer, Deputy Chair, Committee on International Relations	1st Sep, 2010~Present
Mr. Masanori TANABE	Lawyer, Member of Committee on International Relations	1st Sep, 2010~Present
Mr. Taro MORINAGA	Lecturer, Government Attorney, International Cooperation Department, Ministry of Justice	1st Sep, 2010~31st Mar, 2012
Ms. Mikine ETO	Lecturer, Government Attorney, International Cooperation Department, Ministry of Justice	1st Apr, 2012~Present
Ms. Miha ISOI	Visiting Senior Advisor to JICA, Attorney-at-Law	1st Sep, 2010~Present

MSK
7/1

Ed

List of Advisory Group Meetings

AG Meeting	Date	Themes
1st	29 Sep, 2010	1) Report of the Project Progress 2) Contents of Training in Japan 3) Seminar in Mongolia (Dispatch of Short-term Experts)
2nd	26 Nov, 2010	1) Report of the Project Progress 2) Schedule of Training in Japan 3) Request on Seminar in Mongolia (Dispatch of Short-term Experts)
3rd	13 Apr, 2011	1) Report of the Project Progress 2) Revised Schedule of Training in Japan 3) Schedule of Short-term Experts
4th	28 Jun, 2011	1) Report of the Project Progress 2) Request on Seminar in Mongolia 3) Request on Training in Japan 4) Report and Consultation on Mediation Center of AMA
5th	21 Sep, 2011	1) Dispatch of Short-term Experts 2) Training in Japan 3) Report of the Project Progress
6th	9 Dec, 2011	1) Report of the Project Progress 2) Deliberation on Flow of Mediation Procedure 3) Progress of Trial Implementation of Mediation in Pilot Courts 4) Progress of Legislation of Mediation Law 5) Training in Japan 6) Dispatch of Short-term Experts
7th	28 Feb, 2012	1) Training in Japan Implemented in January 2012 2) Report of the Project Progress 3) Dispatch of Short-term Experts
8th	25 Apr, 2012	1) Report of seminar implemented by Short-term Experts 2) Report of the Project Progress (Result of Survey by National Legal Institute)

ADP
JHK

List of Trainings in Japan

Training in Japan

	Title of Training	Period	Number of Participants
1	Mediation System	17 Jan, 2011~28 Jan, 2011	12
2	Mediation System	16 Jan, 2012~28 Jan, 2012	14

List of Participants

(1) 1st Training

	Name	Title	Notes
1	Ms. Tsend AMARSAIKHAN	Presiding Justice, Chamber of Civil Cases, Supreme Court	Leader of Working Group(WG)
2	Ms. Davgadorj TUNGALAG	Justice, Chamber of Civil Cases, Supreme Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
3	Ms. Puntsag ZOLZAYA	Presiding Judge, Chamber of Civil Cases, Ulaanbaatar City Appellate Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
4	Ms. Tseveendoo URNUNDELGER	Judge, Chamber of Civil Cases, Ulaanbaatar City Appellate Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
5	Ms. Tumee GARIIMAA	Judge, Chamber of Civil Cases, Ulaanbaatar City Appellate Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
6	Ms. Dulmaa OYUNDARI	Judge, Chamber of Civil Cases, Darkhan-Uul Inter-Soums Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators in Darkhan- Uul Province
7	Ms. Jigjidsuren SELENGE	Judge, Bayanzurkh District Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators in
8	Mr. Myakhansambuu ALTAN-ULZII	President of the Mediation Center of AMA ("LGL" Legal Center), Lawyer (Advocate)	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
9	Ms. Luvsandorj ULZIIKHUU	Lawyer in the Mediation Center of AMA ("LGL" Legal Center),	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
10	Mr. Jagdag ERDENEBAATAR	Head of Advocate Council in Darkhan-Uul Province	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators in Darkhan- Uul Province
11	Ms. Dashbaljir MENDJARGAL	Coordinator and teacher of Mongolian National Legal Institute	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
12	Ms. Galbadrakh TOGOS	Project Officer, Strengthening Mediation System Project	

12

62

(2) 2nd Training

	Name	Title	Notes
1	Ms. Jigmiddash BAYARTSETSEG	Special Advisor to the President of Mongolia on Legal Affairs, Office of the President	in charge of Legal Reform in Office of the President
2	Ms. Namsrai TUNGALAG	Senior Advisor, Law Department, Secretariat of the State Great Hural (Parliament) of Mongolia	in charge of legislation of draft laws concerning Legal Reform
3	Mr. Rentsen MENDSAIKHAN	Head, Court Administration and Management Division, General Council of Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
4	Mr. Baval BAATAR	Chief Judge, Bayanzurkh District Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
5	Mr. Tsog OCH	Chief Judge, Darkhan-Uul Inter-Soums Court	Member of WG, Lecturer of Training for Mediators
6	Mr. Natsag DAGVA	Head, Administrative Department, Ulaanbaatar City	
7	Mr. Myangaa BAYASGALAN	Assistant of Judge, Chamber of Civil Cases, Supreme Court	Member of WG
8	Ms. Batbayar SERUUNTUNGALAG	Assistant of Judge, Secretary, Darkhan-Uul Inter-Soums Court	Lecturer of Training for Mediators
9	Ms. Tserendorj SOYOLMAA	Assistant of Judge, Secretary, Civil Law Department, Bayanzurkh District Court	Lecturer of Training for Mediators
10	Ms. Dagvasambu TERBISH	Lawyer (Advocate), Advocate Council of Darkhan-Uul Province	Member of WG, Mediator (in Darkhan-Uul Province), Lecturer of Training for Mediators
11	Ms. Danaavamba ENKHTUNGALAG	Lawyer (Advocate)	Mediator (in Bayanzurkh District), Lecturer of Training for Mediators
12	Ms. Natsag BAYARMAA	Lawyer (Advocate), Advocate Council of Darkhan-Uul Province	Member of WG, Mediator (in Darkhan-Uul Province), Lecturer of Training for Mediators
13	Ms. Khayankhyarvaa OYUNSUREN	Lawyer (Advocate)	Mediator (in Bayanzurkh District), Lecturer of Training for Mediators
14	Mr. Badarch ENKH- ERDENE	Lawyer (Advocate)	Manager, 'LGL' Legal Center, Lecturer of Training for Mediators

手

List of the Equipments

	Item	Number	Date of Provision	Notes
1	Round Table	3	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(2) and Bayanzurkh District Court(1)
2	Chairs	16	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(2) and Bayanzurkh District Court(1)
3	Courner Table	3	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(2) and Bayanzurkh District Court(0)
4	Shelf	3	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(2) and Bayanzurkh District Court(1)
5	TV	2	March, 2011	Set in Reception, at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(1) and Bayanzurkh District Court(1)
6	TV Stand	2	March, 2011	Set in Reception, at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(1) and Bayanzurkh District Court(2)
7	DVD Player	2	March, 2011	Set in Reception, at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(1) and Bayanzurkh District Court(3)
8	Desk	2	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(1) and Bayanzurkh District Court(1)
9	PC	6	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(2), Bayanzurkh District Court(1), and LGL Mediation Center(3)
10	Printer	2	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(1) and Bayanzurkh District Court(1)
11	Fax Phone	2	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(1) and Bayanzurkh District Court(1)
12	Degital Camera	2	March, 2011	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(1) and Bayanzurkh District Court(1)
13	Video Camera	1	March, 2011	Set in Room of Mediation at Darkhan-Uul Inter-Soums Court
14	Chairs	3	February, 2012	Set in Mediation Rooms at Bayanzurkh District Court
15	Books on Mediation	51	February, 2012	Set in Library and Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court
16	Memory Stick	4	March, 2012	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court(2) and Bayanzurkh District Court(2)
17	Projector	1	March, 2012	Set at the Mediation Center of AMA
18	Other equipments	-	March, 2012	Set in Mediation Rooms at Darkhan-Uul Inter-Soums Court and Bayanzurkh District Court

美葉

Ed

List of Working Group Member (as of May 2012)

	Name	Title
1	Ms. Batsuren UNDRAKH	Presiding Justice, Chamber of Civil Cases, Supreme Court
2	Ms. Davgadorj TUNGALAG	Justice, Chamber of Civil Cases, Supreme Court
3	Ms. Puntsag ZOLZAYA	Presiding Judge, Chamber of Civil Cases, Ulaanbaatar City Appellate Court
4	Ms. Tumee GARIIMAA	Judge, Chamber of Civil Cases, Ulaanbaatar City Appellate Court
5	Mr. Luvsandash. AMARSANAA	Chief Judge, Darkhan-Uul Province Appellate Court
6	Mr. Tsog OCH	Chief Judge, Darkhan-Uul Inter-Soums Court
7	Ms. Dulmaa OYUNDARI	Judge, Chamber of Civil Cases, Darkhan-Uul Inter-Soums Court
8	Mr. Baval BAATAR	Chief Judge, Bayanzurkh District Court
9	Ms. Jigjidsuren SELENGE	Judge, Bayanzurkh District Court
10	Mr. Rentsen MENDSAIKHAN	Head, Court Administration and Management Division, General Council of Court
11	Mr. Myakhansambuu ALTAN-ULZII	President of the Mediation Center ("LGL" Legal Center), Lawyer (Advocate)
12	Ms. Luvsandorj ULZIIKHUU	Lawyer (Advocate) and Mediator in the Mediation Center ("LGL" Legal Center)
13	Mr. Jagdag ERDENEBAATAR	Head of Advocate Council in Darkhan-Uul Province
14	Ms. Dagvasambuu TERBISH	Lawyer (Advocate), Advocate Council of Darkhan-Uul Province
15	Ms. Dashbaljir MENDJARGAL	Coordinator and teacher, Mongolian National Legal Institute
16	Mr. Myangaa BAYASGALAN	Assistant of Judge, Chamber of Civil Cases, Supreme Court

List of Ex-Working Group Member (Until Sep. 2011)

	Name	Title
1	Ms. Tsend AMARSAIKHAN	Presiding Justice, Chamber of Civil Cases, Supreme Court
2	Ms. Tseveendoo URNUNDELGER	Judge, Chamber of Civil Cases, Ulaanbaatar City Appellate Court

美葉

Ed

List of Mediators at Pilot Courts

Mediators in Bayanzurkh

	Name	Period
1	Gombosuren	May, 2011 ~ April, 2012
2	Enhjargal	May, 2011 ~ April, 2012
3	Dulamsuren	May, 2011 ~ April, 2012
4	Enhtungalag	May, 2011 ~ Present
5	Oyunsuren	May, 2011 ~ Present
6	Munhtur	May, 2011 ~ April, 2012
7	Ariunaa	May, 2011 ~ Present
8	Munhtuya	May, 2011 ~ April, 2012
9	Bolormaa	May, 2011 ~ April, 2012
10	Battsetseg	May, 2011 ~ April, 2012
11	B.Dashdorj	May, 2012 ~ Present
12	T.Tugs	May, 2012 ~ Present
13	B.Enkh-Erdene	May, 2012 ~ Present
14	S.Ganchimeg	May, 2012 ~ Present
15	D.Davaa	May, 2012 ~ Present
16	B.Onoltuya	May, 2012 ~ Present

Mediators in Darkhan-Uul

	Name	Period
1	Battunsag	May, 2011 ~ April, 2012
2	Jargalsaihan	May, 2011 ~ April, 2012
3	Ulziimaa	May, 2011 ~ Present
4	Purevdorj	May, 2011 ~ April, 2012
5	Erdenebaatar	May, 2011 ~ Present
6	Bayarmaa	May, 2011 ~ Present
7	Terbish	May, 2011 ~ Present
8	Tsuirai	May, 2011 ~ April, 2012
9	Tsedendamba	May, 2011 ~ April, 2012
10	Chinbat	May, 2011 ~ Present
11	E.Undram	May, 2012 ~ Present



Ed

List of Working Group Meeting

(1) Working Group Meetings

	Date	Theme
1st Mtg	2010.5.19	<ul style="list-style-type: none"> • Overall Policy • Program Planning
2nd Mtg	2010.6.23	<ul style="list-style-type: none"> • Flow of Mediation Procedure
3rd Mtg	2010.7.7	<ul style="list-style-type: none"> • Plan of Training for Mediators • Qualification of Mediators • Flow of Mediation Procedure
4th Mtg	2010.9.24	<ul style="list-style-type: none"> • Training for Mediators • Qualification of Mediators • Flow of Mediation Procedure
5th Mtg	2010.10.29	<ul style="list-style-type: none"> • Training for Mediators • Trial Implementation of Mediation in Darkhan • Qualification of Mediators • Flow of Mediation Procedure
6th Mtg	2010.12.10	<ul style="list-style-type: none"> • Report of Training for Mediators • Report of Trial Implementation of Mediation in Darkhan
7th Mtg	2011.1.14	<ul style="list-style-type: none"> • Schedule of Training for Mediators • Training in Japan
8th Mtg	2011.2.25	<ul style="list-style-type: none"> • Schedule of Training for Mediators • Timing of Commencement of Trial Implementation of Mediation • Flow of Mediation Procedure • Qualification and Remuneration of Mediators
9th Mtg	2011.4.8	<ul style="list-style-type: none"> • Remuneration of Mediators • Draft Regulations for Mediators • Open Recruitment for Mediators • PR on Mediation
10th Mtg	2011.4.22	<ul style="list-style-type: none"> • Final Confirmation of Flow of Mediation Procedure and Regulations for Mediators • Preparation for commencing trial implementation of Mediation
11th Mtg	2011.5.27	<ul style="list-style-type: none"> • Progress of Mediation Implementation • Mediation Support Fund • Plan of Monitoring
12th Mtg	2011.6.23	<ul style="list-style-type: none"> • Progress of Mediation Implementation • Mediation Support Fund • Questionnaires for Monitoring • Training for Mediators
13th Mtg	2011.9.15	<ul style="list-style-type: none"> • Progress of Mediation Implementation • Monitoring • Hearing from Mediators • Future plan for Mediation System • Training in Japan in January 2012
14th Mtg	2011.11.14	<ul style="list-style-type: none"> • Report of Mediation Training • Monitoring • Preparation of case flow • Future Plan of Mediation Training
15th Mtg	2012.1.13	<ul style="list-style-type: none"> • Preparation of Draft Standard for Mediation, standard format of case recording, Model of Mediation Contract
16th Mtg	2012.4.19	<ul style="list-style-type: none"> • Report of Project Activities • Plan of Project Activities from April 2012 • Replacement of Mediators
Extraordinary Mtg	2012.5.3	<ul style="list-style-type: none"> • Staff Assignment for Mediation Section in Courts

百葉

(2) Sub-Working Group for Training

	Date	Theme
1st Mtg	2010.7.2	<ul style="list-style-type: none"> • Qualification of Mediators • Way of Training for Mediators
2nd Mtg	2010.7.20	<ul style="list-style-type: none"> • Planning of Training for Mediators • Training in Japan
3rd Mtg	2010.8.13	<ul style="list-style-type: none"> • PR for Open Recruitment of Mediators • Program of Training for Mediators
4th Mtg	2010.9.2	<ul style="list-style-type: none"> • Open Recruitment of Mediators • Training for Mediators
5th Mtg	2010.10.18	<ul style="list-style-type: none"> • Qualification of Mediators • Training for Mediators
6th Mtg	2010.10.29	<ul style="list-style-type: none"> • Report and review of Training for Mediators
7th Mtg	2010.12.1	<ul style="list-style-type: none"> • Training for Mediators
8th Mtg	2011.2.28	<ul style="list-style-type: none"> • Schedule of Training for Mediators • Timing of Commencement of Trial Implementation of Mediation • Flow of Mediation Procedure • Qualification and Remuneration of Mediators
9th Mtg	2011.3.14	<ul style="list-style-type: none"> • Remuneration of Mediators • Draft Regulations of Mediators • Open Recruitment of Mediators • Public Relations on Mediation
10th Mtg	2011.4.28	<ul style="list-style-type: none"> • Final Confirmation of Flow of Mediation Procedure and Regulations of Mediators • Preparation for Commencement of Trial Implementation of Mediation from May 2010
11th Mtg	2011.10.10	<ul style="list-style-type: none"> • Selection of Participants for Training for Mediators
12th Mtg	2011.12.12	<ul style="list-style-type: none"> • Training in Japan • Visit of Short-term Experts • Seminar in Eldenet • Training for Mediators • Seminar for Judges

(3) Sub-Working Group for Flow of Mediation Procedure

	Date	Theme
1st Mtg	2010.6. 30	<ul style="list-style-type: none"> • Deliberation on Flow of Mediation Procedure • Formulating Direction
2nd Mtg	2011.12. 12	<ul style="list-style-type: none"> • Deliberation and preparation of several Standards

(4) Sub-Working Group for Public Relations

	Date	Theme
1st Mtg	2011.5. 27	<ul style="list-style-type: none"> • PR Strategy • Visiting Companies
2nd Mtg	2011.12. 12	<ul style="list-style-type: none"> • Deliberation and preparation of several Standards

(5) Sub-Working Group for Monitoring

	Date	Theme
1st Mtg	2011.5. 19	<ul style="list-style-type: none"> • Preparation of Monitoring plan

手塚

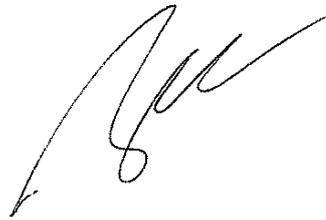



Ed

List of Trainings for Mediators

Training for Mediators	Date	Duration	Number of Participants (Certified)	Notes
1st Training	October, 2010 - March 2011	5 days	52	1 day a month, not executed in January 2011
2nd Training	October, 2011	4 days	58	

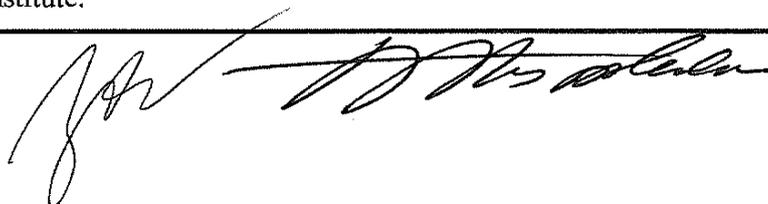
美菜



List of Activities in Public Relations

Media	Contents
[Television]	DVD for introducing Mediation System was produced and broadcasted regularly at the reception of each court and twice on TV25. DVD has been used for seminars.
	Commercial Film on Mediation was produced and used for seminars.
	Commercial Film on legal service and the Mediation Center of the Association of Mongolian Advocates was broadcasted on TV25, 20 times.
	Interview Program for introducing Mediation System was produced and broadcasted 5 times on TV25.
	TV Program for introducing Mediation System was produced and broadcasted on National Television, financed by Supreme Court of Mongolia.
	Drama for introducing Mediation System was broadcasted on National Television.
	Press Conference by Short-term experts
[Radio]	Interview program was broadcasted on FM Capital Radio.
[News Paper]	Article in the form of interview for introducing Mediation System was published on Daily News.
	Series Article for introducing Mediation System was published on Daily News, 5 times.
	Article for supportive opinion making for the draft Mediation Law was published for 7 times.
[Magazines]	A few pages of articles concerning Mediation System were posted on each edition of Magazine for Court officials (for more than four times).
	Articles concerning Mediation System were posted on Monthly Magazine of Association of Mongolian Advocates for more than five times.
	Thesis of Long-term Expert were posted on each edition of Bulletin of National Legal Institute.

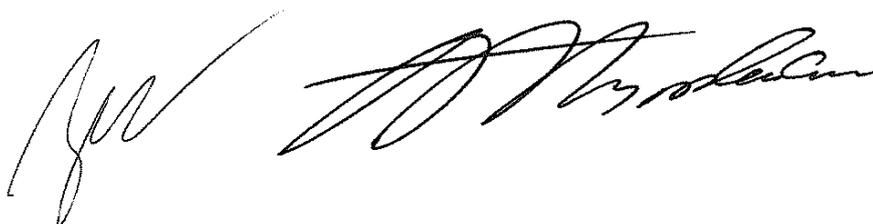
美葉




List of Input by Mongolian side

Project Office at Ulaanbaatar City Appellate Court
Two Rooms for Mediation in each pilot court
Electricity and Telephone expence for Project Office and Mediation Rooms
Basic equipments for Mediation Rooms
Rooms and personnels for implementing Seminars and Meetings
Provision of broadcast time on TV reserved for Supreme Court
Acitivity cost such as preparing Notice Board on Mediation at each Pilot Court
1 Official and 1 Secretary have been hired and assigned in Mediation Section of Bayanzurkh court
Expenses for Working Group meetings and seminars
Other materials and equipments

美 栗



達成度グリッド
モンゴル国調停制度強化プロジェクト

活動内容	確認事項	情報源	実績・達成度	
成果 1 : パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる				
活動	1-1 調停制度検討ワーキンググループ (WG) において、調停制度を導入する際の業務フローを検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー ・ワーキンググループでの協議内容 ・最高裁内部規則 ・専門家、最高裁判所等からの聴き取り ・その他の決定事項 (活動規則、人事規則、報酬規則、倫理規則) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010年5月に業務フロー小ワーキンググループを設置。 ● 小ワーキンググループにて検討し、2010年10月までに業務フロードラフトを完成させた。(検討項目詳細については別紙参照。) ● 2011年4月までに、4回程度の修正を重ねた上で、業務フロー及び4つの規則 (活動、人事、報酬、倫理) が完成した。 	
	1-2 WGが、パイロットコートを選定し、裁判所評議会が正式に決定を出す	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロットコートの選定状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● パイロットコートの選定に関するワーキンググループでの決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回ワーキンググループにて、バヤンズルフ区裁判所及びダルハン郡間裁判所がパイロットコートとして選定された。(裁判所評議会の正式決定ではなく、ワーキンググループの決定で足りることとなった。)
	1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・広報用素材の作成、 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家、WG 作 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停紹介 DVD 及びテレビ CF (各2バージョン) を

	WG がパイロットコート活動の広報用の素材を作成する	利用状況	<p>成の報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用素材 	<p>製作した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調停制度利用促進ポスター、調停制度紹介パンフレット等を作成した。 ● 連続5回シリーズのテレビ番組を製作し、関係者へのインタビュー、調停制度の紹介DVDの放映を行った。(TV25, 2011. 04-06) ● その他の広報活動については別紙一覧表のとおり。
1-4	パイロットコートにおいて、裁判官、裁判所職員および調停人が業務フローに則って業務を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・パイロットコートにおける業務フローの活用状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家活動報告書 ・国立法律研究所の調査報告書 ・聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011年5月から業務フローに則って、パイロットコート2か所にて調停が実施されている。
1-5	WG がパイロットコートでの業務の結果を受け、業務フローの見直しをする	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フローの見直し状況 ・WGでの検討状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家活動報告書 ・WGでの検討内容 ・聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ● パイロットコートでの調停についてモニタリングを行い、その結果確認された要改善項目に基づき、改定業務フローを作成予定である。 ● 2012年4月までに、より実務的レベルの「調停事件フロー・スタンダード」が作成された。これは業務フローをより具体化する実務レベルのマニュアルである。今後この内容についても適宜修正を加える予定である。
<p>成果2：調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される</p>				

活動	<p>2-1 WGにおいて、業務フロー(1-1)の検討とともに、調停人の資格、位置づけ、業務内容について検討する</p>	<p>・調停人の資格、位置づけ、業務内容についての検討状況</p>	<p>・長期専門家活動報告書 ・WGでの検討内容 ・業務フロー ・業務スタンダード(ダルハン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停人の資格については、ワーキンググループ、研修小WGでの検討の結果、原則として法曹有資格者で実務経験5年以上の者で、研修を修了した者とすることとされた。 ● 修了者には、徽章と修了証書を交付することとなった。 ● 調停人研修を修了した者の中から、当初20名(各パイロットコート10名ずつ)がワーキンググループにより調停人に任命され、その後2012年5月より、一部のメンバーが交代して、バヤンズルブ区で9名、ダルハンで6名が調停人に任命された。 ● 業務内容についても検討され、業務フロー、業務スタンダードなどに記載された。
<p>2-2 WGにおいて、調停人の養成方法を検討する</p>	<p>・調停人養成方法の検討状況</p>	<p>・長期専門家活動報告書 ・WGでの検討内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停人養成方法について研修小ワーキンググループにて検討し、調停人養成研修を実施することとした。 ● 2011年5月、調停人養成研修が4単位の法曹クレジットとして認定された。 	
<p>2-3 トレーナー候補者に対する研修を実施する</p>	<p>・トレーナー養成研修実施状況</p>	<p>・トレーナー養成研修実施実績(本邦研修報告書等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011年1月(12名参加)及び2012年1月(14名参加)に、調停人トレーナー養成のための本邦研修を実施した。 	
<p>2-4</p>	<p>・調停人養成研修カリ</p>	<p>・長期専門家活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停人養成カリキュラム、同教材(合計16時間) 	

	<p>WG において、調停人養成のための研修カリキュラム案及び教材を作成する</p>	<p>キュラム及び教材の作成状況</p>	<p>報告書 ・調停人養成カリキュラム・教材</p>	<p>分)、日本経済産業省「調停人養成教材 2006 年度版 (基礎編)」(モンゴル語翻訳版)が作成された。 ● 2011 年 5 月からは、調停人養成研修が 4 単位の法曹クレッジトとして認定されたことを受け、そのためのテキストに加えて、更に完成度を高めたカリキュラム・教材を作成した。 ● カリキュラム・教材については、これまでの調停人養成研修の経験を踏まえて、テキストブックとして作成・印刷することを 2012 年秋までに予定している。</p>
<p>2-5 トレーナーが、調停人候補者に対する研修を実施する</p>	<p>・トレーナーによる新任調停人研修実施状況</p>	<p>・長期専門家活動報告書 ・WG での検討内容 ・研修カリキュラム (実績) ・研修アンケート</p>	<p>● 2010 年 10 月から概ね月 1 回ペースで全 5 回の調停人養成研修を実施し、計 52 名が研修を修了した。 ● 2011 年 10 月に 4 日間連続で 2 度目の調停人養成研修を実施し、58 名が研修を修了した。 ● いずれも、モンゴル人トレーナー (WG メンバー)がおもに講師を務めた。</p>	
<p>2-6 WG において、パイロットコートでの業務の結果を受け、調停人の資格、位置づけ、業務内容および養成方法について見直しをする</p>	<p>・ワーキンググループにおける見直し状況</p>	<p>・長期専門家活動報告書 ・WG での検討内容 ・調停法案</p>	<p>● パイロットコート 2 か所における調停業務については、2012 年 3 月、調停人の入れ替えのための面接を実施した。2012 年 4 月にメンバーを確定し、2012 年 5 月から、バヤンズルフ区 9 名、ダルハン 6 名の調停人が勤務している。 ● パイロットコートにおける試行の結果も踏まえ、</p>	

				<p>調停法案の審議及びWGの議論において、当面の間、裁判所の調停では常勤の調停人を裁判所職員として雇用し、それと合わせて非常勤調停人を活用する方針が出された。この場合の常勤及び非常勤の調停人の資格や養成方法は未定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2012年8月から10月にかけて勤務する調停人については、常勤調停人と非常勤調停人を組み合わせた方法で調停を試行することを予定しており、制度の運用における問題点を発見することを目標とする。
<p>成果3：弁護士会調停センターの機能が強化される</p>				
<p>活動</p>	<p>3-1 調停センターの調停人または調停人候補者に対する研修を実施する</p>	<p>・ 研修実施状況</p>	<p>・ 長期専門家活動報告書 ・ 研修実施実績 ・ 短期専門家活動報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停人養成研修の実施状況は2-5のとおり。 ● 弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、2012年4月10日現在で勤務している9人（ほかに1名産休中）全員が、調停人養成研修を受講済みである。 ● 弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、同センターで勤務を希望する弁護士に対して、同所長が面接を行い、その結果をふまえてモンゴル弁護士会会長がメンバーとして任命するという方法をとっている。
<p>3-2 WGの検討結果を踏まえて、</p>	<p>・ 広報実施状況 ・ WGでの検討状況？</p>	<p>・ 長期専門家活動報告書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停制度利用促進ポスター、調停制度紹介パンフレット等を作成した。 	

	調停制度および調停センターの広報を行う		<ul style="list-style-type: none"> ・WG での検討内容？ ・広報用素材 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士会調停センターの広報用テレビCMを30回程度放映した。 ● 弁護士会作成の弁護士名簿更新にあたって調停人としての勤務状況を付記することとした。 ● 弁護士会会報において、調停センターについて紹介している。
3-3	2-1の結果を受け、弁護士会として、調停人の資格を明確化する	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会調停人資格内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家・弁護士会からの聴き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、2012年4月10日現在で勤務している9人（ほかに1名産休中）全員が、調停人養成研修を受講済みである。 ● 弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、同センターで勤務を希望する弁護士に対して、同所長が面接を行い、その結果をふまえてモンゴル弁護士会会長がメンバーとして任命するという方法をとっている。 ● 現在のところ、明確な規則等はないが、事実上、調停人養成研修の終了が、調停人の資格として取り扱われている。
成果4：モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される	4-1 WGが、パイロットコートでの活動の成果をどのように測るか検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・検討状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家活動報告書 ・WGでの検討内容 	<ul style="list-style-type: none"> ● パイロットコートでの調停についてモニタリングを行い、利用実績を把握し、件数の増減を確認するとともに、アンケート方式での利用者調査を実施して満足度を確認することとした。

<p>4-2 WG が、パイロットコート地区の調停について定期的に事例研究し、問題点について協議する</p>	<p>・事例 ・ワーキンググループでの協議状況</p>	<p>・事件記録 (アドバイザリーグループ会合資料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事例を確認し、問題点につき協議を行った。特に、各パイロットコートの調停人に対して、専門家と首都裁判所民事部長が個別面談を行い、事件処理についての、注意点を述べるなどコメントを行った。
<p>4-3 WG において、関連法令のうち調停制度を導入するために改正が必要な箇所をリストアップする</p>	<p>・関連法令の検討状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家活動報告書 ・関連法令案 (調停法案、同法添付の関連法令改正案) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大統領府による調停法起草に際し、ワーキンググループメンバー3名及び JICA 長期専門家が起草委員として参加し、インプットを行った。 ● アドバイザリーグループから法案に対するコメントを提出した。 ● 本邦研修や短期専門家の現地セミナーの際、大統領府スタッフやワーキンググループメンバーと協議を行った。
<p>4-4 WG がパイロットコートでの業務の結果を踏まえ、調停制度を導入するための法令、規則、実施体制を検討し、調停制度を全国に導入するための改定業務フローを作成する</p>	<p>・調停制度導入のための法令、規則、実施体制の検討状況 ・改定業務フローの作成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家活動報告書 ・国立法律研究所の報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停法案として検討が進められ、起草されている。 ● 法令、規則については、大統領府による司法改革の一環として、裁判所調停のみならず民間の調停も含めて広く調停を規定する調停法案として、プロジェクト開始当初の想定を超えて、前倒しで検討された。現在同法案の起草は完了し、国会にて審議されている。 ● 全国に導入するための調査を国立法律研究所に委託して実施した。
<p>4-5</p>	<p>・広報用素材の作成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家作成の報 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1-3 と同様。

	WG が、調停に関して一般に広報するための資料、パンフレット等必要な素材を作成する	況	<p>告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用素材 	
成果 1	パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる	業務フローが完成したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高裁内部規則 ・ 業務フロー ・ 専門家、最高裁判所等からの聴き取り ・ 国立法律研究所の報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1-1 と同様
		パイロットコート地区で調停手続きを利用した事件の件数が増えたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイロットコートの記録 ・ 調停利用者インタビュー結果 ・ 国立法律研究所の報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ● パイロットコートでの受理件数は、首都バヤンズルフ区で 2012 年 4 月までの間に 175 件、ダルハンで 2011 年 12 月までの間に 90 件であった（うち記録が残されているものは、それぞれ 103 件、62 件である。調停の試行開始当初は、相談に終わった事件や、本来受理できない事件を受け付けるなどの混乱があったため、このような混乱が生じたが、現在はこのような混乱は解消している。）。 ● 国立法律研究所の調査によれば、利用者へのアンケートの結果、「調停利用の効果があった」という意見が相当数あった。また、特にバヤンズルフ区裁判所の裁判官および裁判所職員の 90%以上が

				<p>「調停の導入によって業務が軽減された」と回答している。パイロット地区で調停手続を利用した事件の件数は増加する余地が大きいといえる。</p>
<p>成果 2</p>	<p>調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロット地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される</p>	<p>調停人養成の方針が整備されたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連規則・方針案（人事規則） ● 長期専門家活動報告書 ● 研修小 WG での検討内容 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停人の資格については、ワーキンググループでの検討の結果、原則として法曹有資格者で実務経験 5 年以上の者とすることとされた。 ● 調停人養成研修修了者には、調停人徽章及び修了証書を交付することとした。 ● 調停法案の審議過程及び WG の議論では、裁判所内の調停手続については、当面の間、常勤の調停人を裁判所職員として雇用する方針が出された。その場合の常勤調停人の資格要件、位置づけ及び養成方法は、今後検討されることとなる。 ● 調停法案の審議過程及び WG の議論で、常勤調停人を採用するとしても、必要に応じ、登録の非常勤調停人も活用する案が出ている。その資格は上記（実務経験 5 年以上の法曹）だが、報酬等は決定していない。 ● 調停法が国会を通過し、2013 年 7 月の施行日以後、全国の一審裁判所で調停制度が取り入れられる予

				<p>定であるが、地方での調停人の要件、養成計画は未定である。なお、常勤調停人が採用されるところも、併存する制度として非常勤調停人も採用される予定であるので、地方での調停人を一定程度養成する必要がある。</p>
成果 3	弁護士会調停センターの機能が強化される	調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人の数が増えたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・調停人登録名簿 ・パイロットコートでの試行実績 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2010 年 10 月から全 5 回の調停人養成研修を実施し、52 名が研修を修了した。 ● 2011 年 10 月、集中日程による調停人養成研修を実施し、58 名が研修を修了した。現在の研修修了者は合計 110 名となった。 ● 当該研修修了者の中から、当初 20 名（各パイロットコート 10 名ずつ）がワーキンググループにより調停人に任命され、業務に従事した。 ● 2012 年 4 月に一部のメンバーが交代し、2012 年 5 月から、バヤンズルプ区 9 名、ダルハン 6 名の調停人が勤務している
		研修カリキュラム・教材が作成されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラム ・教材 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2-4 と同様。
		調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人の数が増えたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・調停センターの調停人名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、2012 年 4 月 10 日現在で勤務している 9 人全員（ほかに 1 名産休中）が、調停人養成研修を受講済みである。

				<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、同センターで勤務を希望する弁護士に対して、同所長が面接を行い、その結果をふまえてモンゴル弁護士会会長がメンバーとして任命するという方法をとっている。 ● 現在のところ、明確な規則等はないが、事実上、調停人養成研修の終了が、調停人の資格として取り扱われている。 ● 2009年の調停利用件数は26件。うち、調停成立した件数は12件。 ● 2010年の法律相談利用件数は295件。 ● 2010年の調停利用件数は34件。うち、調停成立した数は15件。 ● 2011年の法律相談利用件数は202件。 ● 2011年の調停利用件数は29件。うち、調停成立した数は12件。※なお、日本の弁護士会調停センターの利用件数は、兵庫、京都で(神戸市、京都市の人口は約150万人。ウランバートルの人口は約100万人。)それぞれ32件、19件(2008年の統計)であり、利用件数からは相当であるといえる。 ● 機材供与、広報支援、専門化へのアドバイスなどを行った。
成果 4	モンゴルに適した調停制度	制度の全国的導入に	<ul style="list-style-type: none"> ● 提言レポート 	<ul style="list-style-type: none"> ● 改定業務フロー作成のため、パイロットコトで

	<p>の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される</p>	<p>向けて整備されるべき事項についての提言レポートが作成されたか。</p> <p>調停制度導入・運用に必要な規則草案が作成されたか。</p> <p>改定業務フローが作成されたか。</p> <p>広報用素材が作成されたか。</p>	<p>・国立法律研究所の報告書</p> <p>・規則草案</p> <p>・すでに成立した規則類</p> <p>・調停法案</p> <p>・改定業務フロー</p> <p>・広報用素材</p>	<p>の調停についてモニタリングを行い、情報収集を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務フロー、規則 4 つ、調停事件フロー・スタンダードが作成された。(将来的にも活用される見込み。) ● 調停法 2012 年 5 月 22 日、国会を通過した。 ● 改定業務フロー作成のため、パイロットコートの調停についてモニタリングを行い、情報収集を実施中。 ● 1-3、3-2 と同様。
<p>プロジェクト目標</p>	<p>パイロットコート地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグラウンドデザインが提示される</p>	<p>調停制度導入に向けた法令、規則(案)が作成されたか。</p> <p>調停人養成の方針が策定されたか。</p> <p>調停制度に関する業務フローが策定されたか。</p>	<p>・調停制度導入のための規則(案)</p> <p>・調停法案</p> <p>・調停人養成の方針</p> <p>・調停法案</p> <p>・業務フロー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調停法案が作成され、国会で承認された。 ● 業務フロー、規則 4 つ、調停事件フロー・スタンダードが作成された。 ● 成果 2 と同様。 ● 2011 年 4 月までに、4 回程度の修正を重ねた上で、業務フロー及び 4 つの規則(活動、人事、報酬、倫理)が完成した。 ● パイロットコートにおける調停実施状況のモニタ

上位目標	モンゴルにおける一般民事事件および家事事件において、調停制度が活用される	調停手続の利用件数が増える	<ul style="list-style-type: none"> ・調停センターの記録 ・最高裁判所の統計 ・パイロットコートの統計 ・国立法律研究所の報告書 	<p>リング結果に基づき、必要な改定を行うべく、準備を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士会調停センターにおける利用実績は、2009年 26 件、2010 年度は 34 件。2011 年度は 29 件。 ● パイロットコートにおける調停利用実績は、バイヤンズルフ区で 2011 年 5 月から 2012 年 4 月の期間で、175 件、ダルハンは 2011 年 5 月から 12 月の期間で 90 件。 ● 裁判官による訴訟上の和解についても、これまで、モンゴル国では訴訟上の和解は積極的に行われていなかった。しかし、2010 年 5 月に、本プロジェクト開始とほぼ同時に最高裁判所から訴訟上の和解を積極的に裁判官が行うように指令する通達が出された。これによって、訴訟上の和解に対する裁判官の認識の変化が起こっており、和解、ひいては調停を積極的に試みるという訴訟指揮の変化がみられている。
		調停によって解決される事件の数が増える	<ul style="list-style-type: none"> ・最高裁判所の統計 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011 年 5 月～12 月までの間での調停成立件数（記録のあるもののみ）は、バイヤンズルフにおいて全受理件数 103 件のうち 63 件、ダルハンでは全受理件数 62 件のうち 33 件。

別紙

広報活動一覧表

*セミナー等での発表や、ニュース報道番組の取材については多数に上るため省略した。また、日本国内向けの雑誌等（弁護士会会報など）に掲載された記事等についても省略した。

*回数の記載のないものは1回実施したものである。

[TV]

- 調停制度紹介DVDの製作・放映（TV25の番組中で放映。2回。2011。／各裁判所受付で常時再生。セミナー等で使用。）
- CFの製作（セミナー等で使用。）
- 弁護士会法律相談・調停センターのCF放映（TV25。合計20回放映。2011。）
- 調停制度紹介インタビュー番組の製作および放映（TV25。20分番組。連続5回。2011。）
- 調停制度紹介TV番組製作と放映（国営テレビ。最高裁判所が費用負担。2012。）
- 調停制度紹介ドラマの放映（同上）
- 短期専門家の合同記者会見（2011。）

[ラジオ]

- インタビュー番組（FM首都ラジオ。費用負担なし。2011。）

[新聞]

- 調停制度導入のためのインタビュー形式の記事（デイリーニュース。2011。）
- 調停制度紹介シリーズ記事（デイリーニュース。5回。2011。）
- 調停法案の成立に向けた世論形成のための記事（7回。2012。）

[雑誌]

- 裁判所職員雑誌に、毎回ページを調停制度の記事を掲載（記事の掲載（記事の性質上回数は計算しにくい）、4回以上。2011-2012。）
- 弁護士会会報に、適宜、調停制度関連の記事を掲載（記事の性質上回数は計算しにくい）、5回以上程度。費用負担なし。2010-2012。）
- 国立法律研究所紀要に、岡の論文掲載枠を毎月確保している（現在1回だが以後継続予定。費用負担なし。2012。）

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
1. 妥当性					
1-1 必要性	社会のニーズに合致しているのか。	モンゴル国において調停制度の整備を通じた問題解決は重要な課題であるか。	裁判所、弁護士会、各種資料	資料レビュー インタビュー	1990年の市場経済化以降、制度や社会構造の変化、経済活動の活性化に伴って増加している市民間のトラブルに対応するため、市民や企業の権利を保障する法制整備や紛争解決手段の多様化のニーズが高まっていた。 市民の弁護士の利用度も低く、弁護士会も一般市民に対して法的サービスを提供する機能を果たせておらず、裁判中に和解がなされることが少ないことから、経済的合理性を有する紛争解決が行われていないという現状もあり、ニーズに合致していた。
	ターゲットグループのニーズに合致しているのか。	紛争解決のため調停制度整備・導入に係る各裁判所・弁護士会のニーズは高いか。 調停利用に係る市民、企業のニーズは高いか。	裁判所、弁護士会 利用者アンケート	インタビュー	裁判所においては、事件数の増加により裁判官一人あたりの業務負担が増え、調停を取り入れることで、裁判所の負担を減らし、業務の質を向上させるニーズがあった。 また、上記のような裁判所の負担増加に加え、離婚事件の件数増加、裁判所のキャパシティ不足により、離婚手続で法律上要求されている和解への働きかけが十分でなかったため、調停人を活用することにより、当事者の話し合いを促進する必要がある。 弁護士会は、調停センターを通じて市民にサービスを提供したり、センターや裁判所の調停人としての弁護士の能力を向上させたりすることを通じて、民主化・市場経済化以降、新しい体制に合ったサービスを提供し、弁護士の役割に対する理解や信頼をより向上させる必要がある。 市民にとっても、裁判所や弁護士の利用を促進し、経済的合理性のある紛争解決、当事者が納得し、自主的な履行を可能にするような解決を図ることで、より安定した社会を構築するニーズがあった。
1-2 優先度	モンゴル国開発政策との整合性はあるか。	法・司法制度改革は、モンゴル国開発政策においてどのように位置づけられているか。	モ国開発政策	資料レビュー	現政権が2008年11月に策定した政府行動計画「Action Plan of the Government for 2008-2012 (以下「政府行動計画」)」において、法・司法制度の改革及び関連機関の機能強化が優先課題の一つとして明記されている。 2009年4月の裁判所評議会決定「モンゴルの裁判所におけるモニタリングの原則について」では、民事事件における調停や和解による紛争解決の促進が方針として挙げられている。
	日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性はあるか。	事前評価以降、プロジェクトを取り巻く変化はあったか(政策、経済、社会等)。 日本の援助政策・JICA国別事業実施方針における法整備の位置づけはどうか。	裁判所、弁護士会 法務省? 日本の援助政策 JICA国別事業実施方針資料 (2009年2月)	質問票調査 インタビュー 資料レビュー	大きな変化はない。 日本の援助方針については、2008年1月の第13回海外経済協力会議において、法制整備支援を経済協力の重点分野の一つと位置づけ、戦略的に進めていくことが合意され、これに基づき策定された「法制整備支援に関する基本方針」においてモンゴルは重点国の一つに位置付けられている。同方針においては、モンゴルについては「今後法曹人材の育成や法制度が機能的に運用されるための継続的な支援(調停制度の導入、法律制定に際する既存の法律との整合性を統一的にチェックする機能・組織の整備への協力等を含む)」について検討する」とこととされている。 2009年2月に策定されたJICA国別援助実施方針においても、対モンゴル支援の重点分野の一

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
1-3 手段と しての 適切性	プロジェクトの プローチ及び対象 地域は適切か。	パイロットコートの 調停制度試行導入を通じて 全国での導入を目指すア プローチは適切であつた か。	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュー	<p>「市場経済化を担う制度整備・人材育成に対する支援」の中に、本プロジェクトは位置付けられている。</p> <p>モンゴルの国土の大きさ、人口密度の低さ、調停制度がこれまでほとんど見られなかつた新しい概念であること、モンゴル側、日本側のリソース等、諸般の事情に鑑みれば、全国に一度に導入するのではなく、パイロットコートを2か所選定して試行したことは、適切なアプローチであつた。</p> <p>試行によって、モンゴルにおいて適切な調停制度を構築するために、例えば、常勤調停人制度など、あえて日本とは異なるアプローチをとるべき点も検討された。</p>
		パイロットコートの選定 は適切であつたか。	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュー	
	直接のターゲット グループ（裁判所） 以外への波及効果 はあるか。	企業家、（裁判所以外の） 行政職員、大学関係者等へ の効果はあつたか。	専門家	セミナー、ワ ークショップ などの参 加者実績、 質問票調査 インタビュー	<p>首都に1か所（首都バヤンズルフ区）、地方都市（ダルハン）に1か所という選定は適切であつた。</p> <p>いずれも民事事件、家事事件の負担が大きい裁判所としてモンゴル側が選択した裁判所であり、調停を試行する環境としても適切であつた。</p> <p>他方、ダルハンはモンゴルの中でも規模が大きいため、今後、小規模の県庁所在地に調停を導入するにあつては、調停人材や裁判所設備の確保、事件数などで別途の配慮が必要とされる可能性は高い。</p> <p>本プロジェクトで養成されたモンゴル人の講師人材が、法務省が各県に設けたリリガルサービスセンターのスタッフ弁護士に対して、調停制度に関する講義を行った。</p> <p>国立大学法学部から依頼され、通常の講義時間内において、長期専門家が調停制度に関する特別講義を行った（家族法、企業法務の講義）。</p> <p>国立大学法学部内名古屋大学日本法研究センターから依頼され、同センターで長期専門家が調停制度に関する特別講義をシリーズで行つた。</p> <p>WGメンバーのうち2名、首都裁判所書記官1名の合計3名の関係者が大学院法の修士論文のテーマとして調停制度を取り上げ、研究を行った（または現在研究を継続中である）。</p> <p>国立大学法学部の学生1名が、研究テーマとして調停制度を取り上げ、現在研究中である。長期専門家が適宜アドバイスを行っている。</p> <p>国立大学法学部の学生1名が、調停制度に関心を持ち、プロジェクトで実習を行った。</p> <p>ダルハン水道局、同通信局において、職員を集め、長期専門家・WGメンバーがセミナーを実施し、調停制度についての理解を深める活動を行い、その後、これらの機関から調停申立がなされた。</p> <p>MOB I C O M社（携帯電話事業）、ハーン銀行（銀行業）において、長期専門家・WGメンバーが調停制度についての理解を深める活動（広報宣伝）を行った。</p> <p>ダルハンの調停人が、グループに分かれて管内各ソムの行政職員に対して調停制度の説明を行った。</p>
	JICAの他のプロジ ェクトとの協力・ 連携は適切に行わ	他のプロジェクトとの連 携や、過去の法整備プロジ ェクトの成果活用等は確	裁判所、専門家	資料レビュー インタビュー	他の分野のプロジェクトとの連携は、現状特にない。

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
	れているか。	認められたか。		—	
1-4 援助協 調	他のドナーとの援助協調及び相乗効果が期待できるか。	援助協調の枠組み、及びこれに伴う相乗効果が確認されたか。	裁判所、他ドナ ー、専門家	資料レビュ — インタビュ —	本プロジェクトで養成されたモンゴル人の講師人材が、法務省が UNDP の支援を受けて各県に設けたリーガルサービスセンターのスタッフ弁護士に対して、調停制度に関する講義を行った。 将来的にも、講師人材を活用し、研修や調停ノウハウの共有が考えられる。 また、事件の性質に応じて、相互に事件を回付するなど具体的な事件処理において連携することも考えられる。
1-5 日本の 援助の 優位性	日本の経験・リソースの比較優位性はあるか。	調停制度に係る日本の優位性はあるか。	専門家	資料レビュ — 質問票調査 — インタビュ —	日本では調停制度は戦前から広く利用されており、現在では、裁判所の調停制度、和解制度、民間ADR 機関等、様々な制度が発達しているため、モンゴルに対して、さまざまな制度設計の紹介・提案や、調停技法の技術移転が可能である。
2. 有効性					
2-1 目標達 成予判	プロジェクト目標の達成見込みはあるか？	調停制度導入に向けた法令、規則（案）の作成状況はどうか。	裁判所、専門家	質問票調査 — インタビュ —	大統領府主導の司法改革政策により、調停法案が起草され、国会審議を経て成立した。
		調停人養成の方針策定はなされたか。	裁判所、専門家	質問票調査、 — インタビュ —	プロジェクトにおける試行中に、調停人養成研修カリキュラム等は策定された。 一方、審議中の調停法案では、プロジェクトにおいて試行してきた弁護士を中心とする非常勤調停人ではなく、裁判所に常勤調停人を置く方針が採用されたため、その場合の条件や資格要件は、今後検討の上、策定される必要がある。
2-2 因果関 係	目標の達成の貢献要因・阻害要因はあるか？	調停制度に関する業務フローができたか。	裁判所、専門家	インタビュ —	業務フロー及び業務プロセススタンダードが策定された。
		貢献要因は何か？	裁判所、専門家	質問票調査、 — インタビュ —	モンゴル側の高いオーナーシップ
		阻害要因は何か？	裁判所、専門家	質問票調査、 — インタビュ —	国会における調停法の審議によって、最終的にどのような方針が採用されるかは未確定。だが、国会通過までは目標になっていない。）
	成果は目標達成に十分か？	プロジェクト成果ごとの貢献度	裁判所、専門家	質問票調査、 — インタビュ —	パイロットコートにおける試行（成果1）、調停人の養成（成果2）を経て、業務フロー及び全体方針が策定され（成果4）、全国における調停制度導入に向けたグラントデザインができたところがある。 一方、弁護士会調停センターの機能強化（成果3）が実現すれば、紛争解決手段の多様化、調停制度のより一層の活用（上位目標）に資するが、これまでのところ、十分達成されているとまで

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
	アウトプットからプロジェクト目標に至るまでの外部条件は、現時点において正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか。	カウンタートパートに大幅な人事異動があったか。あった場合、プロジェクトへの影響はいかなるものであったか。	裁判所	質問票調査 インタビュー	はいえない。 途中でプロジェクト・マネージャーである最高裁判事部長が交代したが、引き継ぎはスムーズに行われ、特に影響はなかった。
3. 効率性					
3-1 実績	実績の検証	投入は計画どおりか(計画値との比較)。もしそうでない場合、どのようにフローがなされたか。	専門家	資料レビュー インタビュー	おおむね計画どおり。短期専門家1名(最高裁)の派遣が実現しなかったが、他の短期専門家がカバーすることができたため、大きな支障はなかった。
3-2 実施のプロセス	実施の体制	プロジェクトのマネジメント体制(モニタリング、JICA 本部と在外事務所との連携、プロジェクト内のコミュニケーション)	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュー	専門家、JICA 本部、モンゴル事務所、アドバイザリーグループ、研修受け入れ先(日弁連)の連携、コミュニケーションは十分であった。
	外部条件の影響はあったのか?	外部条件によりプロジェクトは何らかの影響を受けたか。	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュー	大統領の選挙公約であった司法制度改革のなかに調停制度の導入が急遽取り入れられることとなった。これは当初予定されていなかった外部条件である。これを受け、WGメンバーが中心となって調停法案の作成を行った。また、各パイルロットコートの裁判官、調停人からは、これまでの経験をふまえた法案に対する意見が提出され、法案の内容検討に反映された。
	技術移転の方法に問題はあったか?	問題がある場合、どの活動におけるどの技術移転方法に問題があるか。また、その解決方法(案)は何か。	裁判所	質問票調査、 インタビュー	特になし。
	モンゴル側協力機	プロジェクト関係部署の	専門家	資料レビュー	プロジェクト関係部署の職員・幹部はプロジェクトに対して非常に好意的であり、最大限の協

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
	関のオーナーシップはあるのか？	職員、幹部のプロジェクトに対する認識、主体性、参加度はどうか。		一 インタビュー	力が得られた。とくに、パイロットコートおよび首都裁判所の幹部、職員の協力は甚大であり、限られた予算と人員をプロジェクトに充当してくれたことも頻繁にあった。 また、プロジェクトに対する認識にも変化があった。プロジェクト開始当初は、とくに刑事裁判官の中には調停制度に批判的な意見も見受けられたが、パイロットコートでの調停が実施される中で調停が認識されていき、現在では、刑事事件(行政事件も)についても調停制度の導入を検討できないかといった議論も行われている。
3-3 アウト プットの 達成 度		アウトプット1の達成状況について	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュー 一、 国立法律研 究所調査結 果	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年4月までに、4回程度の修正を重ねた上で、業務フロー及び4つの規則(活動、人事、報酬、倫理)が完成した。 ・2011年12月までのパイロットコートでの受理件数は、首都バヤンズルブ区で149件、ダルハーンで90件(うち記録が残されているものは、それぞれ103件、62件)である。調停の試行開始当初は、相談に終わった事件や、本来受理できない事件を受け付けるなどの混乱があったため、このような齟齬が生じたが、現在はこのような混乱は解消している。 ・国立法律研究所の調査によれば、利用者へのアンケートの結果、「調停利用の効果があつた」という意見が相当数あつた。また、特にバヤンズルブ区裁判所の裁判官および裁判所職員の90%以上が「調停の導入によって業務が軽減された」と回答している。パイロット地区で調停手続を利用した事件の件数は増加する余地が大いにある。
		アウトプット2の達成状況について	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュー 一	<ul style="list-style-type: none"> ・調停人の資格については、ワーキンググループでの検討の結果、原則として法曹有資格者で実務経験5年以上の者とすることとされた。 ・調停人養成研修者には、調停人徽章及び修了証書を交付することとした。 ・審議中の調停法案では、裁判所内の調停手続については、当面の間、常勤の調停人を裁判所職員として雇用する方針とされた。常勤調停人の資格要件、位置づけ及び養成方法は、今後検討されることとなる。 ・調停法案の方針では、常勤調停人とあわせて、必要に応じて、登録の非常勤調停人も活用する予定。その資格は上記(実務経験5年以上の法曹)だが、報酬等は決定していない。 ・調停法案で常勤調停人の方針が採用される見込みであることに鑑み、地方での調停人の要件、養成計画は未定である。ただし、常勤調停人が採用されるとしても、併存する制度として非常勤調停人も採用される予定であるので、地方での調停人を一定程度養成する必要はある。 ・裁判所に訴訟提起された後に調停に回付する制度については、積極的に推奨されることが予定されていることから、地方の裁判官および裁判所職員に対する調停の研修は今後も重要な課題として変わらない。 ・裁判官による訴訟上の和解についても、これまでは、モンゴル国では訴訟上の和解は積極的に行われていなかった。しかし、2010年5月に、本プロジェクト開始とほぼ同時に最高裁判所から訴訟上の和解を積極的に裁判官が行うように指令する通達が出された。これによって、訴訟上の和解に対する裁判官の認識の変化が起こっており、和解、ひいては調停を積極的に試みるという訴訟指揮の変化がみられている。他方で、地方の裁判所においては、これまで調停についての教示がほとんどなされていなかったことから、必ずしも法曹の意識改革が進んでいないとまでは言いにくい。そこで、今後は特に地方において、積極的に研修等を行う必要がある。

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					<ul style="list-style-type: none"> ・2010年10月から全5回の調停人養成研修を実施し、52名が研修を修了した。 ・2011年10月、集中日程による調停人養成研修を実施し、58名が研修を修了した。現在の研修修了者は合計110名となった。 ・当該研修修了者の中から、20名（各パイロットコート10名ずつ）がワーキンググループにより調停人に任命され、業務に従事した。 ・調停人養成カリキュラム、同教材（合計16時間分）、日本経済産業省「調停人養成教材2006年度版（基礎編）」（モンゴル語翻訳版）が作成された。 ・2011年5月からは、調停人養成研修が4単位の法曹クレンジットとして認定されたことを受け、そのためのテキストに加えて、更なる完成度を高めたカリキュラム・教材を作成した。 ・カリキュラム・教材については、これまでの調停人養成研修の経験を踏まえて、テキストブックとして作成・印刷することを2012年秋までに予定している。
		アウトプット3の達成状況について	弁護士会、専門家	インタビュー、資料レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、2012年4月10日現在で勤務している8人全員が、調停人養成研修を受講済みである。 ・弁護士会法律相談・調停センターで勤務している調停人については、同センターで勤務を希望する弁護士に対して、同所長が面接を行い、その結果をふまえてモンゴル弁護士会会長がメンバーとして任命するという方法をとっている。 ・現在のところ、明確な規則等はないが、事実上、調停人養成研修の終了が、調停人の資格として取り扱われている。 ・2010年の法律相談利用件数は295件。 ・2010年の調停利用件数は26件。うち、調停成立した数は12件。 ・2011年の法律相談利用件数は202件。 ・2011年の調停利用件数は29件。うち、調停成立した数は12件。※なお、日本の弁護士会調停センターの利用件数は、兵庫、京都で(神戸市、京都市の人口は約150万人。ウランバートルの人口は約100万人。)それぞれ32件、19件(2008年の統計)であり、利用件数からは相当であるといえる。 ・弁護士会調停センターに対し、機材供与、広報支援、専門化へのアドバイスなどを行った。
		アウトプット4の達成状況について	裁判所、専門家	インタビュー、資料レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・改定業務フロー作成のため、パイロットコートでの調停についてモニタリングを行い、情報収集を実施中。 ・業務フロー、規則4つ、調停事件プロセススタンダード が作成された。（将来的にも活用される見込み。） ・調停法案が国会で審議されている。 ・改定業務フロー作成のため、パイロットコートでの調停についてモニタリングを行い、情報収集を実施中。 ・各種広報資料（調停紹介DVD及びテレビCF、調停制度利用促進ポスター、調停制度紹介パンフレット等）が作成された。
3-4 因果関	アウトプット達成のために十分な活	専門家派遣人数、専門分野、派遣時期は適切か？	裁判所、専門家、各種文献	資料レビュー	<p>コミュニケーションの専門家に講義をしてほしいというカウンセラーパターンの要望に柔軟に対応するなど、適切な派遣がなされた。</p>

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
係	動があったのか？ 達成されたアウト プットから見て、 投入の質、量、タ イミングは適切 か？	<p>供与機材の種類、量、設置 時期は適切か？</p> <p>研修員受け入れ人数、分 野、研修内容、研修期間、 受け入れ時期は適切か？</p> <p>カウンターパートの人数、 配置状況、能力は適切か？</p>	<p>各種文献</p> <p>研修員受け入 れ実績表、受け 入れ機関報告 書（評価報告 書）、専門家</p> <p>各機関別CP配 置実績表、専門 家、裁判所</p>	<p>質問票調査、 インタビュー</p> <p>資料レビュー</p>	<p>本プロジェクトでは、供与機材を投入していない。</p> <p>調停制度の設計・運営に関わる多様な機関（最高裁判所、首都裁判所、パイロットコート2か所、 弁護士会、大統領府、国会）、立場（裁判官、書記官、事務官等）の研修員が参加するなど、適 切な実施であった。</p> <p>WGメンバー：16人(裁判所10人、裁判所評議会1人、弁護士会4人、国立法律研究所1人)。 弁護士会：4人(会長、副会長、研修委員長、国際交流委員長)。 弁護士会LGLセンター：8人(うち1人はWGメンバーと重複)。 調停人：20人(2012.03月現在。2012年度は15-20人程度の調停人が活動予定。)</p>
3-5 コス ト	類似プロジェクト と比較して、妥当 なコストか？	類似プロジェクトと比較 し、そのコストに大幅な乖 離があるか。	過去の類似案 件資料、専門家	資料レビュー	インドネシア国「和解・調停制度強化支援プロジェクト」(2007年3月～2009年3月)では総協 力金額が約1.5億円であるのに対し、本プロジェクトの総協力金額は約8千8百万円であり、活 動の範囲や調停試行処理事件数の多さに鑑みても、妥当なコストであった、あるいは費用対効果 の高いプロジェクトであったといえる。
3-6 効率 性の阻 害要因	投入のアウトプッ トへの効率的な転 換の障害となった 要因はあるのか？	適切に運用、活用されてい ない活動があれば、その原 因と対応策は何か？	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュー	特になし
4. インパクト (予測)					
4-1 上位 目標の 達成予 測	上位目標の達成の 見込みはあるか。	モンゴルにおいて調停制 度が全国に導入される見 込みがあるか。	裁判所、専門家	質問票調査 インタビュー	調停法案が国会に提出されており、調停法の成立後は、同法案にて規定されている調停制度の全 国的導入が見込まれる。
	モンゴルにおける一般民 事事件及び家事事件にお いて、調停制度が活用され る見込みがあるか。		裁判所、専門家	質問票調査 インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会調停センターにおける利用実績は、2010年度は26件。2011年度は29件。 ・パイロットコートにおける調停利用実績は、2011年5月から12月の期間で、バヤンズルフ区 149件、ダルハン90件。 ・上位目標達成には、現状に加え、さらに訴訟係属後の事件についての和解促進という面からの 裁判官・裁判所職員に対する研修、地方で活動する調停人の養成、法案では選択的となっている

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
					非常勤調停人の養成、これらのトレーナーの養成などを行う必要がある。
	上位目標の達成の 貢献要因・阻害要 因はあるか。	上位目標の達成を阻害す る要因は何か？ 上位目標の達成に貢献す る要因は何か？	裁判所、専門家 裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュ ー 質問票調査、 インタビュ ー	特になし モンゴル側の高いオーナーシップと、大統領府が主導する司法改革政策により近く実現が見込まれる調停法の成立。
4-2 因果 関係	上位目標とプロジ ェクト目標は乖離 していないか。	プロジェクト目標と外部 条件が満たされれば、上位 目標が達成できるか。	裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュ ー	外部条件として、調停法が成立し、全国に質の高い調停人人材が確保されれば、上位目標は達成できるものと考えられる。
	プロジェクト目標 から上位目標に至 るまでの外部条件 は、現時点におい ても正しいか。外 部条件が満たされ る可能性は高い か。	調停法が施行される見込 みはあるか。	裁判所、専門 家、大統領府	インタビュ ー	関係者が協議を重ねて法案を作成しており、国内の合意も形成されつつあるため、施行される見込みは高い。 なお、国会議員選挙が2012年6月に実施される予定であり、選挙制度を改正する選挙法案が調停法案より前の順位の議案として審議中である。しかし、選挙法案については憲法裁判所で合憲性の審査がされており審議が進捗しておらず、そのため、2012年春の国会で調停法案が審議されるかどうかは不透明な状況になっている。しかし、司法制度改革は大統領の選挙公約であり、常置委員会での検討も最終段階まで行われていることから、仮に春国会で審議できずに終わっても秋国会で継続審議され、可決される可能性は高い。
4-3 波及 効果	上位目標以外の正 負のインパクトは 生じたか？	当初想定していなかった 正の効果は確認されたか。 当初想定していなかった 負の効果は確認されたか。	裁判所、専門家 裁判所、専門家	質問票調査、 インタビュ ー 質問票調査、 インタビュ ー	プロジェクト目標では、当初、裁判所や弁護士会等の関係者内部での方針策定のみを想定していたが、プロジェクトの活動が肯定的に評価され、大統領府の司法改革政策の中に、調停制度整備が取り入れられ、調停法案が起草された。 負の効果は特に確認されていない。
5. 持続性					
5-1 政 策・制度 面	モンゴル側の政策 は、協力終了後も 継続するか？	モンゴル国開発政策にお ける、調停制度の位置づけ は、今後どのように変化す る見込みか。	大統領府、裁判 所	質問票調査、 インタビュ ー	調停法の成立により（2012年5月22日に成立）、調停制度の法的基盤が整い、今後2013年7月の同法施行のタイミングに合わせて、全国にて調停が実施されていくことになる。

5 項目 その他	評価設問		情報源	データ収集 方法	評価結果
	大項目	小項目			
5-2 組織 財政面	協力終了後も効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力・財政面での能力はあるか（人材配置、意思決定プロセスなど）	活動成果を普及していくための組織的枠組みは整備されているか。	裁判所、専門家	質問票調査、インタビュー	調停人養成のノウハウは裁判所や弁護士会のワーキンググループメンバーに蓄積されており、またパイロットコートに選定された2つの裁判所においては調停制度導入開始に向けた体制整備が進んでいる。 現時点では整備されていないが、今後、成立した調停法の規定に基づき、整備されることが期待される。
		必要な事業計画（短期・長期）を整備しているか。	裁判所、専門家	質問票調査、インタビュー	
		実施機関のプロジェク トに対するオーナーシッ プは十分に確保されてい るか。	裁判所、専門家	質問票調査、インタビュー	
5-3 技術 面	プロジェクトで用いられる技術移転の手法は受容されつつあるか（技術レベル、社会的・慣習的要因など）	C/P スタッフの多くが、プロジェクト終了後も実施機関に残る見通しはあるか。	裁判所、専門家	質問票調査、インタビュー	裁判所職員は残る見通し。 調停人の位置づけは不透明であるが、今後必要性が高くなる裁判官・裁判所職員に対する調停制度の研究、一般の国民に対する周知などの活動の中で、現在の調停人の活躍の場は十分確保できると思われる。また、弁護士会調停センターの活動を充実させる中で活用することも考えられる。
		経常経費を含む予算の確保は行われているか。予算措置は十分に講じられているか。	裁判所、専門家	質問票調査、インタビュー	調停法案によるが、少なくとも、現状では予算措置は行われていない。 また、調停法案が可決されたとしても、即時に施行されるわけではなく、施行まで数年を要するものが通常である。施行までの間の間の予算措置については、十分になされない可能性もあり不透明である。
		モンゴル国において適用可能且つ実用的な技術が移転されているか。	裁判所、専門家	質問票調査、インタビュー	本邦研修などの機会を通じて、調停研修をモンゴル側自らも実施できるような調停人トレーニングとしての技術が移転された。また、調停事例からも、調停が活用されていることが確認でき、実用的な技術移転がなされてきたことがわかる。

ワーキンググループメンバーリスト(2012年5月現在)

	氏名	役職
1	Ms. Batsuren UNDRAKH	最高裁判所 民事部長
2	Ms. Davgadorj TUNGALAG	最高裁判所 民事部判事
3	Ms. Puntsag ZOLZAYA	首都裁判所 民事部長
4	Ms. Tumee GARIIMAA	首都裁判所 民事部判事
5	Mr. Luvsandash. AMARSANAA	ダルハン郡高等裁判所 所長
6	Mr. Tsog OCH	ダルハン郡間裁判所 所長
7	Ms. Dulmaa OYUNDARI	ダルハン郡間裁判所 民事部判事
8	Mr. Baval BAATAR	バヤンズルフ地方裁判所 所長
9	Ms. Jigjidsuren SELENGE	バヤンズルフ地方裁判所 判事
10	Mr. Rentsen MENDSAIKHAN	裁判所評議会 総務部長
11	Mr. Myakhansambuu ALTAN-ULZII	調停センター 所長
12	Ms. Luvsandorj ULZIIKHUU	弁護士、調停人(調停センター)
13	Mr. Jagdag ERDENEBAATAR	ダルハン郡弁護士会 会長
14	Ms. Dagvasambuu TERBISH	弁護士、ダルハン弁護士会
15	Ms. Dashbaljir MENDJARGAL	国立法律研究所 教官
16	Mr. Myangaa BAYASGALAN	最高裁判所 民事部判事補

ワーキンググループメンバーリスト(2011年9月まで)※上記のメンバーを除く

	氏名	役職
1	Ms. Tsend AMARSAIKHAN	最高裁判所 民事部長
2	Ms. Tseveendoo URNUNDELGER	首都裁判所 民事部判事

モンゴル側による投入

1	首都裁判所におけるプロジェクトオフィス提供
2	パイロットコート2カ所における調停室提供
3	プロジェクトオフィス及びパイロットコート調停室の電気代及び電話代
4	調停室における基本的な資機材供与
5	セミナー・会議実施のために必要な部屋及び人員提供
6	最高裁判所による調停に関するテレビCM・番組放映
7	パイロットコート2カ所における調停実施経費及び掲示板提供
8	バヤンズルフ裁判所における調停担当スタッフの配置
9	ワーキンググループ会議やセミナーの実施に係る経費負担
10	その他各種資機材提供

専門家リスト(長期・短期)

(1) 長期専門家

	氏名	指導科目	派遣期間	備考
1	岡 英男	調停制度	10 May, 2010 ~ 9 Nov, 2012	弁護士

(2) 短期専門家

	氏名	指導科目	派遣期間	備考
1	稲葉 一人	調停制度	21 Feb, 2011 ~ 28 Feb, 2011	中京大学法務研究科教授
2	上野 攝津子	調停技術	21 Feb, 2011 ~ 28 Feb, 2011	弁護士
3	磯井 美葉	調停技術	21 Feb, 2011 ~ 28 Feb, 2011	国際協力機構客員専門員
4	上野 攝津子	調停技術	15 Oct, 2011 ~ 22 Oct, 2011	弁護士
5	長谷川 美穂	調停技術(コミュニケーション)	15 Oct, 2011 ~ 22 Oct, 2011	(社)大阪市生江人権協会職員
6	田邊 正紀	調停制度	16 Oct, 2011 ~ 23 Oct, 2011	弁護士
7	磯井 美葉	調停技術	9 Mar, 2012 ~ 17 Mar, 2012	国際協力機構客員専門員
8	稲葉 一人	調停制度	11 Mar, 2012 ~ 16 Mar, 2012	中京大学法務研究科教授

調査団派遣実績

	調査団名	派遣期間
1	詳細計画策定調査団	2009年6月21日～7月1日
2	終了時評価調査団	2012年5月16日～5月26日

供与機材リスト

	機材名	数量	供与日	備考
1	円卓	3	2011年3月	ダルハン郡間裁判所調停室に2卓、バヤンズルフ地方裁判所に1卓供与
2	椅子	16	2011年3月	ダルハン郡間裁判所調停室に10脚、バヤンズルフ地方裁判所に6脚供与
3	コーナーテーブル	3	2011年3月	ダルハン郡間裁判所調停室に2卓、バヤンズルフ地方裁判所に1卓供与
4	書棚	3	2011年3月	ダルハン郡間裁判所調停室に2つ、バヤンズルフ地方裁判所に1つ供与
5	TV	2	2011年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の受付に各1台ずつ供与
6	TV台	2	2011年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の受付に各1台ずつ供与
7	DVD再生機	2	2011年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の受付に各1台ずつ供与
8	机	2	2011年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の調停室に各1台ずつ供与
9	PC	6	2011年3月	ダルハン郡間裁判所調停室に2台、バヤンズルフ地方裁判所に1台、調停センターに1台供与
10	プリンター	2	2011年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の調停室に各1台ずつ供与
11	ファックス	2	2011年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の調停室に各1台ずつ供与
12	デジタルカメラ	2	2011年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の調停室に各1台ずつ供与
13	ビデオカメラ	1	2011年3月	ダルハン郡間裁判所に1台供与
14	椅子	3	2012年2月	バヤンズルフ調停室に3脚供与
15	調停関連書籍	51	2012年2月	ダルハン郡間裁判所の図書館及び調停室に供与
16	メモリースティック	4	2012年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の調停室に各2つずつ供与
17	プロジェクター	1	2012年3月	弁護士会調停センターに供与
18	その他資機材	-	2012年3月	ダルハン郡間裁判所及びバヤンズルフ地方裁判所の調停室に供与

本邦研修

	研修コース名	期間	参加者数
1	調停人養成研修(第1回)	17 Jan, 2011~28 Jan, 2011	12
2	調停人養成研修(第2回)	16 Jan, 2012~28 Jan, 2012	14

研修参加者リスト

(1) 調停人養成研修(第1回)

	氏名	職位	備考
1	Ms. Tsend AMARSAIKHAN	最高裁判所民事部長	ワーキンググループリーダー
2	Ms. Davgadorj TUNGALAG	最高裁判所民事部判事	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
3	Ms. Puntsag ZOLZAYA	首都裁判所長	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
4	Ms. Tseveendoo URNUDELGER	首都裁判所民事部判事	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
5	Ms. Tumee GARIIMAA	首都裁判所民事部判事	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
6	Ms. Dulmaa OYUNDARI	ダルハン郡間裁判所民事部判事	ワーキンググループメンバー、ダルハン郡調停人養成研修講師
7	Ms. Jigjidsuren SELENGE	バヤンズルフ区審裁判所判事	ワーキンググループメンバー、バヤンズルフ区調停人養成研修講師
8	Mr. Myakhansambuu ALTAN-ULZII	弁護士会調停センター長	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
9	Ms. Luvsandorj ULZIIKHUU	弁護士会調停センター、弁護士	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
10	Mr. Jagdag ERDENEBAATAR	ダルハン郡弁護士会長	ワーキンググループメンバー、ダルハン郡調停人養成研修講師
11	Ms. Dashbaljir MENDJARGAL	国立法律センター教官	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
12	Ms. Galbadrakh TOGOS	調停制度強化プロジェクトスタッフ	

(2) 調停人養成研修(第2回)

	氏名	職位	備考
1	Ms. Jigmiddash BAYARTSETSEG	大統領特別法律顧問	大統領府司法改革担当
2	Ms. Namsrai TUNGALAG	国会事務局法務部シニアアドバイザー	司法改革関連法案立法担当
3	Mr. Rentsen MENDSAIIKHAN	裁判所評議会総務部長	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
4	Mr. Baval BAATAR	バヤンズルフ区裁判所長	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
5	Mr. Tsog OCH	ダルハン郡間裁判所長	ワーキンググループメンバー、調停人養成研修講師
6	Mr. Natsag DAGVA	首都裁判所総務部長	
7	Mr. Myangaa BAYASGALAN	最高裁判所民事部判事補	ワーキンググループメンバー
8	Ms. Batbayar SERUUNTUNGALAG	ダルハン郡間裁判所書記官	調停人養成研修講師
9	Ms. Tserendorj SOYOLMAA	バヤンズルフ区裁判所書記官	調停人養成研修講師
10	Ms. Dagvasambuu TERBISH	ダルハン弁護士会、弁護士	ワーキンググループメンバー、ダルハン郡調停人養成研修講師
11	Ms. Danaavamba ENKHTUNGALAG	弁護士	ワーキンググループメンバー、バヤンズルフ区調停人養成研修講師
12	Ms. Natsag BAYARMAA	ダルハン弁護士会、弁護士	ワーキンググループメンバー、ダルハン郡調停人、調停人養成研修講師
13	Ms. Khayankhyarvaa OYUNSUREN	弁護士	バヤンズルフ区調停人、調停人養成研修講師
14	Mr. Badarch ENKH-ERDENE	弁護士	弁護士会調停センター

アドバイザーグループ会合リスト

	日にち	議題
第1回	2010年9月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1. AG委員のご紹介 2. 現地活動状況のご報告 <ol style="list-style-type: none"> 2-1. WG活動の進捗 2-2. 業務フローの検討状況 2-3. 研修計画(全体) 2-4. 調停人養成の状況(調停人候補公募、養成研修) 2-5. その他(調査研究等) 3. 本邦研修の内容検討 4. 現地セミナー(短期専門家派遣)の時期・内容検討
第2回	2010年11月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地活動報告 <ol style="list-style-type: none"> 1-1 第1回調停人養成研修(10/23)のご報告 1-2 業務フロー作成状況のご報告 1-3 その他協議事項(調停人資格設計、調停人報酬) 2. 本邦研修の準備状況のご報告 3. 短期専門家の派遣について
第3回	2011年4月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地活動報告 <ol style="list-style-type: none"> 1-1 調停人養成研修(第2回、第3回)のご報告 1-2 WGにおける検討状況(業務フロー、調停人資格、その他)のご報告 2 本邦研修実施のご報告 3 短期専門家派遣(調停人養成研修第4回、現地セミナー等実施)のご報告
第4回	2011年6月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地活動報告 <ol style="list-style-type: none"> 1-1 調停法案の進捗状況 1-2 パイロットコートにおける調停の利用状況 2 短期専門家派遣について 3 本邦研修について 4 弁護士会調停センターについて
第5回	2011年9月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1 短期専門家派遣について 2 本邦研修について 3 現地活動報告 <ol style="list-style-type: none"> 3-1 パイロットコートでの調停試行状況 3-2 モンゴル国会議員 来日視察の件 3-3 調停法立法の状況
第6回	2011年12月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地活動報告 2 調停フローの検討状況 3 パイロットコートでの調停試行状況 4 調停法の立法状況 5 1月の本邦研修について 6 3月の短期専門家派遣について
第7回	2012年2月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1月の本邦研修について 2. 現地活動報告 3. 3月の短期専門家派遣について
第8回	2012年4月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 3月の短期専門家派遣、現地セミナーについて 2. 現地活動報告(国立法律研究所に委託した調査の結果等) 3. 本プロジェクト終了時評価の実施について

Project Design Matrix (PDM)

Project Name: 調停制度強化プロジェクト
 Target Area: ウランバートル、パイロットコート地区
 Duration of the Project: January 2010 to June 2012
 Target Group: モンゴル最高裁判所(SC)、モンゴル弁護士会(AMA)
 Ver. 0
 Date of PDM: June 2009

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal: モンゴルにおける一般民事事件および家事事件において、調停制度が活用される</p> <p>Project Purpose: パイロットコート地区での経験に基づき、一般民事事件および家事事件に関して、全国での調停制度導入に向けたグラフィックが提示される</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調停手続の利用件数が増える 調停によって解決される事件の数が増える 調停制度導入に向けた法令、規則 (案) ができる 調停人養成の方針ができる 調停制度に関する業務フローができる 	<ul style="list-style-type: none"> 調停センターの記録 最高裁判所の統計 調停制度導入のための規則 (案) 調停人養成の方針 業務フロー 	
<p>Outputs:</p> <ol style="list-style-type: none"> パイロットコート地区において、業務フローに従って調停が取り入れられる 調停を担う人材の資格、位置づけが同定され、パイロットコート地区において、調停人養成トレーナー及び調停人候補者が養成される 弁護士会調停センターの機能が強化される 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 業務フローができる 1-2 パイロットコート地区で調停手続を利用した事件の数が増える 2-1 調停人養成の方針ができる 2-2 調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人が増える 2-3 研修カリキュラム・教材ができる 3-1 調停人としてのトレーニングを受け、手続に関与した人の数が増える 3-2 調停センターを利用した事件の数が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 最高裁内部規則 業務フロー 専門家、最高裁への質問票、聞き取り調査 当事者へのインタビュー パイロットコートの記録 関連規則・方針案 調停人登録名簿 研修カリキュラム・教材 調停センターの調停人名簿 調停センターの記録 	
<ol style="list-style-type: none"> モンゴルに適した調停制度の導入に必要な事項が明確化され、調停制度を全国的に取り入れるための改定業務フローが作成される 	<ol style="list-style-type: none"> 4-1 制度の全国的導入に向けて整備されるべき事項についての提言レポートができる 4-2 調停制度導入・運用に必要な規則草案ができる 4-3 改定業務フローができる 4-4 広報用素材ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 提言レポート 規則草案 改定業務フロー 広報用素材 	
Activities	Inputs		

<p>1-1 調停制度検討ワーキンググループ (WG) において、調停制度を導入する際の業務フロー (*) を検討する *業務フローについて検討すべき点は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調停の担い手 ・調停機関 ・調停に付する事件の種類 ・調停を行うタイミング (事件係属前か、係属後か) ・調停に回付する方法 ・申立手数料、調停人報酬の徴収方法および金額 ・成立した調停の実効的効力 ・モンゴルの民事訴訟法の簡易決定手続との連携 ・調停成立の場合の手続的効力 ・その他 <p>1-2 WG が、パイロットコートを選定し、裁判所評議会が正式に決定を出す</p> <p>1-3 WG がパイロットコート活動の広報用の素材を作成する</p> <p>1-4 パイロットコートにおいて、裁判官、裁判所職員および調停人が業務フローに則って業務を行う</p> <p>1-5 WG がパイロットコートでの業務の結果を受け、業務フローの見直しをする</p>	<p>(Japanese side)</p> <p><長期専門家></p> <ul style="list-style-type: none"> - 調停制度 (1名×2.5年) <p><短期専門家: 2名×5日×3回/年></p> <ul style="list-style-type: none"> - 調停技術 - 調停手続 <p><本邦研修></p> <p>約10名×0.5ヶ月×1回/年</p> <p><供与機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期専門家用オフィス用品 ・研修教材等 <p><現地業務費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催費等 <p><国内支援体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザリグループ ・JICA-Net セミナー (TV 会議) 	<p>(Mongolian side)</p> <p><カウンターパート></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトディレクター: 最高裁長官 ・プロジェクトマネージャー: 最高裁民事部長 ・構成員 <p>調停制度検討 WG: 最高裁判事、最高裁研究センター代表、弁護士会長、裁判所評議会代表、首都裁判所判事、パイロットコトリ判事・職員、弁護士 (調停人及び調停人候補)、法務内務省代表、国立法律研究所代表、最高裁職員 (事務局)</p> <p><施設・機材></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高裁内の長期専門家用オフィス ・セミナーAWS 開催のための会議室・教室 ・その他関連施設・機材 <p><ローカルコスト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モンゴル側関係者の給与 ・供与機材に関する税関手続費用、国内移動費、保管費用、設置費用 ・施設・資機材維持管理費用 	<p>Preconditions</p> <p>1 裁判所評議会/弁護士会が WG メンバーの任命に関する共同令を出す</p> <p>2 弁護士会理事会が、調停センターを正式に弁護士会の傘下におき、調停人の資格制度の創設を宣言する</p>
<p>2-1 WG において、業務フロー(1-1)の検討とともに、調停人の資格、位置づけ、業務内容について検討する</p> <p>2-2 WG において、調停人の養成方法を検討する</p> <p>2-3 トレーナー候補者に対する研修を実施する</p> <p>2-4 WG において、調停人養成のための研修カリキュラム案及び教材を作成する</p> <p>2-5 トレーナーが、調停人候補者に対する研修を実施する</p> <p>2-6 WG において、パイロットコートでの業務の結果を受け、調停人の資格、位置づけ、業務内容および養成方法について見直しをする</p>			
<p>3-1 調停センターの調停人または調停人候補者に対する研修を実施する</p> <p>3-2 WG の検討結果を踏まえて、調停制度および調停センターの広報を行う</p> <p>3-3 2-1 の結果を受け、弁護士会として、調停人の資格を明確化する</p>			
<p>4-1 WG が、パイロットコートでの活動の成果をどのように測るか検</p>			

<p>討する</p> <p>4-2 WG が、パイロットコート地区の調停について定期的に事例研究し、問題点について協議する</p> <p>4-3 WG において、関連法令のうち調停制度を導入するために改正が必要な箇所をリストアップする</p> <p>4-4 WG がパイロットコートでの業務の結果を踏まえ、調停制度を導入するための法令、規則、実施体制を検討し、調停制度を全国に導入するための改定業務フローを作成する</p> <p>4-5 WG が、調停に関して一般に広報するための資料、パンフレット等必要な素材を作成する</p>			
--	--	--	--

PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)

Project Title: Project for Strengthening Mediation System
 Project Period: From January, 2010 to June, 2012
 Narrative Summary
 Target Group: The Supreme Court of Mongolia (SC), Association of Mongolian Advocates (AMA)
 Target Area: Ulaanbaatar, Pilot court area
 Date: June, 2009
 Version 0.

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p><Overall Goals> Mediation system is applied to civil and family cases in Mongolia</p>	<p>1. The number of cases referred to mediation is increased 2. The number of cases solved by mediation is increased</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Case record of the Mediation Center • Judicial statistics of the SC 	
<p><Project Purpose> The grand design of mediation system on civil and family cases applicable to the whole country is formulated based on the experience in the pilot court areas</p>	<p>1. The laws and regulations necessary to implement mediation system are drafted 2. Plan of training for mediators is prepared 3. Revised flow of mediation procedure is prepared</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Draft laws and regulations necessary to implement mediation system • Plan of training for mediators • Revised flow of mediation procedure 	
<p><Outputs> 1. Flow of mediation procedure is implemented in the pilot court areas</p>	<p>1-1 Flow of mediation procedure is prepared 1-2 Dissemination materials for pilot court activities are prepared 1-3 The number of cases referred to mediation is increased in the pilot court areas</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Flow of mediation procedure • Material for dissemination • Case records of the pilot courts • Questionnaire to and interview with Japanese experts and SC officials • Interviews with the person who experienced mediation 	
<p>2. Qualification and status of person involved with mediation procedure are defined and trainers and prospective mediators are trained in the pilot court areas</p>	<p>2-1 Plan of training for mediators is prepared 2-2 The number of mediators who had training and experienced in mediation procedure is increased 2-3 Training curriculum and materials are prepared</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Draft regulations and plans • List of the mediators • Training curriculum and materials 	
<p>3. Function of the Mediation Center of the AMA is strengthened</p>	<p>3-1 The number of mediators who had training and experienced in mediation procedure is increased 3-2 The number of mediation cases in the Mediation Center is increased</p>	<ul style="list-style-type: none"> • List of the mediators of the Mediation Center • Case records of the Mediation Center 	
<p>4. Laws, regulations and other necessary items for application of mediation system to the whole country are clarified and the flow of mediation procedure is revised</p>	<p>4-1 The suggestion report on items to be fixed for nationwide introduction of mediation is prepared 4-2 Draft laws and regulation necessary for nationwide implementation of mediation are prepared 4-3 Flow of mediation procedure is revised 4-4 Materials for dissemination are prepared</p>	<ul style="list-style-type: none"> • The suggestion report • Draft laws and regulation • Revised flow of mediation procedure • Material for dissemination 	
<p><Activities></p>	<p><Inputs></p>		

<p>1-1 Flow of mediation procedure (*) for the pilot court areas is discussed and prepared in the Working Group on designing mediation (WG)</p> <p>*Flow of mediation procedure includes matters below</p> <ul style="list-style-type: none"> - who are involved with mediation procedure - organization which handles mediation procedure - type of cases to be handled through mediation - timing of mediation (before starting litigation procedure or during the litigation procedure) - how to transfer cases to mediation - charge of mediation procedure and fee of the mediators - substantial effects of the result of mediation - linkages between mediation and the simplified procedure of the Civil Procedure Code of Mongolia - procedural effects of mediation - others <p>1-2 WG chooses the pilot courts for official assignment by the General Council of the Courts</p> <p>1-3 WG prepares necessary dissemination materials for pilot court activities</p> <p>1-4 Judges, court clerks and mediators in the pilot court areas implement the flow of mediation procedure</p> <p>1-5 WG members review the flow of mediation procedure with the feedback from the pilot court areas</p>	<p><Japan></p>	<p><Mongolia></p>
<p>2-1 WG members discuss the qualifications, status and Terms of References (ToR) of mediator with the flow of mediation procedure (1-1)</p> <p>2-2 WG members discuss the training methods for mediators</p> <p>2-3 Training for the prospective trainers are conducted</p> <p>2-4 WG members produce the training curriculum and materials</p> <p>2-5 Trainers conduct training for the prospective mediators in the pilot court areas</p> <p>2-6 WG members review the qualification, status, ToR and training methods for mediator with the feedback from the pilot court areas</p>	<p><Long-term Experts></p> <ul style="list-style-type: none"> - Mediation system (1 person x 2.5 yrs) <p><Short-term Experts></p> <p>(2 persons x 0.2 months x 3 times per year)</p> <ul style="list-style-type: none"> - Mediation skills - Mediation procedure <p><Counterpart Training></p> <ul style="list-style-type: none"> - Training in Japan (approximately 10 persons x 0.5 months x 1 time per year) <p><Equipment></p> <ul style="list-style-type: none"> - Facilities of the office for long-term expert - Materials for training 	<p><Counterpart Personnel></p> <ul style="list-style-type: none"> - Project Director: Chief Justice of SC - Project Manager: Presiding Justice, Chamber of Civil Cases of SC - WG Members: Judges of SC, Representative(s) of Judicial Research Center, President of AMA, Representative of the General Council of the Courts, Judges of the Capital City Court of Appeals, Judges and clerks of the pilot courts, Advocates (Mediators and prospective mediators), Representative of Ministry of Justice and Home Affairs, Representative of National Legal Institute, Staff of SC(Secretariat) <p><Facility and Equipment></p> <ul style="list-style-type: none"> - Offices for long-term expert in SC - Meeting/lecture rooms for seminars and workshops - Other relevant facilities and equipment
		<p>Pre-conditions</p> <ul style="list-style-type: none"> - The General Council of the Courts/ AMA jointly issued the

<p>3-1 Trainings are conducted for mediators and prospective mediators of the Mediation Center</p> <p>3-2 The Mediation Center disseminates mediation and its activities to the public</p> <p>3-3 The AMA defines qualifications of mediator with the result of discussion (2-1)</p>		<p>order to assign members of the WG</p> <ul style="list-style-type: none"> The Board of the AMA makes official decision which positions the Mediation Center inside the AMA and which declares the introduction of mediator's license
	<p>4-1 WG members discuss the method of monitoring and evaluation of activities in the pilot court areas</p> <p>4-2 WG studies mediation cases in the pilot court areas and discuss the problems on regular basis</p> <p>4-3 WG members identify the provisions and articles in the relevant laws and regulations to be modified for the introduction of mediation system</p> <p>4-4 WG members discuss the laws, regulations, implementation systems and other necessary items to apply mediation system to the whole country with the feedback from the pilot court areas and revise the flow of mediation procedure</p> <p>4-5 WG members prepare the necessary materials such as pamphlet to disseminate mediation to the public</p>	<p><Field Operation Cost></p> <ul style="list-style-type: none"> Cost for holding seminars in Mongolia <p><Local Cost></p> <ul style="list-style-type: none"> Salary for counterpart personnel Costs of custom clearance, domestic transportation, storage, and installation for equipment provided by Japan Maintenance costs for facility and equipment <p><Headquarter Support System></p> <ul style="list-style-type: none"> Advisory Group JICA-Net Seminar (TV Conference)

面談記録（目次）

番号	面談先	面談年月日	ページ
1	バヤンズルフ裁判所	2012年5月17日（木）	P.88～90
2	バヤンズルフ調停人	2012年5月17日（木）	P.91～92
3	国会事務局	2012年5月17日（木）	P.93～97
4	大統領府	2012年5月17日（木）	P.98～102
5	ダルハン裁判所	2012年5月18日（金）	P.103～107
6	ダルハン調停人	2012年5月18日（金）	P.108～111
7	財務省	2012年5月21日（月）	P.112
8	弁護士会	2012年5月21日（月）	P.113～117
9	弁護士会調停センター	2012年5月21日（月）	P.118～121
10	国立法律研究所	2012年5月21日（月）	P.122
11	最高裁判所	2012年5月21日（月）	P.123～127
12	法務内務省	2012年5月22日（火）	P.128～130
13	商工会議所	2012年5月22日（火）	P.131～134
14	ミニッツ協議	2012年5月23日（水）	P.135～137
15	GIZ	2012年5月24日（木）	P.138～141
16	UNDP	2012年5月25日（金）	P.142～145
17	保健省	2012年5月25日（金）	P.146～148

協議録①：バヤンズルフ区裁判所 所長・裁判官・書記官からの聞き取り

日 時：2012年5月17日（木）10時～11時

出席者：バータル区裁判所長、セレンゲ裁判官、ソヨルマ書記官

金田（調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

冒頭、今次調査団の訪問目的、終了時評価について簡単に説明の上、聞き取りを実施。詳細、下記のとおり。

（バータル裁判所長）

現在の状況説明。以下、要点抜粋。

- ・2011年5月から2012年4月までの1年間で、調停件数は175件、うち93件で和解。和解に至るまでの期間も短く、10日以内が38%、2か月以内が8%。裁判では3か月はかかることに比しても迅速である。
- ・2012年から6名の新たな調停人が勤務をはじめ、それまでいた10名の調停人のうち、3名が残ったため、現在9名の調停人で調停を実施している。
- ・2012年5月1日から首都裁判所事務局から一人事務員を配置した。これにより、事務員が日常の調停受付事務等に対応し、必要に応じて調停人を呼び出す形となった。裁判所職員から当事者の呼び出しを徹底できるので、これまでであった一方当事者が呼び出しに応じないという課題も解決されると期待。
- ・裁判所で扱う事件数は2%削減した。それまでは増え続けていたことを考えると、調停部の活動の結果が反映された可能性が高いと考えている。
- ・書記官セミナーを1回実施した。これにより、裁判所側の調停に対する反応も変わってきて、協力が得られるようになってきた。
- ・UB大学（私立）の心理学者・カウンセラーを講師とした、調停人向けの研修を行ったところ、非常に満足度が高かった。（岡注：後の調停人の話によるとこういう趣旨のようです）
- ・裁判官による和解の確認依頼があったのは、5月1日までに5件のみであり、和解結果が着実に履行されていることがわかる。
- ・これまでの10人の調停人は技術レベルが高くなっていた。広報や調停法案審議の進展など、短期間でプロジェクトは大きな成果を上げていると考える。
- ・調停部で受け付けた事件のうち50%が和解。
- ・調停法が成立する前であっても、裁判所評議会は、調停部を置く裁判所の数を増やそうとの考えを持っている。

Q1：裁判所から見て、訴訟解決に比べ、調停による解決での当事者の満足度はどうか。

→半年の段階で利用者アンケートをとったが、少なくない割合で、すごく良いという回答を得た。調停人のコミュニケーションも丁寧で、迅速に解決されてよかった（例：3年間解決していなかった労働事件が解決した）との意見があり、調停を利用して、和解した当事者からの満足度は高い。他方で、相手が出頭せず、不成立に終わった方は満足していない。モンゴルの争議の多くは親戚や近し

い間柄の人々であることが多く、裁判ではなく、調停で解決できることのメリットは大きいと認識。

(バータル所長)

→首都ではバヤンズルフ区のみで調停が行われている。他の地域（区外）からの調停による紛争処理要望も来ているが、管轄外であるから対処はできていないが、口コミで調停に関する良い印象が広がっている状況が見受けられ、利用者の満足度が高いと考える。良かったという感想が多い一方、個別の調停人が事件ファイルを持っており、会えなくなったという苦情が1件あった。また、5件のみ、和解履行に関して裁判官に問い合わせや連絡があった。それ以外は自主的にきちんと和解が履行されていると考えられ、着実な実行がなされているといえる。裁判官から見て、民事事件係属後、対立が激しくなった事件などについても、裁判官からは解決策を提案できないが、1万 Tgを出して調停部に相談するよう回した件が何件かある。和解契約を証拠として処理したケースもあり、裁判官側も積極的に調停あるいは和解を活用しようという雰囲気が見受けられる。(セレンゲ裁判官)

Q2：弁護士調停人に対する評価はどうか。円滑な連携により調停が実施されているか。

→10人の調停人は、出勤日の割り当て表を作り、掲示するとともに、セレンゲ裁判官のサポート、裁判所の呼び出しを活用していた。比較的よく働いてくれた。最初は経験不足で難しい面もあったが、技術的な面も向上してきた。新チームは経験者と新メンバーの組み合わせとなっており活躍が期待できる。今後は、弁護士以外の専門家（たとえば家事事件においてはカウンセラー）を配置するとよいのではないかと考える。ソヨルマ書記官も事務処理（記録のつけ方等）の面で支援をした。(バータル所長)

→WGにて調停事件フロースタンドが作成された。具体的にどのように事件を閉じればよいかなどの事務処理が整理され、かなり改善された。ソヨルマ氏は今後、スタンダードに基づいた実施がなされているかをモニターすればよい形になって、スムーズになった。(セレンゲ裁判官)

Q3：調停制度に関して、現在認識している問題点及び今後の展望等はあるか。

→呼び出しが一番の問題であったが、事務員の配置で解決が期待される。今後は、調停人の能力をいかに向上させるかが課題。事件の種類が増えたり、当事者が多い事件などを適切に対処できるかが重要。裁判所としてもトレーニング等で向上する方策を模索していきたい。(バータル所長)

→裁判所には一度に多くの件数の申し立てがされること（公共料金の取り立てなど）がある。その際にネックとなるのが手数料の問題。調停部では1件あたりの最低手数料が10,000Tgであり、1件あたりの金額が小さな取り立て事案などには活用できない。今後手数料の柔軟な設定見直しも必要ではないかと考えている。この点も調停法案の中で配慮されれば望ましい。

→弁護士が調停人として仕事をするうえで、他の裁判とバッティングして調停に来れないケースがあった。裁判所の常勤職員として雇う場合には、弁護士ではなく、定年となった法曹や他の専門の方を新たに要請した方がよいのではないかと思う。(以上、セレンゲ裁判官)

→将来課題となるのが、広報であり、広範囲に行う必要がある。現在、モンゴル国営放送での広報を考えている。小さなドラマを作成して、具体的なケースを入れ込んで放送する予定で、打ち合わせ中である。(バータル所長)

→調停手続きは訴訟手続きに比べると簡易で柔軟である。たとえば裁判官は当事者にアドバイスでき

ないが、調停人はできる。その意味でも調停が一層利用されることが望ましい。住所不定や住民登録などの問題があるが、調停を用いて少額事件が解決されていけば裁判所の負担軽減になる。(セレング裁判官)

Q4：調停実施のために行った設備の改変や工夫はあるか。

→調停室の配置に関し、情報部（受付）からすぐに行ける場所に設置するよう配慮した。受付と調停がそれまでは同時に同じ部屋で行われていたため、非効率であった。調停室の中の雰囲気がよく、和解をする意欲がわいたとのコメントもありました。(バータル所長)

Q5：調停法の成立・施行が遅れた場合、パイロットコート等における調停実施や、制度導入に向けての検討について対処方針はあるか。中央からの予算配賦等がなかった場合の予算面の対処はどうか。

→裁判所改革法の中のうちの一つであるので、2013年7月の施行となるのは間違いないと思う。それまでの期間に関しては、調停実施を継続したいと考える。予算措置の問題はあるが、裁判所の職員が1名対応しており、手数料収入での調停人による対応や、時給制による対応も可能ではないかと考えている。裁判所内部での予算をうまく活用する。首都裁判所が区裁判所の予算を統括しているが、首都裁判所が調停に積極的であり（研修費用も支出）、首都裁判所に調停人への報酬も措置してもらうよう調整することも可能性はあると考えている。うまく軌道に乗ってきているので、実施を止めることは得策ではなく、何とか続ける方法を考えていきたい。(バータル所長)

(以下の質問については書面での回答を受領したため、基本的には割愛。補足等のみ確認)

Q6：プロジェクトを通じた調停実施によるメリットは具体的に何か。裁判所全体としてだけでなく、裁判官、書記官、裁判所職員それぞれの視点からはどうか。

→紛争解決のための新しい選択肢を提示しているという意味で、メリット大きい。簡易手続きはもちろんあったが、それとは異なる新たなメカニズムとして。(バータル所長)

Q7：調停を受けたいために、UBの他の区から来る人がいるか。その詳細は。

Q8：調停件数、調停人数の適切な規模はどの程度と考えるか。

→裁判所受けている事件の30%を簡易手続きで処理しており、その数700件～800件。これを調停で処理できればよいと考え、そのためには10人ほどの調停人が適正と考える。(バータル所長)

Q9：常勤調停人を置くことになった場合、望ましい人材はどのような人物か。実際に予想される常勤調停人はどのような人物であると思うか。何人ぐらい必要か。

→今後調停人の専門分野に特化していくことが必要。鉱山、労働関係、経済、会計、など分野別に専門性を向上していくことが必要。定年後の人材の活用はメリットが大きいと考える。コミュニケーションや人生経験などもプラスに働く。(バータル所長)

協議録②：バヤンズルフ区裁判所 調停人からの聞き取り

日 時：2012年5月17日（木）11時～12時

出席者：バヤンズルフ区調停人（オユンスレン、エンフトンガラク、ダワー、アリウナ、エンフェルデネ、ムンフトヤ、ボロルマー、トゥグス、オノルトヤ、バータル所長、セレンゲ判事、サランチメグ書記官が同席。）

金田（調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

冒頭、今次調査団の訪問目的、終了時評価について簡単に説明の上、聞き取りを実施。詳細、下記のとおり。

Q1：裁判所との連携はうまくいっているか。問題があるとすれば具体的な例は。

→調停受付事務も行っていたため、事務処理にかなり手間がかかっていたが、事務員の配置により解決された。裁判所情報部における調停制度利用教示を積極的に行ってもらえれば、調停利用促進につながると考えた。また、裁判所調停部としての公印がほしい。現在、和解契約書には調停人及び当事者のサインのみであり、裁判官に和解契約書の効力が認められなかったケースもある。執行にも影響する可能性もあり、検討してほしい。（エンフトンガラク）

→事務職員の配置により、調停室に張り付く必要がなくなり、時間の短縮・節約となりかなり改善されてくると思う。調停法案で常勤調停人をおくことになったため、この対応がなされていると考えている。これにより常勤調停人は期日の開催（実際の調停実施）のみに対処する形となれば望ましいと考える。（エンフェルデネ）

→バヤンズルフ区は人口が多く、事件数も多い。情報部職員は1名のみであり、訴状提出の受付で手いっぱい、調停の可能性を教示する余裕はなかったが、この点も事務の職員が配置されたことで解決される。（オユンスレン）

Q2：調停人から見て、調停による解決での当事者の満足度は高いか低いかな。

→迅速に、コスト少なく、希望して（発意）調停部に来る。和解した場合は、当事者双方にとっての納得のいく解決策となっており、満足度は高いと考える。訴訟と比べよりもメリットがある点は、コストと迅速性であるとの意見が多く聞かれる。他の区の方から、調停を利用したいとの要望もある。（オユンスレン）

→納得いく結果が得られた当事者が調停について知人に知らせ、それに基づき調停の申請がなされるケースが増えている（口コミでの広がり）。（エンフェルデネ）

→民事・家事事件は、親戚や友人間のもめごとが多い。秘密保持という点は満足されている点の一つ。人口が少ないモンゴルに適しており、もっと広めてほしいとの声もよく聞かれる。（エンフトンガラク）

Q3：弁護士業務との両立はできているか。自分の業務として、今後どの程度かかわっていききたいか。常勤調停人になる意思はあるか。

→100%の時間を調停業務にとることはできないが、自身としては常勤調停人になれるのであれば、調

停人として勤務したいという意欲は持っている。(トゥグス新調停人)

→弁護士業務と調停人業務を兼ねるのは難しい。民事事件数増えており、調停導入の取り組みは時宜を得たものである。訴訟で争っているが、比較的軽微な事例も少なからずあり、調停で解決できれば望ましい。常勤調停人としての意欲はあるが、待遇にもよる。(ムフトヤ旧調停人)

→40件受け、23件につき和解を成立させた。これをもし弁護依頼を受けた場合と比較すると報酬の差がどの程度か、それによって常勤調停人になるかどうかにも左右されると考える。調停制度の魅力は大変大きい。報酬がどうなるかがかなり関心事になるであろう。(アリウナ)

Q4：調停人であることで自分にとってどのようなメリットがある(あった)か。

→弁護士は通常、一匹狼の個人事業だが、調停によりチームワークを感じることができた。弁護士としては、一方当事者のみの利益だけではなく、双方当事者の利益を考えながら紛争にあたれるようになった点もメリット。他方で、時間調整は困難であった。(エンフトンガラク)

→弁護士として一日中待機しなければならないという形ではなく、他の調停人と調整をしていた。調停手続きに関与したことで、当事者の和解の可能性はないかという観点からも訴訟に取り組むようになり、意識が変わった。(オユンスレン)

→弁護士と調停人を兼職することはあまりよくないのではないか。一つの事件を和解させるためにはそれなりに時間がかかり、調整には苦慮した。月に何度も頻繁に呼び出された。(ムフトヤ旧調停人)

Q5：新旧調停人の交代、引継ぎなどはスムーズになされたか。

→2006年から弁護士会に所属。LGLセンターの調停人として勤務してきた。5月から新たに調停人として勤務。これまでの調停人との協力がかなりうまくできている。自身もLGLセンターの調停の経験あり、問題はない。これまで1日対処した。引き継ぎ等特に問題を感じない。(ダワー新調停人)

→これまでの調停経験は全くなかったが、チームとして対処し、旧(先輩)調停人からアドバイスを多くいただいている。(トゥグス新調停人)

Q6：調停人研修やセミナーに関する今後の改善要望があるか。(竹鶴)

→事務職員に関して、事件配分に関し、事件の内容を見て、担当を配分するよう配慮してもらえるとよいと思う。(アリウナ)

→これまでのロールプレイでは個人間の紛争を取り上げているが、法人間の調停をどのようにすべきか、問題意識を持っているので、内容に盛り込んでいただくとありがたい。(アリウナ)

→トレーナーとしての能力が高い方は多くいた。調停人の経験がある方からの具体的な講義があるとよいと思った(ダワー新調停人)

→法律的な知識はあるが、心理学的な要素を含んだ講義を増やしてほしい。(オノルトヤ新調停人)

→夫婦の心理みたいなものも含めるとよい。先日の大学でのセミナーでは、大学の心理学教授からの講義が行われ、大変良かった。(エンフェルデネ)

協議録③：国会事務局からの聞き取り

日 時：2012年5月17日（木）13時00分～13時30分

場 所：国家大会議会議室

参加者：トンガラク（国会法務部、司法改革 6 法案担当）、ヒシグト（国会、調停法案担当）、バーサンドルジ（諮問委員会メンバー）（以上モンゴル側）

：金田（調査団）、竹鶴所員、岡専門家、トゴス、ゾラ、ソド（以上日本側）

（バーサンドルジ）

私は国家大会議法律諮問委員会の専門家をしている。裁判所改革法は、6つの法律で組成され、前回3つの法律が可決された。裁判所事務局、裁判員、調停の各法案が可決される見込み。

（金田）

11月終了予定の現在のプロジェクトの成果を確認し、今後の改善策を検討する目的でお邪魔した。このプロジェクトのあとも調停制度の本格導入に向けた支援を想定しており、調停法案が重要な要素となっている。現在の状況と見通しについてお聞きしたい。

（バーサンドルジ）

調停法案については今日第1回の審議に入っている。プロセスとしては、国会諮問委員会で協議されたいうえで国会に行く。諮問委員会での協議はすでに終わっており、現在国会審議の段階。諮問委員会としては、来週の火曜日から水曜日に可決される見込み。春国会のうちに可決される予定。

（竹鶴）

春国会は5月いっぱいが会期か。

（バーサンドルジ）

毎年6月31日に春国会が終わるが、今年は来週の水曜日、遅くて木曜日には閉会予定。

（金田）

今現在の国会審議にかかっている法案は調停法案以外では、2法案という理解でよいか。現在国会で審議中の法案は調停法案以外に何かあるか。また、今回第1回の国会審議ということだが、通常可決までに何回程度の審議が想定されるか。

（バーサンドルジ）

まず、調停法案については2011年6月31日に国会に提出。これが第1回。今回は第2回の審議。来週第3回の審議で可決されるというプロセス。調停法案に付随して、民訴法、労働法といった関連法についても追加改正がなされ、審議される。裁判所包括法以外でもたくさんの法案審議は予定されている。

（金田）

調停法案について中身で意見が分かれたり、議論になりそうなポイントはあるか。

(モンゴル側全員)

ない。だいたい意見が一致している。

(金田)

国会を構成する政党間でも意見が一致しているということか。

(モンゴル側全員)

2つの大きな政党で内部協議がされて OK という返事があった。

(竹鶴)

もし来週成立しなくても秋国会で成立すると理解してよいか。

(モンゴル側全員)

もし、ということがないと思う。もし、の場合は大統領府提出法案なので、新たに提出しなくてもすぐに秋国会で継続審議になる。

(バーサンドルジ)

法案の可決は諮問委員会の 2 回目の評議が最も重要だが、そこで OK されているので問題なく可決されると思う。

(ヒシグト)

今日の国会審議で OK なら、可決される可能性が 70%にあがったことになるので、来週に可決されるのではないかと思う。内容について了承を得られたら、文字とか言葉の修正になって 3 回目で可決となる見込み。

(竹鶴)

施行は来年 7 月と聞いているが変更はないか。

(モンゴル側全員)

ない。

(金田)

諮問委員会の 2 回目協議はいつ行われたか。

(バーサンドルジ)

先週水曜日、5 月 9 日。

(金田)

大統領府からの法案は改めて法案提出は不要で、継続審議となる、というお話があったが、その場合も同じ段階からスタートするのか。諮問委員会は再度行うか。6月総選挙で国会のメンバーも変更があり、1からのスタートになるのか。

(バーサンドルジ)

国会の組成メンバーにもよるが、いままでは、政府からの立法は、政権交代によって改めて政策協議をする。今回は大統領からの法案であり、大統領の任期が総選挙後もつづいているので、今のプロセスをそのまま引き続き審議されていくと思う。

(金田)

万一、秋になっても、諮問委員会での審議はすんだものとして、今日の国会の結果をうけてスタートできると理解した。

(バーサンドルジ)

そう思う。ただ、今回は、明日たぶん可決される。その見込みはかなり高い。あと、新しい国会については、どう動くか予想できず、確証はない。

(金田)

大統領府提出法案についての取扱の話は、慣習の話か。

(バーサンドルジ)

実務上のこと。しかし、今日の国会審議がすんだら来週必ず可決できると言われているので、大丈夫だと思う。政党同士の承認もあるので問題は起きないと思う。

(金田)

ほかの2法案の経過について参考までに教えてほしい。

(トンガラク)

調停法案と全く同じ。

(バーサンドルジ)

裁判員とか新しい内容ですが、諮問委員会では意見は一致している。議題は大きいけどたぶん大丈夫だろう。

(金田)

裁判員法について練り直しになったとき、それを待たずに調停法案が先に成立することはありえるか。

(バーサンドルジ)

これは国会で決めるで回答しようがない。法案を担当している者として他法案の影響を受けて調停法案が成立しないということはないと期待はしている。

(トンガラク)

補足すると、関連の複数の法案が提案されているとき、1つの法案が通らなかったからといって他の法案も通らなくなるということは実務上あまりない。それともうひとつ、今回6つの法案を分けて提案している。それぞれにWGが作られて、それぞれ別に審議してここまできている。調停法案について問題がなければ個別に可決されると思う。

(金田)

モンゴル政府として6月の選挙を控えて、国会で是非ともこの法案を通したいというインセンティブはあるか。

(モンゴル側全員)

もちろんインセンティブは高い。

(竹鶴)

後継案件について、この調停法の成否が重要である。

(岡)

2013年7月に施行の予定となっているが、予算はいつからつくか。

(バーサンドルジ)

2013年1月1日からの予算に反映される。

秋の予算審議で付くことになる。施行前からでも予算措置がつく。

(金田)

法律制定後、予算申請されて、予算措置がされるということか。

(ヒシグト)

今年中に可決されれば、今年中に予算法案に反映され、2013年1月から予算が付くことになる。

(金田)

調停の本格導入にあたって予算措置がないと継続性に重要な問題になる。

(竹鶴)

予算要求は調停制度に対してはいくらからいという形になるか。予算規模は裁判所が決めることになるか。

(ヒシグト)

裁判所評議会が予算申請をする。調停人の報酬と費用を第一審の裁判所分をすべて裁判所評議会がまとめて、これくらいかかる、と提案して、可決されたら予算が付く。第一審裁判所1つあたり2から3人の調停人の報酬が申請されることになると思う。

(バーサンドルジ)

一つ補足したい。2013年分については、政府が予算を想定して作成する。裁判所評議会は自身で2014年度の予算分から算定することができるようになる。政府が作成する2013年度の予算についても法律の施行に十分な予算になると思う。

(金田)

先ほど、裁判所評議会が申請すると言われたが、どうなのか。

(バーサンドルジ)

2013年の予算は、政府（内閣）が作成します。2014年分からは裁判所評議会が作成することとなる。

(トゴス補足)

2013年7月から裁判所改革法が施行される。この法律によって、裁判所が独自に予算計上できることになる。それまでは、裁判所からの予算申請は政府で受け付けて、そこで調整して決められます。その政府のフィルターが、2014年1月1日から施行される予算からなくなる。正確に言うと2013年7月1日からなくなる。それまでは政府が予算を国会の前に事前に査定するということ。

(ヒシグト、バーサンドルジ)

法案を作成する中で、日本側からたくさんアドバイスをいただき感謝している。法案が可決されたら、それで終わりではなく、プロジェクトでやっていただく続きの仕事はたくさんある。日本のこのプロジェクトは重要なので、今日のご訪問の内容についても、国会諮問委員会のオドバヤル委員長にも報告する。

(トンガラク)

今回法案が可決すると、プロジェクトと協力することはもっと増える。国民に対する周知について、専門調停人の養成についても非常に重要な課題である。ぜひ、今後も協力して行っていただきたい。今後の活動は膨大なものになる。JICAのご支援をぜひいただきたい。

以 上

協議録④：大統領府首席補佐官からの聞き取り・協議

日 時：2012年5月17日 14：00～15：00

場 所：国家大会議会議室

参加者：バイルツェツェグ大統領府首席補佐官（以上モンゴル側）

：金田（調査団）、竹鶴所員、岡専門家、トゴス、ゾラ、ソド（以上日本側）

（バイルツェツェグ）

皆さんの訪問は貴重なタイミングである。調停法案の審議が行われて貴重な時期である。プログラムがタイトであるにも関わらず、私をはじめ、法案審議に関わっている人たちとお話する機会を与えていただき感謝する。

（金田）

お忙しい中、お時間を頂きありがとうございます。終了時評価は、プロジェクトが11月に終了するため、6か月前に、これまでの成果を確認し、残りの期間どうするのかを方針づけるのが目的。このプロジェクトの後、次のプロジェクトを予定しており、調停の本格導入の支援を考えている。実施にあたっては、調停法の成立が重要である。予算措置にもつながるので、状況を確認させていただきたい。

すでに、国会の担当者からも教えていただいたが、大統領府の認識も含めて、今の状況を聞きたい。

（バイルツェツェグ）

国会のメンバーが話したと思うが、ほかの2つの法案と同時に調停法案も審議される。2週間前に、諮問委員会の審議が行われた。法案は大きく変更されず、形式的な修正が主になされた。

この法案作成には、プロジェクトオフィス、WGメンバーが関わっている。当時の最高裁判所民事部長が中心となって、このプロジェクトが主導して作成したと言っても過言ではない。

当時は新しい概念でもあり、研究する時間が必要だった。そういった状況で、私が本法研修に参加させていただいたのは法案の内容を詰められるのに非常に役立ったと考える。

この法案はかなり短時間で作成されている。2011年6月に国会に提出され、国会内にWGが作られた。この国会WGには、プロジェクトのメンバーが多数入っており、当初の起草段階の理念が継続して反映することになった。これも大きな成果であると認識している。

2週間前に諮問委員会での第1回の協議が行われた。この諮問委員会の第1回審議は非常に重要な審議である。ここでは、首都裁判所のゾルザヤ民事部長が参加していたが、そのおかげで委員会の理解が進み、第1回の諮問委員会を乗り切ることができた。

今日の午後、調停法案の国会審議が予定されていたが、前の法案審議が延長しているので、今日が難しければ明日に審議される予定。少なくとも、今週中に第1回の審議が行われる。

国会で調停法案が可決されるかどうかは、心配はいらない。もっとも心配が少なく、成立が期待されるのは調停法案である。この法案の成立については大統領自身も積極的に支援している。諮問委員会についても同様。主要な各政党もこの法案のみについては賛成している。可決の見込みは非常に高い。

来週、国会は閉会するが、金曜日には成立していると思う。私たちの見解は、相当に予測不可能な、不幸な状況が生じない限り、可決されるというもの。

通常、国会の第1回審議が重要で、第2回の審議は、1条ずつOKかどうかボタンを押すだけなので、今日の第1回審議を乗り切ることができれば心配はいらない。

大統領府としては、3つの法案がセットで可決されるように働きかけている。国会議長に対しても働きかけている。裁判所改革法は6つの法案だが、残りが可決されなければ中途半端なものになってしまうので、ぜひすべて可決させたいと思っている。

したがって、法案が可決されるかどうかを心配するのはもう止めていただきたい。政策的に、この法案の意義は理解されている。皆さんには、信念を持って次の計画に入っていただきたい。法案成立後、施行までの準備が一番重要なものとなる。

JICAのプロジェクトのフェーズ2が続けて行われる予定であると聞いてたいへん安心している。この法案がそもそもなぜ裁判所改革包括法に含まれたかという点、裁判所の事件負担が大きく、その軽減措置として、訴訟以外での紛争解決方法が考えられた。そこで、裁判所改革の一環として位置づけることにした。そういう経緯から、裁判所内の調停部について規定することを一番の目的としている。他方、民間ADRの導入についてもオープンに定めて拡充できる余地を残す。こういった意味で意義の大きい法案である。

今後、専門的で能力が高い調停人の養成をする必要性が高く、これについてはプロジェクトで担当してほしい。裁判所評議会のもとで、調停人委員会を作ることになっているが、研修や資格について包括する調停人委員会のメンバーの能力向上と養成、委員会の規則制定、公文書作成方法の指導なども、プロジェクトでぜひ支援していただきたい。

プロジェクトに対してではなく、JICAモンゴル事務所についても裁判所改革法案について理解を深めていただきたい。簡単にご説明する。

まず、現在国内21の県にそれぞれ裁判所があるが、これをある程度まとまった管区にまとめて、その区ごとに管区裁判所を作る。(注：現在の各県裁判所は廃止。日本の高等裁判所管区のように複数の県に1つの裁判所を置く。)

つぎに、刑事裁判所、民事裁判所を作る。たとえば調停部は、第4管区の民事裁判所の調停部という所属になる。(注：現在は民事事件、刑事事件は1つの裁判所内の民事部、刑事部で処理されている。行政裁判所のみ首都で独立に存在している。)

その後、裁判所では現在裁判官が司法事務を処理しているが、第一審裁判所に事務局を置いて、事務局で司法事務をすべて処理することにする。司法事務の一つとして調停の円滑な運用が入る。各管区裁判所の事務局を統括するのが裁判所評議会である。

つぎに、調停に関して改正されるのが、法曹ステータスに関する法律である。弁護士会がなくなるので、皆さんのパートナーの一つがなくなることとなる。これは、バーの制度になり、法曹協会が作られ、裁判官、弁護士、検察官の代表が加入する。

また、司法試験制度も変わる。このように大きな改革がなされることになる。

私は、裁判所の調停導入に関してフェーズ2が行われることを100%信じてお話ししている。これまで調停に関わってこられて、今後、重大な時期に、モンゴルのことわざにもあるが、「重要な時期に友を見捨てない」という言葉を忘れないと信じている。

次のフェーズでしていただきたいことを述べる。

まず、常勤調停人の選任、養成研修、職務内容・その他の業務のルール作成支援。

次に、委員会が大きな権限を持つことになるので、この委員会の能力向上にも取り組んでいただきたい。規則作り、試験制度、トレーナーをどうするかといったことについて支援いただく必要がある。法案可決に至るまでに協力してきたことを泡にしないように、引き続いて協力していきたい。JICA に対しては、モンゴルに調停を導入した機関として、末永く活動を引き続き、支援していただけるようお願いする。

法案のメリットは、裁判所に常勤の調停人を置くことができるということ、予算措置が整うことにある。財政的心配がなくなる。

また、もう一つのメリットは、調停人が作成した和解契約書に、判決と同様の効力を持たせることができるということ。

法案の内容自体についても、何も心配はいらない。プロジェクトの WG が起草し、修正についても必ずプロジェクトのメンバーと協議をしてきて、たいへん質の良いものになっている。

(金田)

いくつか質問させてほしい。まず、次のプロジェクトを実施予定であるということは、公式ルートでお伝えしている。プロジェクト実施前に調停法が制定され、予算措置がなされるということは、その後の基礎になる。そういうことで、今回調停法についてのお話を聞かせていただいた。調停法の成立は心配ないということだったが、いくつか確認したい。1つは、今国会の会期中にもし調停法案が不成立になった場合、どのようなプロセスになるのか。6月の選挙で国会議員の入れ替えが行われる。秋の国会で諮問委員会にかけ直さないといけないのかどうか。

(バイルツェツェグ)

今回の国会で可決されない可能性は、悪く考えて 10%。これは法案の内容に問題があって否決されるということではなくて、相当な不幸な事態が生じた場合、なにか突発的な理由で国会がデッドロックになってしまったような場合。もし、そういうことが生じた場合、第 1 回審議を終えていることから、新しくプロセスを踏むのではなく、引き続き継続審議することとなると思う。

大統領は、調停法案可決について非常に重要視しており、ご自身で国会議長と話しあいもされている。可決の見込みは非常に高い。

春が無理でも、秋には最初に審議される法案となり、9月までには必ず可決されることと思う。

(金田)

6つの法案のうち残りの法案についても審議されているが、調停法については問題がなくても、ほかの法案が引っかかってしまった場合、個別に調停法だけ成立させるという可能性はあるか。

(バイルツェツェグ)

残り 2 法案についても期待は大きい。また、今の状況では、残り 2 法案についても各政党は比較的賛成している。調停法案については異議がない状況。ほかの法案について成立が延びることになれば、調停法案が先に成立することもありえる。必ずしもセットでの成立にこだわりがあるわけではない。

(金田)

バーアソシエーションを作る計画について、法案が可決された場合、今後具体的にどのように弁護士会を廃止し、バーに統合する予定か具体的な計画があれば教えてほしい。

(バヤルツェツェグ)

法曹ステータス法のみは、2014年1月1日が施行日となっている。弁護士会が廃止されてバーができるが、それまでは移行期であり、弁護士会の業務をバーに移行するプロセスが続けられる。

(金田)

モンゴルにおいて、どうして調停が有効であると考えられるか。裁判所の業務負担というお話はあったが、それ以外に、有効と考える理由、大統領府がこの法案を推進した理由があれば教えてほしい。

(バヤルツェツェグ)

まず、ADRは、世界各国ですでに制度化されているが、モンゴルにはない。仲裁さえもしっかりと運用できていない。経済発展に伴って、モンゴルでは紛争が増加しているが、現在の裁判所には訴訟しかない。訴訟による解決は不満が残って終わり、敵対する。調停は、裁判所のみならず、国民の利益となる制度である。平和的かつ低コストで処理され、敵対するよりは社会としてもよい制度であると思う。

(金田)

法案のなかで裁判所調停以外の途を開くというお話ですが、民間調停の位置づけについてお考えがあれば教えてほしい。

(バヤルツェツェグ)

広い範囲で紛争があり、裁判所調停だけでは処理しきれない分野があるので、民間ADRについても必要性がある。他方、専門的な分野、税務など裁判所調停では解決できない分野がある。税務局に調停部をおくなども考えられる。政府、非政府を問わず、裁判所以外の調停が考えられる。また、アメリカでは調停のみをやっている弁護士というのもおり、調停による弁護士報酬のみで経営している弁護士もいる。民間調停を行う際の条件は一つだけであり、研修を受け、調停人委員会の資格証明書を持っているということだけとした。(注：このように広く民間調停の拡大の途を設けた法案であるという趣旨と思われる。)

(バヤルツェツェグ)

来週の金曜日までに調停法が可決されたら、皆さんにもう一度お会いして経過を伝える。そのときは時間を作ってほしい。

JICAに対する希望として、経済的な支援以外にも法整備について支援していただいて、非常にありがたいと思っている。6つの法案の中には、裁判員制度が入っている。今後、裁判員制度については、調停とは分野が異なるものの、全く新しい制度なので、導入について支援をお願いしたい。

諸外国のドナーの援助を受けるとしても、制度がモンゴルの裁判員制度とは異なっている。唯一、モン

ゴルと同じ制度を行っている日本の JICA に支援をお願いしたい。少しでも可能性があるならば、さらに公式ルートでお願いすることも可能。大統領が JICA や大使館とお話させていただいてもよいし、そのあたりは、私のほうで調整するので、よいお返事がいただけるとうれしい。

(金田)

日本にいらっしゃったときにもうかがったかと思いますが、日本でも裁判員制度は取り組みをはじめから 3 年しかたっておらず、レビューを始めた段階である。そういう意味で日本の知見、経験が限定されており、日本側のリソースに若干の不安がある。

JICA の支援のメカニズムは、各国の JICA 事務所が、日本大使館と協議した上で、必要に応じて調整するというもの。私の所属する本部の担当課としては法司法分野の協力に関する技術的な意見は言えるが、その前段階として、モンゴルにおける JICA の協力については、モンゴル事務所と引き続き相談させていただきながら検討する事になる。

(バヤルツェツェグ)

3 年しか知見がないということだが、だからこそその経験を教えていただきたいと思う。導入期の問題点や、課題を学びたい。韓国も日本の裁判員制度を導入しているが、制度を改変している。だから日本をお願いしている。全く、支援の範囲外の問題というのであれば、モンゴル事務所とコンタクトをとってこちらの希望を出したい。

(竹鶴)

モンゴルには 3 つの援助方針がある。1 つは鉱山による経済成長に伴う包括的ガバナンス、次に、市民全体がボトムアップするような形の支援、次にウランバートルの都市機能の強化。調停はガバナンスおよび市民生活の向上ということでインクルーシブ・グロースの面もある。昨年度は 30 件ほどの要望があり、そのうち 3 件が採択され、その 1 つが調停。高いプライオリティが置かれたということ。多くの要望がある中で、援助方針に合致するものがあれば中身を詰めていける可能性はある。ただ、日本のリソース面でも検討する必要がある、今後の協議事項とさせていただきたい。

(岡)

先日も日本の最高裁判所が 3 年間の裁判員制度を検討する報告を出したと聞いている。このような情報など、プロジェクトで私がいる限りは、可能な限り情報提供させていただく。

(バヤルツェツェグ)

具体的にプロジェクトに至らなくても、情報共有という形の協力もしていただきたい。私は、日本に行って現場を知って非常によかった。たとえば、裁判員制度の WG メンバーを調査員として派遣するというのも考えられる。日本での、裁判員の名簿作成の方法、呼び出しなどの事務処理の方法などについて、また、その苦勞について知ることは、大きな意義のあることだと思う。本邦研修の実施についても検討していただければうれしい。

以上

協議録⑤：ダルハン・オール郡間裁判所 裁判官・書記官からの聞き取り

日 時：2012年5月18日（金）10時～12時30分

出席者：オユンダリ裁判官、オユンツェツェグ裁判官（20年勤務、プロジェクトの研修参加）、エンフジャルガル裁判官（4年勤務、その前書記官として6年勤務。PJ研修参加）、セレントンガラク書記官（WG会議へも参加）、アンフゲレル書記官（新任）、ムンフトゥブシン書記官（PJ研修参加）
金田（調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

冒頭、エレンザー所長代行、オユンダリ裁判官より概要説明あり。（他の裁判官、書記官同席前、エルデネバートル ダルハン弁護士会長、テルビシ調停人同席）

（エレンザー裁判官）

調停は、根付いてきており、刑事の調停も検討されはじめている。利用者の列ができるほどであり、調停室も2つある。国民の理解も進んできた。当裁判所では、刑事事件90件、民事事件400件を年間処理している。先般、刑事事件の監査があったが、優良との判断をもらったところ。利用者への対応も相手の立場に配慮できるようになってきている。

（オユンダリ裁判官）

26年間勤務している判事。WGメンバー。調停は順調に進んでいると考える。受理事件数が十分ではないとお考えかもしれないが、実質的な変化（訴訟手続き中は訴訟当事者の対立構造、勝敗最優先であったものが、話し合いによる解決の教示により、和解の推進が進んでいる）が見られている。国民の周知のための広報にも注力している。特に控訴件数が減ってきており、事件が和解的に処理される件数が増えてきたことの証左ではないか。

2012年1月以降は780件の事件を受審している。そのうち181件が簡易手続で処理した。手続き中が178件、残りの480件ほどが通常裁判になったものである。そのうち、特別手続による処理事件は200件ほど。したがって、実際に裁判が行われたのは280件。うち、控訴されたものは20件のみ。かなり低い割合であり、調停による和解手続きが進んできたことによる効果であると考えている。

具体的に統計を取っての比較分析はしていないが、去年は同じ期間で受審した事件は1000件ほどであった。2010年は2300件、2011年は1800件を受審している。紛争そのものが減っているとは思えないことから、調停の教示や和解のすすめによる利用者の意識の変化が起こっていると推測する。

裁判所内視察後、裁判官・書記官からの聞き取り実施。

冒頭、今次調査団の訪問目的、終了時評価について簡単に説明の上、聞き取りを実施。詳細、下記のとおり。

Q1：プロジェクトを通じた調停実施によるメリットは具体的に何か。裁判所全体としてだけでなく、裁判官、書記官、裁判所職員それぞれの視点からはどうか。

→事件負担が減っているように感じる。たとえば水道局や通信局など、一度に複数件の訴訟申請となる

事件が減ったため。調停法成立に向けた各種研修を通じて様々な経験をできている。パイロットコートのため、情報も多く、メリットがある。(エンフジャルガル)

→調停は新しい概念であり、国民の間には驚きもあったが、仲直りは社会生活の中に普通にあることであり、それを裁判所の中で実施することは有効。誰かに解決してもらうのではなく、自主的に解決しようという意識が生まれる点や、短期に解決できる点もメリット。もともとあった簡易手続きの拡充、制度化という点でよかった。(オユンツェツェグ)

→調停制度紹介冊子等も配られており、他地区への広がりも想定される(当事者の一方が当地区在住である場合、代理人等が当裁判所に来て、その際に調停に関する情報に触れるため)。情報発信の拠点となっている。(エンフジャルガル)

→本裁判所で研修を実施しているが、近隣のセレンゲ、ザミンウドからも研修を受けに来ており、その際に、調停を見知り、口コミで広がっていると考える。自分たちの能力の強化を感じる(研修や情報を得られる機会に加え、コミュニケーションの改善、特に話す側ではなく聞く力の改善につながっている)。(オユンツェツェグ)

→国民に積極的に情報提供をしようとする姿勢が出てきた。それまでは民訴法に基づき、裁判をするだけであったが、和解の良さを説明しようとする姿勢が出てきた。調停利用者も少しずつ増えている。今後はもっとたくさんの方に広めていきたい。訴訟事件であっても、当事者が和解できそうだと思うたら、書記官から調停の可能性を働きかけ、調停になる事件も増えている。(セレントンガラク)

Q2: 裁判所から見て、訴訟による解決に比べ、調停による解決での当事者の満足度は高いか。

→訴訟手続前の調停では、当事者双方にとっては、和解できたらたいへん満足な結果になると思う。訴訟では、どちらか一方のみの満足になる。(エンフジャルガル)

→話し合いを通じて、当事者の不満を十分に述べることができる。訴訟手続きは法律的な知識の差などにも影響を受け、当事者が十分に主張できない場合もある。負けた側は裁判所への不信感を募らせる結果になることもある。モンゴル人は口コミ情報が重要であり、業者にとっても、和解で解決しているという口コミにより、良いイメージを築くことができる。和解した場合は、その後の両者の関係改善にもつながる。(オユンダリ)

→訴訟係属中において、裁判官や書記官が簡易手続きのコスト面の良さを説明して、和解に至るケースもある。調停人より積極的に調停している。裁判官等の研修への参加もぜひ一層お願いしたい。(エンフジャルガル)

→満足度を図る調査はしていないが、裁判所の負担を図る調査は実施しており、少なくとも自身については、執行文を書く件数が減っている(満足した和解により自主的な執行がなされているのではないか)。家事事件に関しても、離婚夫婦の対立を収めるために書記官が訴訟手続中에서도調停室を活用して、じっくり話を聞く工夫をして、感情的な対立を抑えてから訴訟に臨むようにしている。それにより、対立に基づく離婚ではなく、離婚後の責任の取り方や具体的な対処についてしっかり考えるようになった。同じ離婚でもその後の効果が全く違う。(オユンダリ)

Q3: 調停人である弁護士に対する評価はどうか。円滑な連携により調停が実施されているか。(以前、裁判所からは不満が聞かれたが、改善されたか。改善された場合にはそのために採られた具体的な方策は

あるか。)

- 調停人の働きは不十分とみている。その改善に向けた話し合いも行い、調停人の数も減らした。調停室に書記官を配置するという事も考えている。能力や資格、知識、経験もあるが、報酬に対する不満があるものと思う。弁護報酬との差があり、それに相当する程度の対処しかしていないと考える。また調停においても先に意見を聞いた一方当事者のみを代表しがちで、両当事者の話を十分に聞くことができていない。全員ではないが、多くの者にそのような傾向が見られる。(オユンダリ)
- 不十分。裁判所との連携が全くない。訴訟手続き中で調停に回そうと思っても、調停人がいないという状況もある。調停室は有効に活用している。(オユンツェツェグ)
- 当初よりは良くなりつつあると考える。調停人研修を終えて、いきなり調停勤務に取り組んだため、基づくべき書式などもなく、秩序がない状況だったが、スタンダードなどが整備されたことにより、良くなりつつある。(セレントンガラク書記官)
- 形式的に調停にかかわっていることが問題。研修も受けているし、日程通り勤務しているが、もっと中身に入り込んで、和解に向けて真剣に取り組んでほしい。形式のみを整えようとしていると感じる。裁判所が当初、やりすぎ、その後離れすぎ、再び近づこうとしている状態。難しい問題。このままだと調停に対する信頼を落としかねない。不十分というのは、全く仕事をしていないという意味ではない。うわべの形式的なものでなくて、和解を真の意味で実現してもらいたいということ。(オユンダリ)

Q4：現在処理されている事件はどのようなものか。公共料金滞納の事件の扱いは今後どうする予定か。

- 金銭貸し借りと家事事件が多い。公共料金については、裁判所で主体的に取り組みを始めた。水道局などでは一度に 60 件などの申立てがあるが、結局簡易手続きで処理しているので、調停で処理することにより、調停の良い宣伝にもなるのではないかと考えた。裁判所からの広報に応じて、各 25 件の調停申請があった。少なくとも 50 件は調停で処理したい。それにより調停の評判が高まることを期待したが、結果は逆に、和解契約書などもきちんと作られず、調停人からは、自分たちは借金取りではないとの苦情が寄せられた。(オユンダリ)
- 全国展開する場合には、定年の裁判官を調停人として活用することが最も効果的。裁判所と連携して調停業務を行いやすいと考える。(エンフジャルガル)
- 公共料金に関する件が、今後もし調停として申し立てられた場合には、対処すべきであると考え。(オユンダリ)

Q5：調停制度に関して、現在認識している問題点及び今後の展望はあるか。

- 試行中であるが、訴訟係属中の事件について、調停という形への発展を促した方がよい。訴訟開始前の調停では、責任の所在が不明瞭。調停人の責任ではなく、裁判所の責任となってしまう。調停担当の裁判官が対処する形が良いのではないかと考えている。そのうち、民間の ADR として弁護士による調停事務所もできてくるのではないかと。まずは裁判所の調停として、民事担当判事 6 名のうち 2 名を調停担当とするなどの対処が適当。民間の ADR は専門性に特化した形にすればよい。調停人の選抜に関しても課題がある。現在、弁護士を選んでいるが、よりコミュニケーションを重視した人選、心理学への理解等が必要と考える。調停制度はモンゴルに 100% 必要である。しかし、モンゴルの事情として、国民登録や住所登録も整備されていないことなどにより、呼び出しに困難が伴う。裁判所です

ら困難を感じており、調停においてはなおさらである。(オユンダリ)

→裁判所が責任をもって、調停を実施すべき。(エンフジャルガル)

→弁護士の意識を改革することは非常に難しい。一方当事者を代理するという意識・立場が染みついている。中立的な対処に慣れている裁判官などを調停人として育成した方が効率的である。(セレントンガラク書記官)

→民事事件においても、対立を激化させてしまうケースもあり、他の専門家を養成した方が効率的である。(エンフジャルガル)

→書記官歴 1 年だが、国民に対し優しい環境づくりを本裁判所では取り組んでいる。オープンに、親近感が湧くように取り組んでいる。この雰囲気は調停を試行実施していることにより影響を受けているのではないか。(アンフゲレル)

Q6：調停件数、調停人数の適切な規模はどの程度と考えるか。

→月に 3 名ほど、常時ではなくともよく、月々交代するなどの形が適当。件数は特定するのは難しい。債権債務、家事事件などはなるべく調停に回す形とすればよい。業務負担とのバランスで適当な件数とすればよい。780 件／年は他県に比べると 3 倍ほど多い一方、裁判官の人数は 3 倍ではない。調停に関しても、負担が多くなりすぎて対処できなくなるということはないと思う。(オユンダリ)

→事件数に関しては、なるべく多くするよう目指すべき。和解を第一に考えるべき。(エンフジャルガル)

Q7：常勤調停人を置くことになった場合、望ましい人材はどのような人物か。実際に予想される常勤調停人はどのような人物であると思うか。何人ぐらい必要か。

→法案が可決できなかった場合、報酬が裁判所の予算から出ないため、今ある人材をうまく活用するという方策はありうる。現在いる裁判官の中の 2 名を調停担当とする、刑事の裁判官に民事裁判を手伝ってもらっても可能。書記官についても月々交代で調停を担当させるなどの措置は可能。法案が可決された場合、常勤調停人の人材として定年になった裁判官などを活用することは有効。時間がある方々なので、報酬もそれほど高い必要はない。長年の裁判官経験があり、双方当事者の利益を考慮することが可能。(オユンダリ)

→本裁判所は家事事件の数が多。特に離婚事件。もし 2 名の常勤調停人を置くとすれば、そのうちひとは家事事件担当とし、ほかのひとはその他の事件担当とするのがよい。(アンフゲレル)

Q8：調停法の成立・施行が遅れた場合、パイロットコート等における調停実施や、制度導入に向けての検討について対処方針はあるか。中央からの予算配賦等がなかった場合の予算面の対処はどうか。

→簡易手続きを通じての和解はプロジェクト前から行っていたため、その部分には、プロジェクトを通じて得た知見を活用して活動を続けていける。調停人に対しての指導という点については、プロジェクトのインプット、関与を期待したい。書記官を対象とする研修は行う必要がある。本裁判所においては、6 月 1 日から 4 名の書記官が交代で調停部の事務を担当することになっている。(オユンダリ)

→書記官が事務職員として調停部に勤務することになったのは、事務処理や呼び出しなどを支援することにより、調停部の活動を軌道に乗せたいためであり、軌道に乗るまではこの取組は続くものと考えている。(セレントンガラク)

→プロジェクトが続くか否かに限らず、この試みは続いていく。希望としては、和解を進めるための研修の機会をぜひ提供してもらいたい。意識の高い人材が多いので、研修の機会を有効に活用できる。(オランダ)

Q9：調停実施のために行った設備の改変や工夫はあるか。

→(所内を視察しながら説明を受けた。)調停室が2室(うち1室は通常受付する部屋として活用しているが、2件の調停が重なった場合には、調停室として利用)。サインボード上での各種調停関連情報の公開。受付に設置されているスクリーンでの調停制度紹介。調停制度に限らず、書記官をガラス張りの執務スペースで配置し、相談を受けやすい形とするなど、全般的に国民向けの裁判所にすべく改革を進めている。調停制度紹介パンフレットも作成した。

協議録⑥：ダルハン・オール郡間裁判所 調停人からの聞き取り

日時：2012年5月18日（金）14時30分～16時

出席者：エルデネバートル（調停人、ダルハン弁護士会長、WGメンバー）、バヤルマ（調停人）、ウルジーマ（調停人）、ウンダルマ（新任調停人）、テルビシ（調停人、WGメンバー）、チンバット（調停人）
金田（調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

冒頭、今次調査団の訪問目的、終了時評価について簡単に説明の上、聞き取りを実施。詳細、下記のとおり。

Q1：調停人から見て、調停による解決での当事者の満足度は高いか。

→水道局の事件では、利用者側が払ってくれるケースが多かったので楽だったが、個人間の賃貸借に関しては、対立が激しい状況で調停に来る。2度ほど激しい対立のケースを担当したが、どちらも和解を成立させることができた。自身としても満足した。感想を聞いたところ、調停を選んでよかった、訴訟を選んでいたらまだに解決していなかっただろうと思うとのことであった。自身が担当した事件は100%和解している。2回、3回会ううちに、要求度を下げて和解に至るケースもある。和解のための複数回の面談を通じて、人の態度が軟化するということを感じた。（ウルジーマ）

→まだ2件しか担当していないが、以前調停で和解した人が、友人の紛争について調停をしてあげてほしいと言って友人を連れてきたことがあって、満足していただいていると感じた。（ウンダルマ）

→金銭貸借の問題を処理したが、激しい対立後、和解契約を締結して終了した。当初怒っていた当事者が関係を取り戻したケースがあった。訴訟だとこのような結果（仲直り）には至らなかったと思う。（エルデネバートル）

→離婚の財産分与のケース。2か月間お互い顔を合わせておらず、険悪だった。顔を合わせて話すことで徐々に軟化し、最終的に和解にいたった。（バヤルマ）

→バヤルマのケースで、その後、夫側に弁護士として離婚訴訟を担当した。離婚に伴う財産分与のケースであったが、和解契約書を確認して、離婚判決に至った。（テルビシ）

→2件の金銭貸し借りを担当し、どちらも和解成立。しかしながら、うち1件については、支払期日を過ぎているにもかかわらず、支払われていない。裁判所に執行文を書いてもらっている段階。もう一件についても6/1に支払期日が迫っている。（チンバット）

→通信局の事件についてはほとんど和解している。調停はよかったので、また利用したいといわれている。和解契約書は裁判所のハンコがないので、それを押してほしいとの要望が当事者から寄せられている。（テルビシ）

→申し立ての後、調停人のあっせんなしに、当事者同士が勝手に合意したケースあり。（チンバット）

Q2：調停人であることで自分にとってどのようなメリットがある（あった）か。

→民事事件においては、原告・被告が和解できることが保障されており、和解への道筋ができるようになってきている。刑事においても損害をいかに賠償するかという点や被害者の心理的な問題をどうするかという点で、調整ができるようになった。弁護士としての活動の中でも当事者同士の和解

に意識を持てるようになった。(テンバータル)

→通常の弁護を依頼されている事件（特に民事事件）においても和解を心がけるようになった。(テレビシ・チンバット)

→これまでは時間を気にせず、裁判で勝ちたいと考えていたが、調停の経験を通じて、解決までの時間に心を配れるようになった。(ウルジーマ)

Q3： 弁護士業務との両立はできているか。

→課題あり。現在はプロジェクトの下で実施しているので、義理もあるので関わっている。常勤調停人が制度化された場合には、調停人としての業務か、弁護士業務かどちらかを選ぶという必要があると考える。今はプロジェクトとしての期間限定でやっている。法律が成立されたのち、制度化された場合、両方を実施はできない。そうしないと仕事の質が落ち、依頼者の利益を最大化することは困難。自身の弁護業務（急な接見等）にも対応せざるをえない。広い地域を対象に、弁護士業務を行っているので、調停を安定して行うのは、時間調整においても困難。調停人を養成している以上、今後は専任調停人として勤務する人を養成するべき。(エルデネバータル)

→同意見。弁護士にはノルマはなく、事件があるかどうかによって、業務負荷が変わってくる。弁護業務が忙しいときは、調停業務への対応はかなり苦しい。本格導入に際しては、どちらかを選ぶ必要があると考える。調停の受付を一日中行うというのは、他のクライアントへの説明でも理解を得られない。(ウルジーマ)

→常勤にすることや、裁判所の訴訟係属前での調停は裁判所にもメリットがある。家事事件に関し、先に調停が行われた事件の訴訟を経験してみて、話を進めやすくなるメリットがあると感じた。現状では裁判前に裁判官が出てくる訳にはいかないので書記官の対応になってしまうが、そういうところで調停人が対応することになればよりよい。事務職員の調停部配置により調停人の仕事はやりやすくなると思う。現状は事務処理なども行う必要があり、負担が大きい。調停当事者に弁護士がついている場合には、訴訟をさせようとする。常勤調停人がいれば、利用者満足度が高まる。(テレビシ)

→一日調停室に詰めていることは、警備員が交代しているような、時間と時間をつないでいるだけであるように感じている。そのような非効率を解消するためにも、事務職員は必要である。期日の調整なども含めて、調停事件ファイルを綴るなどの事務処理をしてもらいたい。書類すべてを個人的に抱えている状況が生じている。(エルデネバータル)

Q4： 自分の業務として、今後どの程度かかわっていききたいか。常勤調停人になる意思はあるか。

→2014年までは弁護士をやりたい。その後は常勤調停人を考えてもよいかも。(テレビシ)

→常勤は難しいが、非常勤ならやりたい。(チンバット)

→常勤調停人の給与がいくらかによる。定年になって退職した人が調停人に適しているように感じる。我々の年代は家族を養う必要がある。(エルデネバータル)

→7月から新しい調停人を選定しなおすと聞いた。このような状況では不安定であり、給与の保障面も不明確であり、何とも言えない。気持ち、興味はあるが。(ウンダルマ)

→調停には興味はあるが、給与などの十分な補償がない状況では、選べない。(ウルジーマ)

→弁護士であっても、常勤調停人をやる意志のある人もいると思う。(テルビシ)

Q5：裁判所との連携はうまくいっているか。具体的な事例は。

→裁判所との連携をうまく作る人、事務職員（調停部）が必要。弁護士側の事情を理解でき、中立的に。裁判所側の権力が大きすぎて、弁護士側が悪者になっている。(新人)

→調停の看板はできれば正面におきたかった。我々の意見が裁判所に聞き入れられなかった。(ウンダルマ)

→6月1日以降、書記官が事務を対応してもらえることになるという聞いて、弁護士調停人としてもありがたい。そうすれば、一日中の対応が不要となるので、望ましい。期日の調整などもしてもらえると、弁護士業務との調整もしやすくなる。(テルビシ)

→裁判所の書記官が交代で勤務することには反対。自身の業務と兼ねて行う形ではなく、専任の事務職員を雇用して養成することが望ましい。(ウルジーマ)

→裁判所との連携について問題はある。意見の相違があるのは仕方がない。所長などは政策的に大筋を決定してくれている。しかし、直接我々と接している裁判官や書記官とは意見の相違がある。裁判所は場所を作ってあげたので、あとはきちんと働けという使用者と労働者のような態度。新しい調停の導入について、わからない者同士平等な立場で議論していきたい。我々はダルハンにおいて調停を成功させたいと思い、協力している。(エルデネバートル)

→3月にプロジェクトオフィスとやり取りをして作ったパンフレットも裁判所が作ったということになっている。このような対処は適当ではない。(バイルマ)

→書記官に調停事務を兼任させるという対処については、書記官として給与をもらっている以上、裁判所での業務に90%の労力を払うのではないかと、という点が心配。(ウルジーマ)

→調停人の立場はどうなるのか。「書記官（裁判官の秘書?）」を配置することになると、調停人が排除されるように感じる。バヤンズルフのような専任事務員の方が望ましい。(テルビシ)

→書記官について、バヤンズルフは首都裁判所の予算で対処しているという現状もあり、理解いただき、まずは書記官対応でやってもらいたい。そのうえで、何か支障があれば、皆さんの意見を聞いて見直しもしていきたい。(岡専門家)

→忙しい中、調停に対応していただき、本当にありがたい。一件ごとの事件をきちんと記憶されていて、丁寧に対応いただいていたことがよくわかった。プロジェクトオフィスも当初は準備が足りないままにスタートし、裁判所から見れば、事務が足りないという意見が出たのだと思う。調停人のみなさんの責任というよりはプロジェクトオフィスの責任と思う。業務スタンダードもでき、改善されていくと思うので、引き続き、よろしく願いしたい。(岡専門家)

→事件記録をプロジェクトオフィスに送ることについても、書記官が送るのを忘れたケースがあった。(テルビシ)

→行政機関の Open Day をやることになっており、業務サービスを国民に説明する場があるが、調停人の代表者を招いてもらえなかった。(ウンダルマ)

(その他の意見)

→家事事件特に離婚事件で年少の子供を持っている事件は、できるだけ調停に回した方がよい。離婚

- が増えていて、些細な問題を解決できず離婚に至るケースがある。その場合、年少の子供が犠牲者になる。そのような場合には、まずは調停に取り組むべき。(ウルジーマ)
- 何度も期日を設定して話し合うと解決するケースもある。(バヤルマ)
- 情報部に訴状が来た場合、まず、調停に回すようにすべきである。(テルビシ)
- ガイド書記官と同様に、調停教示を前向きに実施すべきである。(バヤルマ)
- 情報部での調停教示で足りる。(名前不明)
- 簡易手続きで解決された 300 件には、調停で話を聞いた後のものも含まれる。(テルビシ)
- ダルハンの弁護士は調停の業務に興味をもっている。古い 5 名はなぜ調停人からはずされたかと不満を述べていた。(テルビシ)
- 常勤調停人を置くのは正しい。それ以外にも必要に応じて非常勤の調停人として勤務できるとよい。(チンバット)
- 裁判所で調停が行われるということは非常に重要。(テルビシ)
- 調停を行うに当たって、広報・宣伝が重要。制度が根付くためには国民の周知は不可欠。水道局、通信局に加えて、マンション管理会社から、管理費未払いの件で相談を受けたこともある。来週面談して調停の可能性を話し合う。ある程度調停の良さが知られてきているため、このような打診がある。(エルデネバートル)
- 全国メディアを使った広報も大切。(テルビシ)

協議録⑦：財務省との協議

日時：2012年5月21日（月）10時～10時30分

出席者：トゥグルドゥル氏

磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ、

- ・調査の目的、プロジェクトの概要、調停法案審議の進捗状況を説明。調停法成立後の調停制度全国導入に際しての予算措置について（新しい法律ができた際の予算確保・措置について）確認（磯井）
 - 調停法ができた後、具体的に何に費用がかかるか。（トゥグルドゥル）
 - 人件費、広報、施設費（調停室の整備程度）など（磯井）
 - 当該予算を監督する予算監督者（省庁）ごとに予算素案が作成され、8月中旬までに財務省に提出、2か月弱ほど財務省で検討の上、秋季国会（10月の最初の週）で予算案が検討される。最高裁の中で（評議会長が）追加すべき予算を申請すれば、検討され、問題なく承認されるものとする。大きな施設の建設等の場合には、経済・社会開発ガイドラインに沿って早めに調整することが必要になる。最高裁からの予算案にきちんと盛り込んであれば、問題ない。全国に展開するのであれば、その分をきちんと計画しておく必要がある。2012年度予算から、財務省で細かいところにチェックすることはしなくなり、予算監督者、省庁にある程度の権限を与えている。Current Expenditure、投入についても、財務省としては全体のパッケージで確認するのみ。約40の予算監督者がおり（例：法務大臣、最高裁等）、財務省の場合、大臣が Budget Governor（予算監督者）、次官が Manager（トゥグルドゥル）

- ・予算メカニズムについての確認（申請から配賦までの流れ、具体的にどのタイミングで調停制度実施のための予算がつくか）（金田）
 - 2013年1月の Current Expenditure は前月に配賦している。調停実施のための予算については、きちんと申請するよう、裁判所と文書等で確認した方がよい。（トゥグルドゥル）

- ・調停プロジェクトへの期待と評価（調停について耳にしたことはあるか。）（金田）
 - メディア（UBS等）で2～3回ほど耳にしている。WGメンバーや弁護士会などのインタビューの反応は良いものであった。今までになかった制度で、認識が広まってきている。JICAが実施しているプロジェクトとしても認識している。（トゥグルドゥル）

- ・採鉱活動が本格化されると言われている2013年を境に経常黒字に転じると見込まれるが、そのことによる調停制度予算措置への影響はあるか。（金田）
 - 5年間待っていた南部の大型採掘プロジェクトも動き始める。この収入が来年以降入ってくる見込み。歳出が増える傾向であるが、大きな変化ではないという見通し。（トゥグルドゥル）

協議録⑧：モンゴル弁護士会（弁護士会長）

日 時：2012年5月21日（月）11時30分～13時30分

モンゴル弁護士会会長室

出席者：プレブニャム会長（遅参）、バットスフ弁護士会首都支部長（途中退室）、
磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

会長が、兼任する憲法裁判所の会議の延長で遅れるとのことで、バットスフ首都支部長が冒頭対応（2012年5月1日より新任）。ただし、あまり遅れずに会長も到着。調査団より訪問の趣旨を説明し、その後会長より、以下の通り説明があった。

（プレブニャム弁護士会長）

- ・ 終了時評価が、良し悪しを評価するものではなく、今後の方針を協議するということに賛同する。
- ・ 裁判所で、思った以上に調停が前向きに受け入れられていることはよいことであると思う。具体的な件数のデータは受け取っていないが、法案ができ、全国導入に向け国会で審議されている。
- ・ 一方、調停の周知は、直接関与した人、調停人等限定的であり、広報が足りないと感じる。
- ・ また、パイロットコートで導入しているが、心から積極的に関与している人は少ないように感じる。積極的に提案がなされることはあまりなく、十分でない。
- ・ 自分の知る範囲でも、バヤンズルフ区の裁判所で、外国投資に関して新しい実務的な問題を議論して時間のかかっている事件が1件あるが、裁判所から、この事件を調停にかけてはどうかと提案することもなされていない。長官、担当裁判官も、調停部も受け身である。利用者に対して、訴訟か調停かという選択権は尊重しながらも、調停に持っていく努力をすべきである。
- ・ ほかに、投資金融組合、ノンバンクが倒産した事件で、民事事件にせず、刑事事件にして社長を禁固刑とし、残りの財産を執行機関が競売して、売った資金を分配した事例がある。しかし、最近になって、ノンバンクの不動産等の価値のある財産が安価で売られていることが判明した。大衆の利益のかかっている事件は、調停を政策的に活用するとうまくいく可能性がある。多くの当事者のいる事件は、調停の利用を促進することができるはずである。
- ・ 調停人に優秀な弁護士を当てて養成することも可能。
- ・ 最近も、相互の理解による離婚ではなく、一方は同意していない離婚事件で、父親が親権をとった後、父方の祖父が実際の面倒を見ていたが、状況が悪くて子供の権利が保障されていないので、母親が子供を取り返したいという相談があった。こういう事件も裁判より調停で処理する方が適している。
- ・ 弁護士が積極的に参加することはよいと思うが、より優秀な弁護士に参加してもらうことも重要だと思う。若い弁護士と一緒に研修などを受けるのは抵抗がある弁護士もいるので、特別な研修を実施して招く形にしてはどうかと思う。優秀な弁護士に調停の知識があれば、政策的な事件、実務の複雑な事件も解決することができると期待される。
- ・ もう一つの問題、LGLセンターについては、弁護士会の付属機関のほうがよいと考えている。独立機関とすると、普通の法律事務所のようになってしまう、何が起きているか把握できない。先ほどのように、優秀な弁護士を調停人として招くときも、独立の機関に招くより、弁護士会のセンターに招く方がよい。調停は裁判所のみにあるべきものではないし、もともとは弁護士会の付属機関であった

という伝統は捨ててはいけない。

- ・ 広報素材、研修プログラムも作られているが、見直しが必要ではないか。研修では法曹クレジットに認めてもらうべき。これは、必要に応じて委任認定をして、認定するとクレジットが付与される仕組みで、必須研修と任意科目があり、現状、任意になっているが、憲法、倫理などと同じく必須にすべき。可能性を探ってほしい。
- ・ 調停人養成研修以外にも法曹、国民に周知する研修があってもいいのではないか。
- ・ 裁判所にも和解のための場を進める取り組みが必要である。
- ・ 弁護士会の調停委員会は、実質的な活動はほとんどない。もともと、弁護士会のメンバーをグループ分けし、各委員会の名前を付けただけである。調停委員会にも広報などの活動をしてもらうのが良いかもしれない。
- ・ 今度、選挙があるが、いつも選挙後は選挙をめぐる紛争が何十件も起きる。それを調停でうまく解決することも考えられる。自分の活躍の場を積極的に探る人を養成する必要がある。
- ・ 刑事事件では弁護士が必ず付いていなければならない事件があるように、こういった事件には調停前置主義をとることも必要。
- ・ 来週から選挙活動が始まり、候補者の広報が活発になる。調停も同時に広報すればどうか。また、半分は選挙区制度になったが、候補者同士が相手を貶める PR をする。見ている側にはどちらも悪く見えるが、調停人が間に入って和解をさせられれば、お互いに利するような選挙活動ができるのではないか。

(バットスフ首都支部長)

- ・ 調停活動はすごく良いと思うし、首都弁護士会としても支援し、イベントに参加していく。これまでもそうだし今後も変わらない。
- ・ 一方、パイロットコートで行われているものは思ったほど効果的、効率的とも思えない。効果的にするために、弁護士その他専門家にやりたいと思うインセンティブが必要で、それは、利用者が多い、ニーズがあるというところから生じるため、広報活動は重要である。国民が調停を利用する動機を高めるための周知と、弁護士その他の専門家が調停人として関わりたくなるような周知という両方の意味がある。
- ・ 法律相談を受ける人に和解の可能性がある場合、まず調停にまわすという意識を持ってもらうことが肝要である。法律事務所に一人ずつ調停人をおくような体制づくりが必要ではないか。
- ・ 地方では弁護士以外の専門家にも調停人として参画してもらうことが大事。それが全体的な調停の促進につながる。
- ・ 法律の整備が必要。公証人、地方公務員など名誉があつて地域の人が信頼する人を調停人にすべきだが、公務員は兼職禁止の条項があり、収入を得ることもできない。
- ・ 弁護士が調停人としてかかわっていくことについて、弁護士会としては支援し、必要なアドバイスもするが、自主性に基かないといけないので、どのようにかかわっていくか策を考えていかなければいけない。
- ・ 調停委員会は首都弁護士会の中にあるが、自分も就任したばかりなので、これから活動報告を聞いて確認する。活発にする取組みも始めようと思うし、プロジェクトとの連携も重要である。

- ・ L G L は独立した機関とするのではなく、弁護士会からの専門的なアドバイスを受けながら活動すべき。

Q1：首都支部の中の調停室についても検討してほしい。

→自身も気になっており、これから活用を考えていきたい。(バットスフ首都支部長)

(バットスフ首都支部長退室)

(プレブニャム弁護士会長)

- ・ L G L を独立させず、専門的な弁護士を入れていくのもよいと思うが、費用負担の問題、部屋の問題もある。これに関して、これまではイメージができなかったが、昨年の夏に裁判所と弁護士会と J I C A が基金を作り、調停人の報酬を出したことで、イメージができた。この形を応用できるのではないか。
- ・ 今の調停センターの立地は問題だと思っており、レストランの上でわかりにくいし、看板を大きくして 1F に移すなどして、利用促進したい。一方、「利益相反に関する法律」ができ、裁判所の中に弁護活動の部屋を借りることができなくなった。今の裁判所の調停部で、弁護士調停人が活動していることも微妙ではないか。
- ・ 弁護士にとっては、調停依頼人が自身に弁護を頼んでくれれば報酬をもらえるのに、なぜ調停センターに登録して賃金をもらわなければならないのか、と考えるとブレーキになり、説明がしにくい。イメージがわくようにモンゴルの民間 A D R のモデルを提示してほしい。
 - ・ 調停センターについては、2009 年の弁護士会の総会で弁護士会の附属機関としてセンターを設置する規定を弁護士会規則の中に入れて、センターの活動を支持することとなった。弁護士会は、例えば会報を、年 12 回から 6 回に減らしたものの、いまだに維持している。L G L センターについても維持していきたいが、どのようにするかモデルが見えるまで支援をしてほしい。
- ・ もう一つ、L G L センター以外に自分の法律事務所で調停ができるようにしてもよいか、調べて回答してほしい。これから各弁護士から質問を受けると思う。調停センターに所属せずに対処できれば報酬の問題もなくなる(?)。その場合も、個々の法律事務所の所属ではなく、いずれも弁護士会(支部)の所属にするつもりである。

Q2：法律扶助センターのスタッフ選任についての弁護士会の関与は。

→プロジェクトは 2 段階あった。当初、ソロス財団のときは、関係者が南アフリカに行って調査し、国所属の弁護士に加え、私選弁護士も関与する仕組みをとって、弁護士会と協力して選んだ。第 2 段階では、UNDP と法務内務省が管轄し、首都の弁護士は弁護士会支部が選抜したが、地方のセンターは弁護士がいない地域もあるので、弁護士でない法律家を雇う方針になった。例えばオルホン支部など、地方でも弁護士が入る場合は、県の役所が弁護士会支部と共同で選任した。(プレブニャム弁護士会長)

Q3：法律家の地位に関する法律、バーアソシエーションについては。

→司法試験を受けて法曹になったあと、訴訟代理をするには裁判所に登録することとなった。弁護士の資格は、希望者は、司法試験により法曹資格があればそのまますべて登録する。(プレブニャム弁護士会長)

Q4：バーアソシエーションの準備はその後どうなっているか。

→詳細が何もわからないため、特に準備はしていない。新法では、まったく弁護士会を廃止してバーを作るとしているが、適当とは思えず、どこから導入したモデルか聞いても返答なし。弁護士会のメンバーも司法改革は重要だと思っているが、調査も根拠もないこういう形の改革は支持できない。施行も早すぎる。当初はもっと早かったが、日本の裁判員裁判の例を出して、他の司法改革法令施行時期の半年後の2014年1月にしてもらった。新しい制度を作るときは移行期を考えないといけない。法案は5か月で決まってしまった。施行するにあたって不明なところもあるが、詳細は規則で決めると言われていて、どうなるかはまだよくわからない。国会選挙に向けて、規則作りについてはフランスやドイツに法律の調査を依頼している。各国の専門家から内容をもったら、新しい国会にロビーする予定。そもそもこの方針自体、選挙後、転換されるかもしれない。また予算も17億Tgも必要とされており、対応不能として白紙になる可能性もある。また、モンゴル弁護士会、弁護士の自治は憲法上認められているので、新法を憲法違反とする余地もある。弁護士自治と裁判所の独立を混同している。(プレブニャム会長)

(プレブニャム会長)

- ・利益相反に関する法律の内容もなかなか面白く、2011年年末に成立し、今年7月施行予定であったが、大統領の指示で5月施行に繰り上がった。今後、公務員は一層厳しくなる。
- ・調停法は常勤調停人を採用しているが、LGLの今後の発展の方向性としては、人材バンクの役割を果たすとよいと思う。裁判所が主観的に調停人を選ぶよりは、LGLが養成して推薦するほうがよい。この点はアマルサイハン前最高裁民事部長とも話したこともある。現在センターに所属している9人の弁護士全員が積極的に調停業務を実施しているわけではない。主にやっているのはウルツィーフー、アルタンウルツィーフー、ダワなど、以前からいて、本邦研修にも参加した人。一部の人は、センターに入ると日本に行けるとか、和解斡旋をするのではなくて、労働力斡旋と思っているらしいがある。LGLの組織のありかたを協議する必要がある。
- ・弁護士会は調停センターに対して、直接の指揮監督は避け、自主性、独立性を尊重してきた。調停人は日本での調停視察経験を有しているので、自分たちで発展していくと思っていた。もっと積極的になってほしい。弁護士会の代表者、LGLの代表者が話し合いをすべき。
- ・広報素材、研修等では、若者を鍛えるためのセンターとしての位置づけになっている法律扶助センターとの違いを明確にするべき。無資力者に対する無料の相談、刑事弁護との区別が重要である。報酬ももらえるし、力が試される大事な業務だと弁護士にわかってもらえるような広報をすべき。ほぼボランティア活動だと弁護士の間で認識されるのはよくない。
- ・裁判所と弁護士会が共同で実施してきたプロジェクトは進捗していると思う。岡専門家は、裁判所、弁護士会の仲立ちをする役割を担うことのできる人。モンゴルの法律分野のドナーのプロジェクトの多くは止まっているが、これからモンゴルは司法改革が実施に移される重要な時期であり、JICAには今後も調停に限らず支援を続けてほしい。

- ・ 発展に伴い、平穏な生活をしたいという意識が国民の中にある。人々を和解させる独立の機関は、発展の可能性があると思う。

協議録⑨：弁護士会調停センター（LGLセンター）

日時：2012年5月21日（月）14時00分～15時30分

LGLセンター調停室

出席者：アルタンウルツィー（センター長）、アリマー、ツェツェグホロル、ウルツィーフー（以上調停人）、エンフエルデネ（事務局長）

金田（調査団）、磯井専門員（調査団）、岡専門家、トゴス、ゾラ

事前に質問票を送付しており、回答を文書で用意してくれていたため、受領した。

アルタンウルツィーセンター長から概要の説明があったあと、質疑応答を行った。

（アルタンウルツィーセンター長）

- ・現在、登録調停人は10名おり、1名が産休で実働は9名である。2007年から2011年の5年間で、11人、10人、12人、11人、10人と人数が変動しており、詳細は質問回答書に記載のとおり。特にプロジェクト開始後は、研修を修了して、専門的知識を身に付けている。
- ・資格要件について特に規定はないが、調停人になりたい人、研修に参加できる人を中心としている。今いる弁護士はほとんど研修を2回受けている。10名中だいたい半分が日本での研修にも参加したうえで、調停人養成研修も受けている。
- ・事件実績は、2009年は26件、うち12件が和解。2010年は34件、うち15件が和解。2011年は29件、うち12件が和解。家族事件、親戚・兄弟の財産分与、個人間の貸し借り、個人や法人の名誉回復、その他特徴的なものとして、会社の株主間の争いや請負契約などもある。
- ・日本の専門家からは、調停実施件数は評価できる数字であるといわれたと聞いた。これは、LGLとしての広報の成果でもある。また、調停人が弁護士としても仕事をしているため、調停したいと直接来る人もいなくはないが、多くは訴訟における弁護を依頼しに来て、和解になることが多いのも特徴。利用者には、訴訟、調停の希望別に帳簿を分けているが、最初から調停を希望するという人はまだ少ない。センターとしては、これから調停の特徴を打ち出し、利用を促進していきたい。

（磯井）

- ・センターの実績は、今のモンゴルの状況に照らし、日本と比較しても、高く評価できる。

Q1：最初は弁護士として受任した事件もあるとのことだが、どのような流れで処理しているのか。

→弁護士の依頼、法律相談、調停人を選んで処理する方法の3つから、依頼人自身が決めて利用してくださいと掲示板にて提示している。しかし、調停についての理解は十分でないため、最初は弁護士を依頼したいという依頼人が多い。話をしていく中で、実はここの弁護士は和解させて処理してくれると聞いたが、という話になって、調停になることがある。

調停を希望した人には、弁護依頼にせずに調停として受けようと思っているが、最初からそういう依頼をする人は少ない。

依頼者の一人が、相手を連れてきて、この人と争いをどう処理したらよいかと相談してきたので、話し合いをして和解する余地があると思い、調停として処理したこともある。

- ・弁護依頼として希望している人をそのまま調停に回すことは、調停に対する誤解を生んだり、権利侵

害になるおそれもあるので、きちんと意義を説明するようにしている。

- ・裁判所の調停が導入されたということを知り、センターの利用をやめたものも 2 件ほどある。
- ・裁判所の調停が試行導入されたことによって、紛争を話し合いで解決する意識が広がりつつある。ただ、LGLの利用を渋る理由は、和解の効力にある。和解契約を履行しなかった場合どうなるかと質問されると、法的強制力がない旨を説明するほかなく、そこで調停利用を思いとどまってしまう人もいる。調停センターの和解契約であっても、執行力を付与することは可能だと思っており、調停法案にもそのような条項を入れるよう要望したが、まだ取り入れられていない。仲裁法の仲裁でも裁判所で確認すれば執行力がある。仲裁機関では、大学教授で弁護士、研究者で弁護士という人がいるので、同様に、今後解決するのではないかと思っている。

Q2：今後のニーズについてどう思うか。

→今のところ、2 種類の利用者層がある。一つは、費用を払えない人が、複雑な事件を持ち込んできて、ボランティアで依頼してくる。しかし、これだけを受け付けていると資金的に困る。もう一つは、調停に関して整理された知識を持っているビジネスマン、法人で、時間をお金と考えているので、裁判所より時間の短縮になると考えて調停センターに来る。具体的には、株主同士の紛争があげられ、裁判所で 3 年かかった事例が調停センターの 2 回の期日で解決した。すでに 3 年間訴訟にかかっていたため、気持ちの面でもうんざりして、和解したがっていたという要素もあったかもしれない。無資力者については資金的には厳しいが、やはり受けたらきちんとやりたい。

Q3：調停人として活動していることのメリットは。

- 弁護業務の中でも、依頼者を相手方と和解させ紛争の早期解決を図る可能性を探る、相手方とコミュニケーションしようとする姿勢が身についた。これは、調停人養成研修に参加して身についた能力である。
- ・センター以外の弁護士にもこういう研修をして、和解を意識する弁護士に育てることはよいと思う。調停人として勤務しなくても、弁護士が調停に関する知識を持っているとセンターの利用が促進されたりする。
- ・また、秘密保持がしっかりされるよう手続も整備しているので、その点は利用者のメリットになっている。専門性の高い人を登録することなどで、今後ほかよりも優れたものにもできると思う。
(アルタンウルツィー)
- 調停センターが設立されて以来勤務しているが、民事のみならず、軽犯罪でもなるべく和解させるよう意識している。調停について、最近は少しずつ理解が広がってきた。弁護士を依頼しに来ても、調停を紹介すると試してみる人もいる。
- ・裁判所の調停と弁護士会の調停との違いに、呼び出しの問題がある。裁判所の呼び出しは強力だが、こちらは電話のみの呼び出しで効力も弱い。
- ・バヤンズルフのみでなく各区にて調停が実施できるとよい。調停センターではバヤンズルフだけでなく各区を管轄しているが、現状だと和解契約の確認がバヤンズルフだけしかできない。
- ・利用者がみな笑顔で帰っていくのがよい。(以上、ツェツェグホル)
- テレビなどで見たと言って訪ねてくる。法人など、様々な紛争があるが、調停は利用しやすいと思う。

一部、裁判所調停のほうがいいという人もいる。調停を専門にやっているセンターなので、弁護士でなく調停人として希望する人が増えている。裁判官の理解も進んでいて、長引かせずに和解で解決することが好意的に受け取られるようになった。(アリマー)

Q4：調停人としての仕事のデメリットは。

→ないわけではない。センターの調停人として活動していると、調停の受理件数が少ないため報酬が少ないなどの問題がある。本当はこの事件を弁護士として受け付けたらより多くの報酬をもらえたのに、と思うことがある。このデメリットも考慮して、センターとしては弁護士として依頼者と会うことを禁止せず、あまりセンターの調停人弁護士の活動を制約しないようにしており、センター内で自分のお客さんに会えるようにもしている。(アルタンウルツィー)

- ・もうひとつのデメリットは運営資金を弁護士が 100 パーセント負担していることである。調停、民間 ADR の実施機関としては、他の機関に所属して、財政を負担してもらう方が発展しやすいと考えている。調停は訴訟よりも費用が安くできるということを前面に打ち出しているので、利用者に高い報酬を請求するわけにはいかない。和解成立時に成功報酬を払わない人もいる。
- ・新しいものを作るときには、すべてが用意されていることはなく、犠牲が伴うので、自分たちの不利として今は背負っている。

Q5：費用負担について、弁護士会との関係はどう思うか。

→結びつきが弱いということは認める。弁護士会は予算で動く機関ではなくて、会費に基づく自律的な機関なので、ほかの弁護士の反応も考慮しなくてはならず、センター支援のための予算を出せない。弁護士の中には、センターで働く弁護士は、プロジェクトですべてを負担してもらっている者もあり、反発がある。今後理解が進んで解決されていくと思う。弁護士は調停センターの所属としての義務を果たしつつ、生活のために弁護士活動もできるので、すごく不満でまったく運営できないというわけではない。しかし、構造も含め、改善は必要であり、それでこそ調停のメリットが生かせると思う。

Q6：弁護士調停人の選任方法とポイントは。

→専門性の高い弁護士を就任させることはこれからの課題である。医師、エンジニア、通訳など兼職している弁護士に登録してもらうことを考えたい。岡専門家と LGL の構造についてよく話しているので、今後会長も交えて協議したい。会長とも個人的に 2 回ぐらい話したが、今のところ財政的な問題について具体的な策は聞いていない。会として必要な支援をしていきたいという意向であり、現在、固定電話の代金は弁護士会が払うようになっている。

Q7：弁護士会調停委員会との関係は。

→100 人ぐらいメンバーがいて、自分が委員長である。もともと、設置目的は、弁護士の分類、グループ分けであり、あまり活動は盛んではない。ただ、調停委員会はこれまで 3 年間に 5 回研修をしてきた。調停をテーマにする研修は、これまで法曹クレジット認定がなく、正式な研修にならないため、ほかのテーマで実施していたが、開始前に短い時間、調停に関する紹介と質疑応答をしている。今後

は、調停をテーマとした研修を委任認定で実施できるようになったので、6月と10月に研修実施を予定している。研修を実施するために費用負担の問題が生じた場合は、委員会の各メンバーから費用を徴収して実施している。なお、10ある委員会の一つを調停委員会にした目的のもう一つは、多くの弁護士に知ってもらうためである。

協議録⑩：国立法律研究所研究員との協議

日 時：2012年5月21日（月）15時30分～16時

出席者：メンドジャルガル氏

磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ、

- ・利用者インタビューからの調停に関するメリット・デメリットは。
 - 利用者は和解を求めており、それに応えるものである点はメリット。他方、調停人からの説明は必ずしも十分ではなく、調停成立の際の効果、効力がわからなかったという声もあった。調停は有効だが、調停人の能力向上とともに、説明をきちんと行う手続きを省かないなど、手続き面での充実が重要である。（メンドジャルガル）

- ・調停に関する見解（モンゴルで調停が有効と考えるか。それはなぜか。）
 - 裁判所における調停を発展させるとよい。理由として、一つは、都市部の裁判所の負担は増加しており、簡易手続き及び調停での処理件数を増やすことが有効。また、もう一つの理由として、モンゴル人は確実な結果を得たいと願う国民性を有しており、裁判所の調停の方が、効果が明確である。なお、モンゴル人の一般的な考え方として、法的な手続には弁護士に代理を依頼することが多く、専門的なことは専門家に頼るのが良いという思考があると思う。簡易手続きによる処理件数も増え続けている。

- ・どのような人が調停人となるべきと思うか。
 - ある程度の年齢の人生経験、特に家事分野においては、経験を有する人物の方が、説得力があり向いている。特定の分野の専門性がそれほど高くなくとも、難しいことをわかりやすく伝えられる人の方が良いと考える。カウンセラーを入れようという声が裁判所を中心にあるが、むしろ、法律家にコミュニケーションや心理学について学んでもらう方が良いと考えている。公平性を保てるか、弁護業務と混同しないかなど、倫理観に関する面も重要。

協議録①：最高裁判所及び首都裁判所

日 時：2012年5月21日（月）16時～18時

最高裁判所 4階大会議室

出席者：ウンドラフ最高裁民事部長、トンガラク最高裁裁判官、ゾルザヤ首都裁判所民事部長
磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

冒頭、ウンドラフ民事部長から挨拶があった後、トンガラク裁判官よりプロジェクトの進捗、ゾルザヤ民事部長より調停法案、ウンドラフ民事部長より今後の方針について説明が行われた。詳細は次のとおり。

（トンガラク最高裁裁判官）

プロジェクト進捗について

- ・紛争処理手続として、訴訟があるが、難しい事件は対立が表に現れないことも多く、訴訟では柔軟性に欠け、それを把握しきれない。また、上訴を重ねるうちに長期化して、当事者は精神的にも経済的にも疲弊する。そこで、第三者による調停の必要がある。
- ・現状の簡易手続でも、和解で30～40%が解決しているが、当事者の自由な意思に基づいており、裁判官の関与や積極的な働きかけはほとんど行われてない。働きかけがあればより多くが和解できるのではないかと考える。
- ・ワーキンググループ（WG）では、これまで、業務フロー、4つの規則等、様々な根拠文書を作った。事件数などの詳細データも既に入手していると思うが、1つのパイロットコートは100件ほど、もう一つは60件ほどの実績があり、うち6割が和解している。
- ・パイロットコートの活動とともに、広報、研修も活発である。WGメンバーは各自大変積極的に活動しており、新聞雑誌以外にもテレビのインタビュー番組、ドラマ放映、宣伝用のDVD（20分）、パンフレット、ポスター等さまざまな媒体を活用しており、効果も徐々に表れている。
- ・研修は、今までのところは法律家を主な対象としており、WGやLGLのメンバーが積極的に参加した。また、養成研修が法曹クレジット（法曹の継続研修正式単位）研修として認定された。
- ・調停は新しい概念であり、民事訴訟法にも規定はなく、法律に基づいて活動する裁判官は、これまで積極的には推進できなかった。裁判官は中立公正な立場で裁判しなければならず、一方に和解を勧めたりすることはできない。今後は、常勤調停人が新しく裁判所の職員になるので、調停・和解が促進されるのではないかと考えている。・調停法で、民事、家事、個別労働紛争については調停ができることになっているが、最近10年間で、簡易手続で処理された事件中、民事、家事、個別労働事件は合わせて46～57%に上る。

（ウンドラフ最高裁民事部長）

- ・訴訟以外の紛争解決方法として、調停があるという意識が国民の中に芽生えていることが大きな成果である。
- ・また、ADRであっても、結果を裁判所が確認して執行できるということは、実は裁判所にとって新たな発見であった。

- ・法律が施行されると和解調停の件数は、裁判所で処理する件数全体の過半数に増えるとみている。

(ゾルザヤ首都裁判民事部長)

調停法案について。

- ・国会WGが 5 回、諮問委員会 2 回、その後、先週 1 回本会議での審議が行われ、このあと 2 回目が行われる。
- ・調停人の資格要件、ルールについては、裁判所の調停にも非政府組織にも適用される。裁判所の調停に関しては当該管轄地域の人口や業務負担に鑑みて、3 名までの常勤調停人を置くという案になっている。
- ・調停に付することができるのは、訴訟係属前の段階では当事者が希望した場合。訴訟係属中は、当事者が希望した場合、あるいは裁判官が提案して当事者が同意した場合。また、訴訟係属前、後にかかわらず、裁判官が確認した場合、判決と同様の効果がある。
- ・和解の定義を拡大し、互譲のみならず、取下げ、認諾、履行も含むこととなった。手数料については国会WG、諮問委員会の意見で、一律 3 万 Tg にすることになっている。一律にすることで促進されるとの考えに基づき、法案に盛り込まれている。
- ・付随する民訴法の改正については、秋の国会で審議される。民訴法等に、ほかの観点からも改正が入る予定とのことなので、合わせて改正する。
- ・法律の立法、作成の過程で、国会議員等に、調停について理解してもらうよう努めた。その結果、当初は訴額の小さな事件に適しているという考え方が多かったが、徐々にいろいろな活用法があると理解され、早期成立に向かっている。
- ・調停手数料を一律 3 万 Tg にしたことは、今の訴訟印紙に関する法律で一番安いのは 7 万 Tg であるため、それより安く設定した。
- ・常勤調停人の負担が重い場合、あるいは当事者の希望がある場合、非常勤の調停人を勤務させられることとなっており、裁判所評議会が管理する。

(ウンドラフ最高裁判民事部長)

- ・調停手数料を 3 万 Tg にしたことは適当と考えている。2011 年 1 月から新印紙税法が適用され、訴訟として受理していた事件が 5000 件減った。紛争が少なくなったわけではなく、印紙税が高くなったので、特に地方で、紛争解決をあきらめてしまっている。資力に劣る者たちが紛争を解決するために、安価な調停が役立つ。
- ・裁判所に関する法律、法曹の地位に関する法律も新しく成立し、裁判所の組織構造も変わる。各区に 5 つの民事裁判所が作られ、各裁判所に 20 名の裁判官が勤務することになる。一つの裁判所に勤務する調停人がこれに関連付けて決められることになる。

(ウンドラフ最高裁判民事部長)

今後の計画について。

- ・前提として、モンゴルの裁判所におけるドナー機関のプロジェクトを紹介する。モンゴル全土において、モニタリングプロジェクト（刑事、民事、行政）が実施されている。ソフトで事件進捗管理をし、

技術的、機械的な間違いを減らすことを目的としており、民事事件のネットワークづくりについては G I Z と協力し、行政事件（行政裁判所）については WB と、刑事事件については自分たちで進めており、調査中である。

- ・モンゴルの裁判所は統一された政策で協力している。効率性、効果を重視し、政策への結びつきを重視している。毎月、各プロジェクトの会議を開いて、進捗を確認している。一つのプログラムで起きた問題を繰り返さないことにも留意している。調停に必要な項目も、民事のプログラムに入れてもらう必要がある。
- ・民事は、プログラムが作成され、一審裁判所に試行的に導入されている。行政事件は、調査が終了してプログラム案ができ、3つの裁判所で施行される。刑事については、裁判前の手続について検察庁と協力しており、それが終わると裁判所に来る。現在は調査段階にある。
- ・ J I C A については最も大きな目的は法案の立法化であったが、法律はほぼ完成したので、効果と連携を求めたい。総合的に処理するために、人材の必要性和計画、設備の問題、管理を担当することなども明記している。
- ・法案が可決されたら、人材予算面の問題は解決すると思うが、研修をしっかりとすることが必要と思っている。裁判官への研修、書記官の研修、和解契約の確認の観点から執行官の研修が必要。
- ・特別な研修も予定している。民事、刑事を担当するトレーナー、調停を担当するトレーナーを養成する意思がある。研修のプログラムができれば、実施は容易である。地方を回って研修するスキームもできている。民事の1日分を調停にするとか、トレーナーに調停のインプットをする等のやり方が考えられる。
- ・パイロットコートでの試行によって気づいたこととして、スタンダードの作り方、書式等、法律文書をワンセットで作る必要がある。またこれを改良していく必要がある。調停法が可決されたら、WGメンバーとプロジェクトも協力してもらって、解説書を作りたい。

Q1：調停人の人数について1名から3名とのことだが、各裁判所ごとの具体的な計画はこれからか。常勤調停人にはどのような人になってもらう予定か。

→現状の話し合いでは、首都の各区裁判所は3名ずつ、地方は1名。常勤調停人は、今のところ、定年の裁判官を想定。中立的な立場に慣れていて、研修が容易と見込まれるし、経験も豊か。当該地域でも名高い人を予定している。弁護士調停人は一方当事者の代理の意識が抜けず、研修に時間がかかる。勤務中の書記官から募ることも考えている。書記官は簡易手続の処理もやっているの調停人としても活躍できると思う。（ウンドラフ民事部長）

→退職裁判官の研修においては、日本の経験も踏まえ、権威的にならないよう留意されたい。（磯井）

Q2：首都では3人とのことだが、弁護士調停人を採用する可能性は。

→今調べている途中で、最高裁として考えていることを述べているのみ。J I C A からも意見をほしい。常勤調停人は、契約でなく裁判所の職員と考えている。とすると、弁護士として自由に活動してきた人が裁判所の給料で対応してくれるか疑問もある。非常勤の調停人には弁護士になってほしいと思う。（ウンドラフ民事部長）

Q3：民間調停に関する意見は。

→厚生労働省の付属のADRセンターができており、他にもいくつかあると聞いている。具体的なイメージはないが、裁判所以外の調停をする人も、特別な研修を受けて働くことになる。法案では裁判所の調停と民間の調停では、裁判所の調停には執行力が付与されるという点で違いがある。(トンガラク裁判官)

Q4：非常勤の調停人の位置づけ、待遇については何か検討しているか。

→活動は法律に基づくが、選抜、名簿の管理、報酬は、今後裁判所評議会の規則で決める。(ゾルザヤ首都民事部長)

Q5：調停法が今の国会で成立した場合、調停の予算措置はどのようになるか。今年度要求して来年1月ということによいか。

→法律の施行が2013年7月であるが、すぐに予算がつくように考えている。すでに裁判所評議会が予算案作成に着手しており、司法改革の一連の法案について、年内に予算案を提出予定。法案の審議についても裁判所の評議会委員長が参加し、人員配置について申し入れている。(ウンドラフ民事部長)

Q6：フローの改訂についての具体的な計画は。

→具体的な計画はまだなく、今後調べていく。ただ、法案にも、フローが取り入れられているので、大きく変えることは想定してない。(ウンドラフ民事部長)

→研修に関して、トレーナーを増やす必要がある。WG だけでの対応は無理である。全国で調停を実施する場合には、裁判官、書記官など、広範囲に行うことになり、トレーナー養成が重要となる。トレーナーとして特に裁判官、弁護士に限らず、大学の教員、研究者も引き込む必要がある。

→調停の内容について話しているが、技術面がもう少し足りない。退職裁判官の場合、早く終わらせようとして、当事者の意見をよく聞いてくれないということもあるかもしれない。当事者の意思がどこにあるかよく研究しないとわからない。そういう点は心理学的な要素も強いので、そういう内容を盛り込むとよいと思う。(以上、トンガラク裁判官)

→ほかのプロジェクトでもトレーナーを養成しているが、外国から来て裁判官等にTOTを行い、TOTを受けた人たちが地方を回って実施する。調停に関してもそのようにできるとよいと思う。ほかのプロジェクトとも足並みをそろえてほしい。(ウンドラフ民事部長)

Q7：印紙代値上げの背景は。

→最低額が550Tgから70200Tgになった根拠は聞いたことがない。(ウンドラフ民事部長)

→もとの額が安すぎ、市場経済に合わない、経費支出に合わないということではないか。訴額が明確な事案については値段が変わっていない。訴額算定ができない事件、行政不服申立、労働の不服申立、離婚について、金額が変わった。(トンガラク裁判官)

Q8：子供、財産分与争いがあると判決離婚になると思うが、無資力者はどうするのか。

→減免、免除の制度はある。個人的に、訴訟サービスがあまりに手軽なことは望ましくなく、慎重にす

べきと考えている。無資力者のことだけを考えて安くすべきでない。(ウンドラフ民事部長)

Q9：今後、調停制度は全国に導入するのか。それとも段階を分けるのか。

→法律ができれば一気に導入する。準備期間として1年ほど残っているので計画を立てる必要がある。

(トンガラク裁判官)

Q10：2013年7月から導入か。11月まではプロジェクトがあり、調停人の報酬も支援しているが、11月から7月まではパイロットコートでの調停を行うか。報酬の対処法は。

→まだ内部で相談していないので、自分の考えで裁判所の予算で続けるとは断言できないが、なるべく途絶えないようにしていきたい。(ウンドラフ民事部長)

→次のプロジェクトで全国展開を支援することは決まっているので、検討してもらいたい。(金田)

→支援が続くことはありがたい。調停法案の理念として、裁判所の調停を前面に出している。これまで、LGLの調停のみでは、全国に受け入れられる段階ではなかった。裁判所の調停を前に出し、調停の必要性について理解が広がっていくと、高度な調停の希望がある場合、民間のADRも実施できるようになることを目指している。12条を置いているのはその意図で、法案の実施は2段階になっている。そこまですればモンゴルで理想的な調停制度ができると思う。(トンガラク裁判官)

Q11：続けて支援が行われるのか。(ゾルザヤ首都民事部長)

→JICAとしては、プロジェクトの終了後もモンゴル側で持続するためには、調停法の成立が重要と考えている。また、新規案件のためには、プロジェクトの内容についても皆さんと検討する必要がある。(金田)

協議録⑫：法務内務省【表敬・聞き取り】

日 時：2012年5月22日（火）10時～11時

出席者：オドワル副大臣、オユントンガラク（政策調整局シニアスタッフ）、ジーナ（政策実施局専門官）
 磯井専門員、金田（以上調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

冒頭、磯井団長よりプロジェクトの概要及び終了時評価について説明の上、今後のモンゴルにおけるADR導入に関する全体的な考え方や方針、法務内務省が実施している法律扶助センターやコミュニティ調停などの実施状況等を確認することを目的に訪問した旨、説明。

（副大臣）

- ・コミュニティ調停は1年間の試行を首都の2つの区でアジア財団の支援を受けて実施してきた。NGOとも連携して実施している。アジア基金はプロジェクトを続ける意思があるようなので、新政権となっても取り組みを続けられるよう働きかけていきたい。
- ・裁判前の調停については、法務内務省にてコミュニティ調停を実施しているが、それ以外にも保健省で医療紛争に関する調停を、またドイツで研修を受けた調停人が学校での調停も実施していると聞いている。
- ・JICAが最高裁判所と実施している調停プロジェクトとも協力・情報交換している。
- ・調停法案が可決されることを期待している。法案の内容に関しては、（コミュニティ調停等の）裁判前の調停が容認される形であればよい。今国会で可決されることを願っている。JICAのプロジェクトの大変大きな成果であり、お礼を申し上げたい。
- ・広報を行う際は、司法調停も紹介するようにしている。平穏な社会づくり、家族間・隣人間での争いを収めるうえで有効である。他の調停では、教官や定年公務員が調停人として活躍している。
- ・法務内務省としては、国民に近い司法の実現を目指している。法律扶助センターなどもこの大方針に基づき実施しているものである。また、コミュニティと警察の関係改善の取り組みも実施している。
- ・5月の家族デーの際に、ウランバートル大学にて開催されたセミナーでは、韓国から専門家が来て、夫婦の和解をどのようにすればよいかというテーマで取り上げていた。

（磯井）

- ・モンゴルでは調停は様々なチャンネルで受け入れられていることが分かった。

（副大臣）

- ・法律扶助センターでは、無資力者に弁護士が支援しており、法務内務省では、その弁護士に報酬を提供している。各地方にセンターがあるので、今後、司法調停とも連携をしながら進めていきたい。

（磯井）

- ・UNDPからも研修での連携の要望などを聞いていた。JICAは調停制度の支援を本プロジェクト終了後も引き続き実施していく予定であり、法律扶助センターとも協力していきたい。コミュニティ調停ともぜひ進捗状況を情報交換しながら協力できればと思う。

（副大臣）

- ・これまでも研修参加やラウンドテーブルなどでの話し合いの協力あり。裁判所の負担を減らし、司法アクセスを向上させるという共通の目的をもっており、協力していきたい。

(磯井)

・コミュニティ調停で、大きな事件が持ち込まれ、裁判所等の他の手続きを案内するようなケースはあったか。

(副大臣)

- ・小さな紛争を和解させることを目指しているため、うまくいかなければ、その時には裁判所の利用などの教示はしている。
- ・コミュニティ調停の調停人は法曹ではないので、専門的な対処はできない。司法調停が全国で導入されれば、その橋渡しもできると期待する。
- ・親子喧嘩で息子の家出したケースで和解した例がある。この紛争そのものは小さなものだが、その後家出した子供が犯罪に巻き込まれるのを未然に防止するというメリットもある。
- ・オブス県の事例：友人同士での車の売買。残金払えなくなり、喧嘩となった。年配と若い男女の 3 人のグループを作って、話をした結果、お互いを理解し、解決できた。第 3 者の介入がなければ、解決の方法を考えることなく、自分の事情を主張するのみだったと思う。
- ・コミュニティ調停は、対立が深まるのを防ぐ点で有効であるという声大きい。社会への悪影響を未然に防ぐという効果があると考えている。
- ・コミュニティ調停の詳細は担当から説明させたい。

(オユントンガラク)

- ・コミュニティ調停を実施しているのは法律家ではない調停人である。法律的な権限を説明することにより、対立激化の恐れがあると考え、むしろ人間的な、倫理観に訴える手法で、小さな対立の解決には有効と考えている。
- ・法律的な問題（人権侵害等）については、調停人向けのマニュアルを作っており、その中ではどのような事件をコミュニティ調停で取り扱ってはいけないかも規定している。具体的には、離婚、担保、刑事などで、人権侵害にならないよう配慮することも明記している。時効を切らさないようにする点も重要。2 週間程度の短期間で解決をめざし、解決しなければ、裁判を受ける権利などを説明している。今のところ規則でこのように定めているが、法律ができるとさらに確固たるものになる。
- ・試行は 2011 年 11 月から実施しており、その前の準備段階では、最高裁や警察の代表などを集めて、コミュニティ調停に関する意見交換の会を開いた。そこで、最高裁からは大変賛同してもらえた。ペットボトルで頭を叩いたとして、最高裁まで行った事例がある。このような紛争は本来はコミュニティ調停で解決できる。
- ・日本ではコミュニティ調停あるか。

(磯井)

- ・制度としてはっきりしたものはない。民間の調停センター等は弁護士会などをはじめ複数ある。

(オユントンガラク)

- ・JICA の支援する司法調停とコミュニティ調停は大きく異なる。国民による国民自身による調停、というのがコミュニティ調停であり、ボランティアでやっているものである。モンゴルの伝統として、年配の方の言うことを聞こうという気質があり、特にオブス県などではそのような傾向強い。

(ジーナ)

- ・コミュニティ調停の実施効果は、調停人の能力強化、及び和解した利用者によるロコミを通じた利用件数増で測ることができると思う。オルゴビ県での調査の際の事例。

(オユントンガラク)

- ・日本でも調停に関する法律あるか。

(磯井)

- ・裁判所の調停に関しては、民事調停法、家事調停法という形で、民事訴訟法の特別法という位置づけで法律がある。
- ・民間の調停に関して、ADR 促進法はあるが、これは民間 ADR を促進するための認証等の手続を定めたもので、個別の手続きは各機関の規則で定めている。

(オユントンガラク)

- ・民間 ADR に関して、規則のみに基づくと、不十分な実施になるのではないか。

(磯井)

- ・記録をきちんと整えた ADR については、時効の中断効果を認めるなどの措置が認められることに ADR 促進法において定められている。

協議録⑬：商工会議所との面談

日 時：2012年5月22日（火）14：00～

出席者：グンジダグワ事務局長、ウンダルマー専門職員、ドゥルグン専門職員

磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ソド

- ・双方の自己紹介、訪問目的の説明（モンゴルにおける仲裁の現状についての聞き取り）の上、お互い紛争を解決することを目指すものとして、参考になると思うので情報交換をしたい。（磯井）
- ・自身も弁護士であり、過去に調停のセミナーを受けたことがある。仲裁も調停もどちらも裁判外紛争処理措置である。当会には国内企業会員 3,000 名が所属しており、基本的には訴訟より仲裁での紛争解決を好む。それに加えて、調停での解決もできれば望ましいと考える。
- ・JICA のプロジェクトは広報が幅広く行われており、法案も可決され、プロジェクトも順調に進んでいることがわかる。政府機関と協力していると思うが、非政府機関である商工会議所である我々との協力も考えてほしい。立法がなされ、調停に関して注意を一層払って、取組みたいと考えている。仲裁、調停、それぞれの規則を作っている。調停に関しては、ドゥルグン専門職員が、専門的に把握している。（以上、事務局長）
- ・本日調停法が可決されたことは知っている。これに関連し、仲裁法も今後改正がなされる見込み。商工会議所としても、年末に調停法案へのコメントをしている。
- ・日本の商工仲裁協会（JCCA）とも連携している。弁護士の多くは過去に JICA のプロジェクトの研修に参加したとか、調停人の資格を取得したということを知る。
- ・仲裁手続き中に、和解もできるのだが、まだ利用者の理解は十分ではなく、今後も注意すべきと考えている。
- ・国家仲裁機関は、商工会議所の下にある。モンゴルの会社のほとんどが会員になっており、支部局が全 21 県にある。我々としても国民に調停を周知させる活動ができると考えている。調停法が成立し、法制度が整った今般、協力して活動する可能性がある。仲裁機関付属の調停センターの設立も考えており、仲裁実施に先立って調停の活用を教示することもできる。調停がモンゴルの中の個人間・法人間だけではなく、外国企業や外国人とモンゴル法人や個人との紛争の解決にも活用され、将来的には国際的な門戸も開かれると考えている。（以上、ドゥルグン）
- ・仲裁制度の実施状況について
 - 最近 5 年間、仲裁事件は増え続けている。20～30 件（2007～2008 年）、2010 年では 43 件、2012 年は第 2 四半期途中までで 23 件受理している。前年度の案件で採決が出たものが十数件ある。鉱山分野における経済活動が増えており、それに伴い紛争も増えている。2010 年の 43 件のうち 5 件、2012 年にはすでに 4 件が採決前に和解している。仲裁機関としては、ビジネス関係を保てるよう配慮して、できるだけ、和解を目指して取り組んでいる。ただ、もちろん和解を強いてはいない。仲裁は迅速に法律に基づいて実施しなければならないが、当事者側の申し出があれば、和解のための期間を確保するようにしている。和解できた場合には、仲裁料は 50% 返還、仲裁人選定前の和解成立の場合には、100% 返還をしている。（事務局長）
- ・手元に頂いた規則によると、調停の手数料は 300 ドルと規定されているが、仲裁の料金はいくらか。

(磯井)

→仲裁は外国の企業がかかわっていることが多いので、どの規則に基づいて処理するかを当事者が自由に決めることができる。仲裁手続き規則に基づいて行うという場合には、それに基づいた金額での実施となる。(ドゥルグン)

・紛争の金額はだいたいどのくらいか。昨年や今年の平均は。(磯井)

→紛争の額にかかわらず、また相手にかかわらず、受け付けている。たとえば 1000Tg でも受け付けている。平均はすぐにわからないが、200 万ドルや 300 万ドルという事件を 5～6 件受け付けている。他方で、100 万 Tg という案件も 10 件ほど抱えている。(事務局長)

・当事者に弁護士がつく場合はあるか。(磯井)

→ほとんどのケースは、弁護士がついており、委任代理制度に基づき、代理人となっているケースが多い。

・仲裁機関の判断は強制執行ができると思うが、強制執行になる割合は？(磯井)

→そもそも当事者同士が自主的に履行しないがゆえに、仲裁の手続きに入っている。したがって、裁判が出たとしても、自主的に履行しないケースは少なくなく、4～5割は強制執行になっている。

・調停法が成立して、JICA のプロジェクトも今後全国に展開していくことになる。これまで主に裁判所の調停への支援を行ってきた。民間調停に関しては、弁護士会の LGL センターと協力してきたが、それ以外はこれまで実施してきていない。調停法では民間調停に関しても規定しているが、今後民間調停が充実するためには、企業の方々の利用が促進されることが必要であると考えている。弁護士会調停センターだけでは、企業活動に踏み込んでいくにはまだ力不足である。有力な会社が多く所属されているということで、これからもご協力をお願いしたい。(岡専門家)

・JICA のプロジェクトは裁判所という権限のある国の機関と協力しており、立法され土台ができたことと認識している。今後は、民間の調停機関の中で最も大きな商工会議所と協力することが JICA にとっても有利ではないか。ビジネス界全体へのネットワークをもっている。法律ができたので、今後広める必要があると思うが、商工会議所のネットワークを使えば、広範に周知が可能となる。我々の調停センターを創設する上での資金援助をいただければと考えている。当方のネットワークを活用し、資金支援をいただく形となれば望ましい。(事務局長)

・現在は仲裁人の判断で個々に和解契約を結んでいる。ただ、センターがあればより信頼性の高いものになる。フルブライトの資金でアメリカの人が講義をしたことがあるが、調停は長い期間をかけず、1日、2日で解決できるというものであると聞いた。調停は、仲裁や裁判と異なる。中国とモンゴルの間の話し合いを調整できるという意味で柔軟性がある制度である。(ドゥルグン)

・これまで調停規則はあるが、一度も実施されたことがない。国民も理解がなく、調停人も養成されていなかった。この面においても協力していきたい。(ウンダルマー)

・仲裁のみならず、調停による紛争解決を目指すことは良いことである。技術援助を行う JICA としては、資金援助はすぐには難しいかもしれないが、協力できる面があればと考えている。(磯井)

- ・研修の実施などの面で協力できればと考えている。たとえば、首都内に 3000 名の会員を集めて 2 日間の調停に関する研修などを実施できる。また各 21 県の支部局での研修ができればよいと考える。現状では、年に 1 度しか回っていない。研修実施に合わせて一緒にできればと考えている。地方における調停のニーズは高いと考えている。スフバートル県は、人口は 15,000 人いるが、裁判所で扱う紛争は 50 件に満たない。実際には紛争はたくさんあるが、裁判にまで至らないもの、家事事件や金銭貸し借りが多い。(ドゥルグン)
- ・モンゴル商工会議所の目的はビジネス支援であるが、資金援助といったのは、人材の能力向上に関する支援、調停人の能力を向上する面で協力していければと考えていた。調停センターのルール作りや研修での協力などはできる余地があると考えている。(事務局長)
- ・仲裁人として活動しているのは何名か。

 - 国家仲裁機関とその支部局の仲裁所があり、全国では 120 名の仲裁人がある。ただ、活発なのは 4 つか 5 つの県のみ。国家仲裁機関には 48 名の仲裁人がいてそのうち 8 名が外国人(うち 1 名は小貫 JCCA 会長。他は中国とロシアなど)。(事務局長)
 - 外国人仲裁人に関して、申請があれば、CV を送ってもらい、理事会で審議して問題なければ仲裁人に登録される。現在の 8 名の外国人仲裁人のうち、実際に仲裁にかかわっている人は少数。当事者が費用負担をしなければならないため。(ドゥルグン)
- ・JCCA との協力関係について、具体的に教えてほしい。

 - 2009 年以前は、中国とロシアとの間で 3 者協議を行っていて、仲裁のレベルや裁決内容の相互承認や情報共有をしていた。それ以降は日本やフランスも交えて、多国間で同様のことを認め合うようにしており、各国の法律等と齟齬がないことを確認する過程で、JCCA と協力するようになった。JCCA との協力活動の中で、モンゴルの仲裁人が博士課程など留学などしたケースがある。(事務局長)
- ・モンゴルにおける紛争解決においてはどのようなものが好まれるか。モンゴルで仲裁制度が活用される理由があるとすれば、何か。

 - 仲裁は全く新しい制度ではない。1929 年に法務内務省はもともと裁判仲裁省、国家仲裁委員会が裁判所の下にあった。1960 年～2003 年までは貿易仲裁機関があって、モンゴル国民と外国企業との紛争はこちらで対応していた。2003 年に仲裁に関する新しい法律がオーストラリアのモデルで作られた。仲裁契約があれば、すべての者が、仲裁を利用できることになった。それ以降は世界各国と共通の制度である。裁判所の関与が少し強い傾向がある。執行はすべて裁判官の確認文書によってされる。
 - あまり活用されていない理由は、もともとの契約において、仲裁で解決するという条項が盛り込まれた契約がそもそも少ないことである。モンゴル大学法学部などにおいても仲裁に関する科目がなく、法曹の間でも仲裁が知られていない。40 年経験のある弁護士で知らない人もいた。(以上、事務局長)

- ・モンゴルでここ以外に仲裁しているところあるか。
→ない。臨時の仲裁もできるが、それもあまり設置されていない。ここの仲裁機関は、仲裁専門の研究所として発展する予定もある。たとえば出版などの面で協力できる。(ドゥルグン)

協議録⑭：ミニッツ協議

日時：2012年5月23日（水）9時～12時、17時～17時30分

出席者：ウンダラク最高裁判民事部長、ゾルザヤ首都裁判所民事部長、バヤスガラン最高裁判所書記官、エルデネバートルダルハン弁護士会長、弁護士会事務局長、（以上、モンゴル側）
磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、竹鶴所員、トゴス、ゾラ

冒頭、金田よりミニッツ案の内容を説明。その後、協議を行った。概要は以下のとおり。

- ・モンゴルの調停において、これまで調査等を通じて状況を確認した結果、日本や諸外国と比べて劣っているところや、改善すべきと考えるところはあるか。（センター長）
 - 特に劣っているということは感じない。ただ、日本の場合、裁判所の姿勢として、調停人をお願いする、という意識が強く、調停人の人たちにとても丁寧に接している。いろいろ実務上の問題はあろうと思うが、その点は少し気になる。（磯井）
 - 調停の申し立て手数料が一律になることはやや心配。当事者の発意を重視して活用するという意味では、あまり高い一律の手数料を設定することには不安を感じる。日本でも最低金額は安く設定されている。裁判をするほどではない紛争解決手段として、設定されているという経緯からも。（磯井）
 - JICAの支援という観点から申し上げると、オーナーシップが大変重要であり、モンゴル側の強い関与が、本プロジェクトの良い結果を生んでいる。さらにマンダートの異なる多くの機関が協力してきたことは特筆すべきことであり、今後の全国展開の成功にもこれらの機関の協力に基づく積極的な取り組みが不可欠であると考えている。（金田）
- ・評価において、調停の事件数、中でも和解している件数を考慮しているようであるが、和解の数だけではなく、質を見る必要がある。和解成立まで至らなくても、和解のプロセスに一度かかわった当事者は、訴訟における解決に向けて協力的になるという大きなメリットがある。調停人の評価に関しても、和解件数あるいは調停成功率だけではなく、調停の手続きを適正に行ったかどうかの視点で見るべき。（ゾルザヤ）
 - 評価をするうえで、プロジェクト開始当初、定量的な設定が必要であった。ご指摘の点は、まさにそのとおりであり大変重要と考える。本評価結果の文書の中には書きにくいものの、そのような成果がある点は、今後も大事に確認していきたい。具体的なエピソードもあれば伝えてほしい。今後も、皆さんと一緒に考えていきたいし、日本側も学びたいと考える。（磯井）
- ・調停法が成立し、常勤調停人と非常勤調停人が活躍されるようだが、主任調停には常勤か、非常勤を雇うときには裁判所から弁護士会への要請が来ることになるのか。（エルデネバートル）
 - ミニッツの中でも、今後双方の組み合わせ、補完関係等の整理の必要性については記載している。具体的なやり方については、調査団が決めたり、提案したりすることではなく、WG等モンゴル側関係者間で検討していくことであると認識している。（金田）
- ・改定業務フローについては、法律がない段階で作成が想定されていたもの。法律ができるとそれに関

する詳細な規則は、裁判官評議会で定めることになる。(ゾルザヤ)

→状況は承知した。プロジェクトにおけるドキュメントの中でこれまで業務フローの改定という表現を使ってきたので、引き続き、同様の文言を使っているが、その形態として、裁判所評議会の規則として設定されることは問題ない。重要なのはこれまでの試行の結果が制度や規則に反映されて必要な改善がなされ、設定されることであるので、業務フローを改定すること自体が目的と考えていただかなくて構わない。(金田)

→ミニッツの中での記載ぶりを修正する。ちなみに、裁判所評議会で検討していく中で、現在の WG メンバーが関与して策定されるという理解でよいか。(磯井)

→もちろん関与する。おそらく、裁判所評議会からの指示を受けて、WG で作成することになるものと思う。(ゾルザヤ)

- ・規則については、業務フロースタンダードになる可能性あり。民訴法の場合、規則がなくて、民訴業務フロースタンダードがある形になっている。今後の活動についても、裁判所に関連する研修など、同意見であり、協力してやっていきたい。(ゾルザヤ)

- ・本邦研修の内容が大変充実していた。帰国後の活動の中でも、本邦研修の資料が大変有効で、不明な点があっても読み返すことでほとんど解決される。非常に有効に活用させていただいていることを付言したい。(ゾルザヤ)

- ・次期プロジェクトがあることは決まっているようだが、具体的にはいつか。(センター長)

→正式な採択通報はなされており、今般調停法も成立したことから前提とすべき条件は整ったと認識しているので、具体的に準備（調査の実施等）の調整を進めていきたいと考える。今のプロジェクトが終わる 11 月の開始は準備スケジュール上、少々難しいように考えるが、間が全く途切れてしまわないような方策を検討したい。(金田)

→現行プロジェクト終了から、次期プロジェクト開始までの間が空きすぎてしまうことを懸念する。調停人に悪影響がある。(センター長)

→懸念は理解した。できるだけ早く開始できるように準備を進めていきたい。(金田)

→センター長と同意見。印紙税に関しても 3 万 Tg 一律となるのは法律で決まってしまった。それに見合う調停を提供できるよう、質の高い調停人の養成に尽力したい。(ゾルザヤ)

→なるべく間をあけずにできるよう、お互いに可能性を探っていきたい。(トンガラク)

- ・WG はプロジェクト期間までであるが、その後はどうするのか。(トンガラク)

→新規案件はできる早い開始を目指したいが、11 月開始とならない場合にも、WG の活動は続けてもらえればと考える。WG の任期などが設定されているのか。(磯井)

→名前と肩書きのみが WG として設定されている。(バヤスガラン)

→それであれば、プロジェクト終了後、次期プロジェクトが開始するまでの期間においても継続的に活動を実施してもらいたいと考えている。(磯井)

→フェーズ 2 のプロジェクトにおける WG はまた改めて設定されるものと考えている。プロジェクト終了

後、次期プロジェクト開始までの間は、今の WG の活動をつないでいくようにする。(トンガラク)

協議録⑮：GIZ との面談

日 時：2012 年 5 月 24 日（木）15 時 50 分～

出席者：Mr. Batnemekh JAVKHALAN（GIZ）

磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、トゴス、ゾラ

（磯井）

調査団の目的、プロジェクトの概要及び、調停法が成立し、今後も引き続き支援をしていく予定であることを説明。今回は、GIZ の活動について教えていただきたく、訪問した。

（GIZ）

- ・裁判所とも付き合いがあるので、JICA のプロジェクトの存在・活動は承知している。パイロットコートであるダルハン郡間裁判所についても、当方の業務で訪問したことがある。若い裁判官が多いこともあり、新しい試みに前向きに活気をもって取り組んでおり、調停も多く行われていると感じた。法務内務省に磯井さんが専門家として勤務していたときから、モンゴルの法整備支援分野に、双方協力をしてくれており、今後お互いに協力していきたい。ダルハンでの調停試行に関しては、国民に対してより一層情報を公開し、司法へのアクセスを改善しようとしているように感じた。
- ・当初は、法案が成立されていなかったため、訴訟手続き中の調停に関し、民訴の手続きとどのように結びつくのか疑問に思っていた。調停法の審議について把握している範囲の情報では、調停法が成立すれば、それに関連して民訴法の改正が必要になると認識していた。最高裁や弁護士会からも協力を受けていると聞いている。アマルサイハン前民事部長をはじめ、優秀な法曹がかかわっていると聞いており、順調な進捗が期待できる。

（磯井）

- ・モンゴル側関係者が積極的にプロジェクト活動に取り組んでくれているために、順調に進んでいる。民訴法の改正については、まだ詳しい情報がないが、調停法案に付随して、調整の準備をしていると聞いている。
- また、GIZ のプロジェクトでは、法律間の矛盾の調整なども行っていると聞いていたので、そちらの活動内容についてもぜひ伺いたいと思う。

（GIZ）

- ・現在、3 機関（裁判所、検察庁、法務内務省）と協力しているが、法務内務省との協力の中で、法律間の調整の支援活動を行っている。法律の矛盾を調整・改善するという点については、継続的に行う必要があり、現在は各種文書（マニュアル等）の作成が終わったところで、今後導入する段階にある。市場経済化後の 20 年間は法律間の結びつきを考える余裕もなく法律の整備を行ってきた。短期間に多くの法律を作る必要があったため、十分な調査・調整ができる状況ではなかったが、今これに取り組むのは時宜を得たものと認識している。作成したマニュアルなどを関係省庁に配布するなどしていく予定。多くの法律について、中身をチェックして、矛盾をなくす作業は、20 名のモンゴル人スタッフを活用して実施した。ただ、このような活動は一過性のもではなく、継続的に行っていく必要があり、そのための支援を行っていく。民訴法を改正する必要がある場合には、民訴法そのものの構造や裁判所に関する他の関係する法律との関係を崩さない形で改正が行われるようにすることが重要であると考えている。GIZ としては、95 年以降モンゴルの法整備分野で支援しており、民法や民訴法に関

するコメンタールを作成する支援も行ってきた。今後そちらの改訂も必要になるかもしれない。

(磯井)

- ・私自身、一部の法令を見ても、法令の調整は必要であると感じていたが、ドナーの外国人としてはモンゴル語の壁もあり、どのようにすればうまくできるかと考えていた。GIZ の HP によると多くの法律が改正されたもしくは改正中だと認識しており、どのように調整が実施されるのか、関心をもっていった。以下、質問。

① 20 名の若手を育成してチェックしてもらったとのことであるが、どういう人たちか。また、モンゴルでこのような活動を担っている機関はあるのか。

→当初予定していたのは、法務内務省の政策局職員を想定。ただ 10 名しかおらず、また他の業務もあるため。ドイツからトレーナーを招き、大学を卒業した人に対して、政策局の職員による監督の下で、研修を実施してきた。法律の矛盾をなくす活動は、本来であれば、法務内務省政策局が実施すべきことで、他省庁から法案が寄せられ、そこで審査する機能があるべきである。現在は、法務内務省以外の 2～3 省から、管轄する法令について矛盾がなくなるような作業をして、包括改正案として準備している。各省に法案提出権限があるので、育成した 20 名に、いくつかの省に入ってもらい、活動をしてもらっている（全省庁への投入には至っていないが）。(GIZ)

→日本でも各省庁の法案は法務省に一旦出され、その後、内閣においてチェックされる形となっている。モンゴルでもこのようなプラクティスが行われていることは望ましいことと認識。法務省チェック後は、内閣などにおけるチェックはないのか。(磯井)

→内閣官房でもチェックすることになっている。各省→法務内務省→内閣官房→国会という流れ。

(GIZ)

② 調停法案も含め、今回の司法改革関連法案は大統領府から提出されているが、大統領府から提出される法案については、法務省によるチェックは入るのか。

→法務内務省に法案確認依頼が来ているかどうかは把握していないが、大統領にも法案提出権限があるので、おそらく直接国会に提出されたのではないかと思う。今回の裁判所包括改革 6 法案に関しては、それぞれにつき、法曹も参加した立法ワーキンググループが作成されており、実際の調整作業はそこでおこなわれているものとする。

調停法に関して、理念等について教えてほしい。(GIZ)

→調停法のもっとも重要な理念は、国民の司法アクセスの道を開くというものであると考える。今回の司法改革法案は裁判所の改革が目的であるため、調停法では、裁判所の調停について主に規定している。本プロジェクトの活動も裁判所における調停の支援を行ってきたので、本法律と関連深い。国民が訴訟以外の紛争解決手段をもつとともに、裁判所の事務負担を軽減することが目的とされている。民間調停に関しても、オープンな形で記載されており、今後の発展のための余地を残す形となっている。他に国民向けのアピールとしては、比較的安価な手続き料金や時間的な短縮、できるだけ公平な調停がなされるように工夫されており、調停を司る委員会が設定されている。調停人の資格も設定されている。(岡専門家)

→民訴法にも改正があるだろうが、その具体的な内容はどうか。(GIZ)

→まず、時期については、秋の国会で民訴法が改正されるだろうと聞いている。民訴法以外にも、家族法など他の司法改革法案により影響を受けるほかの各種法律についても改正が必要になるかも

しれない。内容に関しては、家事事件については、調停前置主義を定めているので、その関係で改正が必要になると思う。時効・中断などについても民法の改正が必要になる可能性もある。また、簡易手続きの中での和解の促進についても、民訴法内に盛り込まれる可能性もある。他の法律の改正については直接関わっていないので、あくまで想定される場所をお伝えした。(岡専門家)

→フェーズ2が引き続きあると理解したが、調停法に関連する法律の改正についても必要で重要と理解しているが、その部分の支援についても主な内容になるとの理解でよいか。(GIZ)

→全国に調停人を置くという形を調停の実施を支援していくことになると思う。(磯井)

→我々も裁判所の中において、GIZがモニタリングシステムを支援していること把握している。ウルムンデルゲル首都裁判所裁判官などが関与していると認識しているが、その事件管理のシステムにおいても、連携が必要になるかもしれないので、その際にはまた協力をお願いしたい。(岡専門家)

→必ずその必要性は出てくる。民事のプログラムは7月に最終版ができて、裁判所評議会に引き渡す予定。大変多くの関係者がかかわっている大きなプログラムである。裁判所の活動全体のシステムづくりという意味で、すべての業務の流れが登録される形になる。当然その中には調停も含まれることになる。今の時点で調整をしておかないと、プログラムへの反映ができなくなってしまうので、お伺いした。今年から控訴審におけるプログラム作りに入っていくが、その前にシステム全体を確認する必要がある。ここまでのところをGIZの支援として想定している。このソフトに関しては、訴訟係属中の和解についてはすでに入っている。訴訟前の調停については、申請からソフト入力が始まる設定であるため、どのようにソフトに入れ込んでいくかが課題となる。(GIZ)

→自身も日本の裁判所で民事のシステムづくり・導入に携わった経験があり、その難しさはよくわかる。調停についても情報提供を行うので、協力願いたい。(岡専門家)

→もし民訴法の根本的な部分に修正が入るとなると、かなり十分な協議が必要になると認識。(GIZ)

→かなり緻密な協議が必要となる。(岡専門家)

③ 裁判所との協力はそのモニタリングシステムづくりと理解しているがその認識でよいか。(磯井)

→もうひとつ、裁判官の能力向上にモンゴルはこの20年間に労力をかけてきた。ただ、第一審に関与して勤務している30名のうち、10名が裁判官、10名が書記官である。書記官に関しては能力強化(専門性向上)のための研修を行っている。専門的な事務職員になれるようにし、裁判官の労力軽減になればと考えている。これに関連し、何名かの書記官に対しドイツでの訓練(語学)を行っている。6月に研修を首都裁判所と協力して実施する予定。また、毎年1度、民法や民訴法に関する裁判官に対する研修を実施しており、今年は遺産相続の研修を行う予定で、短期専門家が近々来る予定。(GIZ)

④ 検察庁との協力についてもお伺いしたい。

→担当ではないので詳細は説明できないが、裁判所と同様のシステムづくりを行っているとともに、まだ十分ではない検察官の能力強化の支援も行っている。ソフトに関してはすでに引き渡している。5つのパイロット検察局支部を選んで試験的に運用している。地方のインターネット環境の問題があり、今その整備を実施している。(GIZ)

⑤ 手続き面での確認をしたい。今、このプロジェクトはどのようなフェーズにあり、いつごろまで実施される予定か。

→現在フェーズ2であり、2011年10月から開始して、2013年10月までを予定している。前回のプ

- プロジェクト（フェーズ1）は2008年から開始して2011年までとなっていた。（GIZ）
- 現行プロジェクトが終わる来年の10月以降の何らかの予定や計画はあるか。（磯井）
 - 確定はされておらず、計画段階であり、情報共有できる段階にない。（GIZ）

協議録⑩：UNDP との面談

日時：2012年5月25日（金）10時00分～11時20分

出席者：Ms. Davaadulam Ts. (Governance Team Leader)、

Ms. Barkhas L. (Governance Specialist)

磯井専門員、金田（以上、調査団）、岡専門家、トゴス、ゾラ

（磯井）

調査団の目的、プロジェクトの概要を説明。法務内務省からは、UNDP と協力して実施しているリーガルサービスセンターと、研修などで協力ができればというお話をいただいた。今回は、UNDP の活動について、今後の計画なども教えていただきたく、訪問した。

（Ms. Davaadulam）

- ・ UNDP としては、司法分野での協力をリードするほどの十分な力は持ち合わせていない。その中でできることとして、法律扶助センターを支援している。国際人権規約がモンゴルでどのくらい実践されているかを確認するのが UNDP の主な目的。法律扶助センターへの支援は5年になる。これまでは弁護士の報酬は出さないという理念で進めてきて、政府から予算措置がなされるようになってきた。しかしながら、100%運用を任せられる段階にはなく、現在はモニタリングを続けている状況である。
- ・ 法律扶助センターに関しては、2012年から政府が完全に予算を出すことになった。連携を切らせないように、貧困者の法律能力の向上という取組みを行っている。これは世界的にも新しい試み。法律の文書がどのように貧困を促進してしまっているかを分析して、それを解決することを目指す。たとえば貧困者がビジネスをやろうとしたときに、足枷となるものは何かを分析して、改善することを目指す。法律を分析する枠組みはすでに作成しており、**Legal Empowerment of Poor and Strategy** というプロジェクトで実施している。

（磯井）

- ・ 法律扶助センターへの法務内務省による予算措置がなされたことは素晴らしいことと認識。他方で引き続きのモニタリングが必要だとのことであるが、具体的にどのようなポイントをモニターしているか。

（Ms. Davaadulam）

- ・ 公務を行っているという面でステータス上の問題はあるかもしれないが、我々の支援としては、能力向上の面で協力をしていくというのが中心。法律扶助に関する法律を現在政府が作成しようとしており、その起草に関しても支援していき、法律扶助がより一層実施されることを期待している。

（Ms. Barkhas）

- ・ 法律扶助センターで勤務している弁護士は弁護士会の所属のままなので、弁護士としてのステータスは保たれている。

（Ms. Davaadulam）

- ・ 弁護士会に提案して、プロジェクトとして EU から資金援助を受けるべく、要請を出している段階。まだ承認されてはいない。

（Ms. Barkhas）

- ・ プロジェクトの発案の根拠、きっかけは、法律扶助センターを置くことによって、モンゴルにおいて

法律扶助が行われる最初のステップとして行った。今の段階ではごく一部の人にしか活用されていないので、今後これが制度化されて、もっと広範囲に行われていくことが必要。国際的な調査も行った上で、モンゴル弁護士会とも協力して進めていきたいと考えている。体系的な法律扶助制度を導入するためには、法律扶助のほか、リーガルクリニック、調停、公益弁護なども体系的に考えて整理する必要がある。また他の分野の弁護士にも興味を持ってもらうことが必要。

(磯井)

- ・ 弁護士会の中にも公益弁護を行う弁護士の委員会があるが、そこと協力をしていく予定はあるか。

(Ms. Barkhas)

- ・ まだ案の段階であるため、そこまで詰めてはいない。承認された暁には、そのような協力の働きかけも行いたい。カウンターパートは弁護士会を想定。

(磯井)

- ・ MOIS (モンゴル国立大学) で行われたフォーラムでも、日本の藤井弁護士がモンゴルに来たが、日本は弁護士が最初、基金を作って法律扶助をはじめ、現在は法務省が法テラスという形でセンターを導入している。

(Ms. Davaadulam)

- ・ 日本のシステムは大変進んでいる。今一番の課題は地方に弁護士が少ないことである。政府からの支給は 20 万 Tg のみ。各地方で法律扶助センターが作られるとニーズが高まり、利用者が増えている。家畜の窃盗なども含め、犯罪件数も増えている。貧困と酒が主な原因と考える。しかしながら、それに対応する人材が十分でない。

(岡専門家)

- ・ 法律扶助センターで働く弁護士は、若手が多いのか。出身は。

(Ms. Davaadulam)

- ・ 定年になっている弁護士や若手弁護士などさまざま。公募で選考を実施した。弁護士資格を持っていなくても、法律扶助センターで勤務を始めたのち、資格を取ったものもいる。別の地域から赴任しているケースはほとんどない。
- ・ プロジェクトを実施していた際には、毎年 1 回～2 回全国の法律扶助センターの弁護士を一同に集めて、会議、セミナーを行っていた。これにより知識も吸収できるとともに、地域間のネットワークができると好評であった。プロジェクトは終わったものの、今年も開催したいと考えている。

(磯井)

- ・ 何名程度参加するのか。地方自治体職員のセンタースタッフも一緒に集める形か。

(Ms. Davaadulam)

- ・ 広報研修を担当している職員向けの研修と弁護士両方を招いた。

(岡専門家)

- ・ 安い報酬以外のインセンティブとしての役割もそのセミナーにはあったと思うが、そのほかにインセンティブ向上のために何かとられた方策はあるか。

(Ms. Davaadulam)

- ・ 地方の方には貧しい人を助けたいという気持ちで対応してくれている。その気持ちで実施してくれており、20 万 Tg しか報酬が与えられないのは申し訳なく思う。また、法律が作られることにより、何

らかの資格が付与されることが想定されており、それがプラスに働けばよいと考える。

(磯井)

- ・どんな資格を想定しているのか。

(Barkhas)

- ・公務員としてのステータスが付与され、社会保障などが与えられる。

(Ms. Davaadulam)

- ・モンゴルでは法律家の数は少なくない。17 の法学部がある大学があり、毎年 1000 名ほどの卒業生が排出されている。しかしながら、法律家が必要な職場が 50 しかないというデータを見たことがある。政府などが、働く場を提供できれば、広がる可能性はある。

(Ms. Barkhas)

- ・したがって、プロジェクトが終わっているものの、引き続きモニターする必要があると認識している。

(磯井)

- ・弁護士や利用者の方から不満が出ているというようなことはあるか。

(Ms. Barkhas)

- ・報告書などからは、利用者についての満足度は高いと思われる。詳細はプロジェクトオフィスに聞いてもらいたい。
- ・地方の法律扶助センターは役所に設置されているので、役所側が、自身の部下のような態度で弁護士に接するケースがあり、これに対して不満が聞かれる。
- ・法律扶助法の早い立法化を期待する声が聞かれる。

(金田)

- ・法律扶助センターへの予算措置がどのような形で実現したかお聞きしたい。

(Ms. Davaadulam)

- ・そもそも本プロジェクトはソロス資金によりパイロットプロジェクトが実施されていた。その後、全国に普及する段階で、政府及びソロス基金から養成があった。その前に実施していたプロジェクトで人件費を負担したため、終了後に政府側が資金を出さなくなって失敗した経験があったので、このプロジェクトでは、政府側が人件費を負担することを 2 年間かけて確約させ、プロジェクトを開始した。しかしながら、当初はソロス基金が人件費の半年分を負担する形だった。UNDP では施設投資と活動費のみ負担した。2009 年から法務省が弁護士の報酬を出すようになり、2012 年から活動費も含めてすべて出すようになった。

(Ms. Davaadulam)

- ・調停法が可決され、JICA が種をまいた協力が芽を出し始めた。

(Ms. Barkhas)

- ・保健省で取り組まれている医師の調停も、UNDP が開始した医師の倫理に関する取組から始まった。その原因が医師と患者との間のちょっとした不理解に基づくものであるとわかり、調停をするという形を提言して、最初の研修などを UNDP が支援した。

(Ms. Davaadulam)

- ・アジア基金にも調停を支援しているケースがある。もうひとつ、調停が発展できる可能性として、現在、鉱山開発が活発に進んでいるが、環境を復帰させないため、住民との紛争が増えてくる。その点

で、公益弁護の必要性が高まる。ひどい対立、さらには内戦のような形にもつながりかねないと危惧している。鉱山会社とローカル住民との調停を行うということも可能性がある。モンゴルには内戦経験がないため、Conflict Prevention, Conflict Resolution に対する経験や知見がない。国家犯罪にもかわる問題であると慎重に考えられるようになってきており、国外からのアドバイスが必要とされている。鉱山開発を盛んにやっている国には依頼できないため、日本であれば中立的にできるのではないかと考える。

(磯井)

- ・法律文書のレビューを貧困削減の観点から実施されているとのことだが、作成中と聞いていたリーガルアクセスの報告書のことか。それとも新しいプロジェクトのことか。

(Ms. Davaadulam)

- ・新しいプロジェクトである。フェルナンド・ソト氏の発案であり、世界的にも新しい試み。貧困者が社会に出ていくために、法的にどれだけの制約があるかということをもとめた著書 (Making the Law Work for Everyone) を著した人物。ペルーのケースは診断のみであり、それをどのように解決していくかについては、記載がない。モンゴルでのプロジェクトは、解決の部分に取り組もうとする新しい試みである。今は、まだ調査を実施している段階で、中期計画に関する問題点や、貧困を促進しかねない条文の洗い出しなどについて根拠をもって提示できるよう調査をしている。

(磯井)

- ・法律扶助センターの弁護士もかかわっているとのことであったが、その他にどういうメンバーで調査しているのか。

(Ms. Davaadulam)

- ・法律扶助センター弁護士は地方で出ている文書などを取り付ける支援をしている。競争入札をして二つの機関 (国立法律研究所の現職員、退職した職員が行っている NGO) に委託している。モンゴルにおける調査機関の能力は低い。アンケート結果を広い範囲から取りまとめても、その結果を分析する能力が低い。女性の政治参加についての調査をしたこともあるが、分析結果が不十分であり、もったいない。今回の調査結果にも多大な期待はしていないが、とにかく調査を実施しないと進まない。JICA も法律分野以外の協力をしているのであれば、モンゴルの調査機関の能力向上という観点から支援してはどうか。国会においても、根拠づけなどが不十分である面が見受けられる。

(Ms. Barkhas)

- ・JICA による調停以外の司法改革分野での協力はありうるか。

(磯井)

- ・リソースの制約もあり、調停分野はこれから全国展開に向けた大きな活動になるので、当面は調停に集中して支援していくことになると思う。裁判員制度の支援なども求められてはいるが、どこまでできるかはわからない段階。

(Ms. Davaadulam)

- ・裁判員制度に関しても、いったい誰が裁判員になるのかなど、クリアしなければならない課題は多い。UN の中の基準で、モンゴルが中所得国に移行したため、UNDP 本部からの資源が制限される傾向があり、難しい面が増えている。モンゴルは数値で見れば発展しているが、実際の社会ではまだまだ課題は多いと認識している。

協議録⑰：保健省との面談

日時：2012年5月25日（金）11時30分～12時30分

出席者：Ms. Bayarmaa Demberel

磯井専門員、金田（以上調査団）、岡専門家、トゴス、ゾラ

（磯井）

- ・（このたびは、当方がモンゴルを訪問しているということを聞いて、急遽そちらから）声をかけていただきありがたい。医療調停の存在は聞いていたため、当方としても情報交換をしたいと考えており、大変良い機会である。

（保健省）

- ・2007年から保健医療分野でも調停に関しても検討を開始して、2011年に法務省のオユントンガラクさんにも協力してもらい、研修を実施した。調停導入の発案経緯は、シンガポールに研修に行った際に、大きな調停センターがあり、多くの問題を調停で解決しているということを知って、モンゴルでも導入を検討したいと考えたこと。紛争が起きた際に、裁判だけではなく、より柔軟な方策である調停で解決するということは発展の可能性があると考えた。2007年にモンゴルに調停導入が可能かどうかの調査を UNDP に協力してもらって実施した。調査結果は、モンゴルでの調停の導入は十分可能とのことで、研修モジュールを開発して、UNDP による支援で研修を実施し、保健省独自予算で、3回研修を実施した。しかしながら、研修プログラムは十分ではない。その折、JICA で専門的な調停人を養成していると聞いて、本日の面談を申し込んだ。
- ・司法改革包括法案の中に調停法が入っているが、保健省としては法律家のみには調停人を限定せず、専門分野での調停人養成の可能性を残してもらうようコメントした。日本ではどのようになっているか。また今のプロジェクトと保健省と協力していく余地はあるか教えてもらいたい。

（磯井）

- ・日本でも、法律家が基本的には調停人として関与しているが、それ以外の専門分野の方も、医療、建築、税務などでは調停人として活躍している。
- ・これまでは裁判所内の調停を検討してきた。現プロジェクトは今年の11月に終わるが、今後の調停導入についても、JICA で引き続き支援をしていく予定である。
- ・専門的な調停人の活用という話があったが、これまでに主に弁護士の方々110名に対し研修を実施して調停人として養成してきた。専門的な研修を受講して、実際にパイロットコートで調停を実施している人、弁護士会調停センターで調停を実施している人、まだ調停を実施していない人もいるので、保健省で実施している調停と連携する余地はあるものとする。日本でも、専門分野の調停人と法曹調停人と連携して対応するというケースもあり、またコミュニケーションの研修なども行っているため、その意味でも、連携の可能性はある。

（保健省）

- ・保健省からも直接、弁護士センターの調停人と相談したことはあるが、すぐに協力ということにはならなかったため、法務内務省にコンタクトをとったという経緯があったのだが、協力の余地はあると考えてよいか。
- ・研修の内容についても、JICA の研修プログラムを見せてもらえればありがたい。

(岡専門家)

- ・研修を合同で実施する可能性もある。調停人人数、件数、調停実施場所等、具体的な基礎情報を教えてもらいたい。

(保健省)

- ・15 の庁から 1 名ずつ、各 21 県からも 1 名ずつ、コミュニケーション能力に長けており、人生経験・専門的知識があり、信頼がおけて、調停に興味をもっている人材を募集して、研修を実施した。ただし、研修修了後すぐに資格付与をするまでには至っていない。短期間の研修で調停人として養成できるとは思われないと考え、全部で 5~6 回の研修を続けて、選考を行った上で、調停人としての資格を付与しようと考えている。したがって、今の段階ではパイロットとして正式にはではないが、それぞれのメンバーが、委員会に来た問題を解決する形で、数件の調停を実施している段階。
- ・これまで 3 回研修を実施したので、残り 2~3 回研修をして、全 6 回の研修を実施して調停人として養成する予定であり、残りの二回の研修の質を高めたい。そのため、JICA の研修と連携して、具体的には、研修講師などを派遣してもらうなどの形で、協力していきたいと考えている。
- ・調停法上、法曹資格がなくても調停人として認定できるならば、資格を付与して実施してもらおうと考えている。
- ・安定的にそれぞれの分野での調停が実施されるようになれば、先ほど話のあった合同での実施という可能性もある。特に医療問題に関しては、影響がかなり多岐に及ぶため、多方面から効果的に解決を試みるということが可能となる。医療調停を導入しようと考えたきっかけは、国民の医療に対する不満を解決できていなかったことにある。長い時間をかけるのではなく、短期間で解決できることは国民側にメリットがあり、我々にとっても長い時間コストをかけて対応しなくて済むという意味で有効。
- ・3 回のうち、1 回目はシンガポールやオーストラリアで調停研修を受けた法務内務省のガンバット職員（現在は、金融調整局を経て民間に転職）、及び医療分野で長く勤務し、カナダにも留学した精神科医に、人間の習慣についての講義、そのほか、モンゴル国立大学やモンゴル国立医療大学の教官などが講師となっている。最初の 1~2 回は、コミュニケーション能力や心理学、3 回目はケースを学ぶ形。これまで保健省が持っている経験はここまでであるため、これより先については、国際的な経験を参考にできればと考えている。講師を選ぶにあたっては公募をして選んだ。当時は調停に関する知識がある人は極めて限定的であった。現在は、110 名もの調停人が養成されているのであれば、講師となっていただく可能性もあると期待する。

(岡専門家)

- ・具体的にどのような事件を想定されているのか。パイロットで実施しているものはどのような事件か。医療過誤か。

(保健省)

- ・調停の管轄については、どういう事件をどこが管轄するかも含め、現在検討中。保健省の中に倫理監督委員会があるが、ここでは医療過誤の問題、それに関連した医師免許の問題を対応。調停では、情報を提供してもらえない、医師の接し方が悪いなどのもう少し簡易な事件を調停で解決するよう対応している。現在、これらの問題が大変多くなっている。調停法が制定され、法曹以外の調停人が認められれば、手続きを明確にしていくことを考えている。

(岡専門家)

- ・カルテの開示などを想定しているのか。

(トゴス)

- ・あまり大きな紛争ではなく、もっと基本的な、コミュニケーション、患者への対応姿勢ではないか。

(保健省)

- ・現在は試行の段階。法律がない段階であまり広い範囲での実施はできない。法律ができれば、調停人の専門性を高めていき、より広範囲の問題を解決できるようなことを想定している。たとえば治療費をめぐる紛争の解決など。

(岡専門家)

- ・裁判所以外の専門的な調停という位置づけと理解した。成立した調停法では、法曹資格は要件となっていない。

(保健省)

- ・倫理監督委員会の支部局があるので、そこに申し立てがなされる。そこでの構成を見直し、法律家を入れるなどして、検討できるようにする。その結果、必要に応じて倫理監督委員会で当事者を呼び出して、審議する。犯罪の可能性があれば、裁判手続きに回す。現在のところ倫理監督委員会は7~8名のメンバーから構成されており、弁護士会や、国家人権委員会のメンバーも入っている。

- ・医療過誤による損害賠償の問題は、たまにあるが、それほど頻繁ではない。そういうケースは被害者から裁判が起こされる。保健省が被告になることもある。

- ・次の研修は秋を予定。

(岡専門家)

- ・情報を提供するので、協力していきたい。